

平成28年6月定例会（6月10日開会
6月20日閉会）

池田町議会会議録

平成28年6月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	19
応招・不応招議員.....	20

第1号（6月10日）

議事日程.....	21
本日の会議に付した事件.....	22
出席議員.....	22
欠席議員.....	22
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	22
事務局職員出席者.....	23
開会及び開議の宣告.....	24
諸般の報告.....	25
会議録署名議員の指名.....	28
会期の決定.....	29
町長あいさつ.....	29
承認第2号より承認第5号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
承認第6号より承認第11号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	39
議案第27号の上程、説明、質疑.....	62
議案第27号を委員会に付託.....	75
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	76
散会の宣告.....	76

第2号（6月15日）

議事日程.....	77
本日の会議に付した事件.....	77
出席議員.....	77
欠席議員.....	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	77

事務局職員出席者.....	7 7
6月定例議会一般質問一覧表.....	7 9
開議の宣告.....	8 0
一般質問.....	8 0
横 澤 は ま 君.....	8 0
倉 科 栄 司 君.....	9 6
矢 口 新 平 君.....	1 0 8
矢 口 稔 君.....	1 2 7
櫻 井 康 人 君.....	1 4 8
大 出 美 晴 君.....	1 6 0
散会の宣告.....	1 7 5

第 3 号 (6月16日)

議事日程.....	1 7 7
本日の会議に付した事件.....	1 7 7
出席議員.....	1 7 7
欠席議員.....	1 7 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 7
事務局職員出席者.....	1 7 7
開議の宣告.....	1 7 8
一般質問.....	1 7 8
薄 井 孝 彦 君.....	1 7 8
服 部 久 子 君.....	1 9 8
散会の宣告.....	2 1 3

第 4 号 (6月20日)

議事日程.....	2 1 5
本日の会議に付した事件.....	2 1 5
出席議員.....	2 1 5
欠席議員.....	2 1 5

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 5
事務局職員出席者.....	2 1 6
開議の宣告.....	2 1 7
諸般の報告.....	2 1 7
各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 1 8
議案第 2 7 号について、討論、採決.....	2 2 7
請願・陳情書について、討論、採決.....	2 2 8
日程の追加.....	2 3 2
同意第 4 号の上程、説明、採択.....	2 3 2
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 4
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 6
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 8
日程の追加.....	2 3 9
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 4 0
日程の追加.....	2 4 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	2 4 1
日程の追加.....	2 4 1
議員派遣の件.....	2 4 2
町長あいさつ.....	2 4 2
閉議の宣告.....	2 4 3
議長あいさつ.....	2 4 3
閉会の宣告.....	2 4 3
署名議員.....	2 4 5

池田町告示第44号

平成28年6月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月1日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 平成28年6月10日(金) 午前10時

2.場 所 池田町議会議場

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

不応招議員（なし）

平成 28 年 6 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年6月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年6月10日(金曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第 6号 平成27年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 8号 例月出納検査結果報告(3・4・5月)

報告第 9号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第10号 議員派遣結果報告について

報告第11号 寄附採納報告について

報告第12号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期 - 6月10日(金)から20日(月)までの11日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 承認第 2号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

承認第 3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

承認第 4号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

承認第 5号 池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 5 承認第 6号 平成27年度池田町一般会計補正予算(第7号)について

承認第 7号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

承認第 8号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

承認第 9号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

承認第10号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

承認第11号 平成27年度池田町水道事業会計補正予算(第2号)について
一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 6 議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算(第2号)について
上程、説明、質疑

日程第 7 議案第27号を委員会に付託

日程第 8 請願・陳情書について 上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科 栄司 君	2番	横澤 はま 君
3番	矢口 稔 君	4番	矢口 新平 君
5番	大出 美晴 君	6番	和澤 忠志 君
7番	薄井 孝彦 君	8番	服部 久子 君
9番	櫻井 康人 君	11番	立野 泰 君
12番	那須 博天 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麩 聖章 君	副 町 長	大 槻 覚 君
教 育 長	平 林 康男 君	総 務 課 長	中 山 彰 博 君
会計管理者兼 会 計 課 長	矢 口 衛 君	住 民 課 長	倉 科 昭 二 君
福 祉 課 長	小 田 切 隆 君	保 育 課 長	勝 家 健 充 君
振 興 課 長	宮 崎 鉄 雄 君	建 設 水 道 課 長	丸 山 善 久 君

教育課長 藤澤宜治君 総務係課長 丸山光一君

事務局職員出席者

事務局長 大蔦奈美子君 事務局書記 綱島尚美君

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

平成28年6月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

会議に入る前にお諮りをいたします。

本年4月14日以後、熊本県、大分県において大地震が発生しました。その関係で、多くの皆様が被災され、また、お亡くなりになりました。

本日、会議の冒頭に時間を頂戴して、お亡くなりになりました皆様の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） ありがとうございます。

それでは、御起立願ひます。

では、事務局から黙禱の時間、願ひいたします。

〔黙禱〕

議長（那須博天君） ありがとうございました。着席ください。

池田町議会では、5月1日から10月31日までクールビズ対応を行っておりますので、よろしく願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、吉澤監査委員、所要のため欠席との届け出がございました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違えとして、議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第6号 平成27年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、以上、報告第6号、第7号を一括して報告願います。

甕町長。

〔発言する人あり〕

議長（那須博天君） 7号のみですか。

7号のみだそうですので、お願いいたします。

〔発言する人あり〕

議長（那須博天君） そうすると、担当課長ですか。

丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、池田町土地開発公社の経営状況の報告について説明申し上げます。

1ページをごらんください。

平成27年度の池田町土地開発公社の事業報告でございます。

1の業務運営報告につきましては、あゆみ野住宅地5区画を坪単価5万5,000円で分譲し、完売となりまして、分譲金額は2,808万800円の内容でございます。

2の理事会等につきましては、会計監査、3回の理事会を開催しております。

2ページを開いていただきますと、役職員に関する事項でございます。役職員に関する異動等につきましては、記載してあります名簿のとおりでございます。

3ページからは、平成27年度土地開発公社の決算でございます。

1の収益的収入及び支出のうち、まず収入でございますが、事業収益につきましては、あゆみ野住宅地分譲5区画の土地売却収入2,808万800円でございます。

事業外収益につきましては、42万3,358円の収入でございます。預金利息で3万1,478円、雑収入の主なものとしましては、安曇養護学校北の校舎保有地を学校職員の駐車場として貸し付けをしたことにより、39万1,880円の収入でございます。

収入総額は2,850万4,158円でございます。

次に、支出でございます。

事業原価につきましては、あゆみ野住宅地の土地造成事業原価2,539万5,790円、販売費及び一般管理費として、公社職員の給与、公社運営に必要な経費978万1,566円を合わせまして、支出総額は3,517万7,356円でございます。

2の資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、借入れが必要な事業がありませんでしたので、収入はゼロ円となっております。

支出につきましては、あゆみ野住宅地の分譲に係る若者定住促進助成金90万円でございます。

なお、収入、支出の明細につきましては、10ページ、11ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、4ページにつきましては、損益計算書でございます。

1から4に係る部分は、収益的収入及び支出をあらわしたものでございまして、5の特別損失につきましては、千本木台2区画の分譲価格引き下げに伴う土地評価損でございます。

平成27年度の純利益は、905万2,898円の減収となっております。

5ページにつきましては、貸借対照表でございます。

左の資産の部でございますが、流動資産の現金及び預金につきましては、7,332万3,090円でございます。8ページに明細表を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

未収金350万円につきましては、花見住宅地1区画につきまして、分譲代金を分割納入していただいている残額でございます。

また、保有土地につきましては2,678万5,719円でありまして、9ページにこの土地の明細を載せてございます。

以上を含めまして、資産の合計は1億360万8,809円でございます。

続きまして、右側の負債の部でございます。

固定負債の退職給付引当金942万1,900円、それから、下段の資本の部でございますが、資本金350万円、準備金としまして、昨年度からの繰越準備金9,973万9,807円がございまして、先ほど申し上げました平成27年度の当期純利益、マイナス905万2,898円を差し引きますと9,068万6,909円となり、資本合計は9,418万6,909円でございます。

負債と資本を足した合計金額が1億360万8,809円となりまして、借方、貸方、バランスがとれてございます。

6ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローでは、あゆみ野住宅地5区画の分譲を行い、プラス2,016万2,592円でございます。現金及び現金同等物の期末残高は7,332万3,090円でございます。

なお、平成27年度の決算につきましては、5月30日に開催されました理事会におきまして承認をいただいております。

次に、14ページをお開きください。

平成28年度の公社の事業計画でございます。

平成28年度は、新たな住宅地造成を滝沢地区に予定しまして、用地取得と造成工事を計画しております。あわせて、保有分譲地の販売促進に力を入れる計画でございます。

また、住宅用地の開発適地の調査・研究も行っていく予定でございます。

15ページからは、平成28年度の公社の予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、まず収入でございますが、事業収益といたしまして、千本木台2区画の早期完売、事業外収益といたしまして、預金利息と安曇養護学校の駐車場に貸し付けた土地の収入を見込みまして、収入合計は1,402万5,000円を計上いたしました。

支出といたしましては、事業原価といたしまして造成事業原価1,359万円を計上し、販売費及び一般管理費1,444万2,000円を見込みまして、支出合計2,803万2,000円を予定しております。

第3条の資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入でございますが、借入金に2,000万円を計上いたしまして、支出では、滝沢の造成予定地の土地取得に1,130万1,000円、土地造成事業費に1,227万7,000円を計上し、借入金の償還金20万1,000円を見込みまして、支出合計は2,377万9,000円の計上でございます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額377万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

16ページの第4条につきましては、借入金の限度額を5,000万円と定めたものでございます。

なお、収入、支出の明細につきましては、22ページ、23ページを御参照いただきたいと思います。

続いて、18ページは予定損益計算書でございます。

平成28年度の当期純利益は1,400万7,000円の減収の予定でございます。

また、19ページでございますが、予定貸借対照表の資産及び負債双方の合計を1億1,009万8,000円としてございます。

21ページは、予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローでは、土地造成事業の支出があるため、マイナス2,369万5,000円、財務活動によるキャッシュ・フローでは、借り入れによりましてプラス1,999万9,000円でございます。現金及び現金同等物期末残高は6,963万円の予定でございます。

なお、平成28年度の事業計画と予算につきましては、3月30日の理事会におきまして承認をいただいております。

以上で、池田町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（那須博天君） 報告第8号 例月出納検査結果報告（3・4・5月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりであります。

報告第9号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第10号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第11号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第12号 町の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、矢口新平議員、7番、薄井孝彦議員を指名します。

会期の決定

議長（那須博天君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る6月6日に開催されました議会運営委員会において、池田町6月議会定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本6月議会定例会の会期は、本日6月10日から20日までの11日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告申し上げます。

議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期・日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

6月定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、時節柄、何かとお忙しいところ御出席をいただき、ここに6月定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、冒頭ではありますが、社会資本総合整備事業の経緯につきまして、少し御説明させていただきます。

当町として近年にない大型事業であります。当事業に取り組む中、その経緯の中で、当初予算に比べ、基本設計時の事業費がかなり増額となってしまいました。

要因としましては、東日本大震災等の影響を受け、大幅な資材、労務費等の高騰があり、さらに、ワークショップ、検討委員会を重ねる中で、町民の皆様の意見、要望が出され、結果としての増額であります。

社会情勢の変化等、やむを得ない要因もありますが、増額幅が大きく、精査・検討して事業費の削減に努め、ぎりぎりのところまで絞り込んでまいりました。

しかしながら、議会に対するその経緯の説明において、説明不足との指摘を受け、事業執行がとまっておりましたが、行政側の不行き届きと認識し、改めてここにおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないよう、十分配慮に努めてまいります。

続きまして、私、就任以来初めての定例会となりますので、所信の一端を述べさせていただきます。

このたびは、前任者の辞職に伴う急な選挙でありましたが、多くの町民の皆様の御支援をいただき、当選させていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

私は、町議会議員に当選させていただきまして以来、一貫して町づくりに取り組んでまいりました。多くの研修・視察を通しまして、池田町のあるべき姿が見出せたように感じております。そして、これまで温めてまいりました町づくりの構想を具体的にあらわしてまいりたいと存じます。

私は、選挙戦を通じまして、「美しい町づくり」をテーマとして掲げてまいりました。池田町の景観は、誰もが感激する美しさを持っておりますが、そればかりではなく、町民の生活の中にも美しさを求めていく、生活環境の中の美しさ、そして、人の心の中にも、思いや

りの心、おもてなしの心を育める町を目指していきたくないと存じます。

今、池田町にとりまして一番大きな課題は、総合戦略にも掲げられておりますように、人口減少、少子化であります。2040年には8,000人台との予測が出ておりますが、特に出生数の減少は、危機感を感じさせられる状況となっております。

何としても歯どめをかけ、1万人の人口をどうしても維持していかなければならないと考えております。そのためには、若者が定住し、子育てのしやすい環境を整備していかなければなりません。

若者が定住する条件として、子育てに対する経済的支援、住宅の確保、働く場の確保があります。具体的施策として、経済支援として保育料の減免、住宅の確保は、若者向け宅地分譲、建築助成、加えて、空き家の活用を推進いたします。働く場につきましては、産業を振興し、現有企業の活性化を図り、雇用の拡大を進めます。加えて、新規企業の誘致に努めてまいります。

また、町なかの再生・活性化を推進し、コンパクトシティの実現を目指します。そして、町なか総合計画へと進めてまいります。

農業面では、田園風景を守りつつ、法人化、6次産業創出など、農業の活性化に取り組み、T P Pに負けない強い農業を目指します。

観光面では、景観を生かした観光の推進と広域の連携を強め、池田町の魅力を発信し、あわせて移住者の確保に努めます。また、ワイナリー構想を推進し、観光の要素に加え、魅力づくり、働く場の拡充を図ります。

福祉面では、健康で長生き、福祉の町づくりを目指し、生きがいをつくり、スポーツを振興し、健康づくりに取り組みます。

教育・文化面では、歴史・文化を守り、郷土愛を育てます。子供たちの郷土愛を育み、人とのきずなを深めるため、あいさつ運動を推進します。そして、子供たちの健全な精神、健全な情緒を育むため、「早寝、早起き、朝ごはん」の生活習慣を推進します。資料館をつくり、文化財の保護と公開・伝承を行います。

環境面では、循環型社会の構築に取り組み、自然エネルギーを活用し、エコタウン構想を推進します。また、ごみの減量を図り、リサイクル、リユースに取り組みます。

以上のようなビジョン、施策をもって、今後の町政運営に当たってまいります。

以上、所信の表明といたします。

続きまして、本定例会に提案します案件関係でございます。

報告・承認案17件、議案1件であります。また、最終日に追加案件を予定しております。

平成27年度の予算執行につきましては、5月31日をもって出納閉鎖となり、全ての予算執行が終了いたしました。

決算につきましては、9月定例議会において御審査をいただく予定ですが、一般会計では、歳出の削減等により、基金として1億円余りを積み立てることができました。詳しくは承認第6号で説明させていただきます。

今定例会は梅雨どきでもありますので、健康に十分留意され、提案いたします案件の御審議、御決定をお願いし、開会に当たってのごあいさつといたします。

承認第2号より承認第5号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決
議長（那須博天君） 日程4、承認第2号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について、承認第3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、承認第4号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、承認第5号 池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 承認第2号から承認第5号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第2号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本改正は、地方税法の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成28年4月1日からの施行に伴い、池田町税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので、承認を求めるものであります。

主な改正点は、個人住民税では、従来の医療費控除とは別の医療費控除の特例の創設、法人住民税では、法人税割の税率改正、固定資産税では、わがまち特例の範囲の拡大に伴い、

軽減割合を規定に定めるもの、軽自動車税では、自動車取得税にかわる環境性能割の創設及び、これらに伴う軽自動車税を種別割とする規定の整備並びに一定の環境性能を有する軽四輪車等について、グリーン化特例を1年延長するものであります。

次に、承認第3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

承認第3号は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

主な改正点は、第2条の課税額において、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の各限度額の引き上げの改正、第23条の国民健康保険税の減額において、保険税応益分に係る軽減判定の基準の見直しがされております。

次に、承認第4号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、行政不服審査法の一部改正が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、池田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正するものであります。平成28年3月31日付で専決処分をしたので、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今改正では、平成27年度以前に固定資産税台帳に登録された価格が新条例の施行日以降に修正された場合には、新条例を適用し、修正を行うことができるものであります。

これは、新条例を適用する場合の日付を固定資産課税台帳に登録された日とし、平成27年度以前の年度分にあっても、施行日以降に修正等された場合、新条例の対象とすることを明確に規定したものであります。

次に、承認第5号 池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、平成28年3月31日付で専決処分したもので、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

本改正では、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が改正されたため、池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

以上、承認第2号から承認第5号について提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、

御承認をお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

承認第2号より第5号について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、承認第2号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足の説明をいたします。

税目ごとの主な改正点を申し上げます。

まず、個人住民税の関係でございます。

個人住民税では、従来の医療費控除とは別の医療費控除の特例が創設されております。

改正では、特定健康診査等の健診を受けている者が特定一般用医薬品を購入した場合、10万円を限度に、1万2,000円を超える額を所得から控除できるものでございます。

適用につきましては、平成29年度中の医療費が対象となりまして、平成30年度からの課税に適用されることになりました。また、修正申告等がされた場合の延滞金の計算期間を見直すこととされております。

次に、法人住民税の関係でございます。

法人住民税につきましては、法人税割の税率の改正が主なものでございます。今回、制限税率を8.3%に改正するものでございます。

なお、適用につきましては、平成29年4月1日以降の事業年度となっております。

次に、固定資産税関係でございます。

独立行政法人労働者健康安全機構が設置します医療関係者の養成所が、新たに固定資産税の免除ということになりました。

また、再生可能エネルギー発電に係ります固定資産税を地域決定型地方税特例措置とされました。これにつきましては、いわゆるわがまち特例制度といいまして、対象とするものでございます。

省エネ住宅の減免申請では、工事費要件に補助金を算入させない規定が追加となっております。

次に、軽自動車税の関係でございます。

平成29年4月1日から、自動車取得税の廃止に伴いまして、自動車税と軽自動車税に新たに環境性能割を設けるために、それぞれの税目を種別割とした改正がされております。

また、軽自動車税の燃費の性能に応じまして税率を軽減する特例措置が1年延長されております。

以上が主な内容でございます。

条文について、主な条文のみ説明をさせていただきます。

第18条の3、19条、80条、81条の2から第81条の8、82条、87条から91条の軽自動車関係につきましても、軽自動車税に環境性能割を創設しまして、納税義務者及び税額等を定め、軽自動車税を種別割とする改正で、規定を整備されたものでございます。

それから、第19条、43条、48条、50条関係につきましても、国税の延滞金の計算の見直しに準じまして、住民税等に係る延滞金の整備でございます。

第34条の4は、法人税、法人税割の税率引き下げの改正でございます。

第56条、59条につきましても、独立行政法人労働者健康福祉機構が労働者健康安全機構に名称が変更となったものでございます。

附則第6条につきましても、住民税におきまして、従来の医療費控除とは別の医療費控除の特例の創出に伴いまして、規定を整備しております。

それから、附則第10条の2、これにつきましても、わがまち特例の範囲の拡大に伴いまして、固定資産税の町の割合を定めるものでございます。

附則第10条の3につきましても、減額措置でございます。省エネルギー住宅の工事費要件に補助金分を算入させないものでございます。

それから、第15条の2から第15条の5につきましても、軽自動車税の環境性能割を長野県が徴収することを定めたものでございます。

次に、第2条によりまして改正でございます。これにつきましても、池田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第5条では、軽自動車税を種別割としまして、平成27年3月31日以前に軽自動車登録をし、13年を経過しないものについては、従前の課税額とするものでございます。

それから、第3条による改正につきましても、池田町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

附則第5条は、たばこ税に関する経過措置でございまして、第1条によりまして税条例の第19条の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

続きまして、承認第3号の関係でございます。池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。

本改正におきましては、第2条におきまして、課税限度額の引き上げを行っております。第1項では、基礎課税額に係ります課税限度額を2万円引き上げ54万円とし、第3項では、後期高齢者支援金等課税額におきまして、2万円を引き上げ19万円とするものでございます。

23条につきましては、国保税の軽減措置としまして、判定基準額を引き上げるものでございます。5割軽減につきましては、5,000円を引き上げ26万5,000円、2割軽減につきましては、1万円を引き上げ48万円とするものでございます。

次に、承認第4号であります池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本改正でございますけれども、行政不服審査法及び関連法案が公布されまして、地方税法の一部改正が本年4月1日から施行されることに伴いまして、そのうちの固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

附則第2項におきまして、固定資産税台帳に登録された価格が平成28年4月1日以後に修正された場合に、新条例を適用するものでございます。

最後に、承認第5号でありますけれども、池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本改正では、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が改定となっております。

附則第5条第2項中の表中、0.02引き上げ0.88に、1級及び2級であったものを1級とし、0.01引き上げ0.92に、また、0.90を0.91に改め、同条第5項の表中、0.86を0.02引き上げて0.88とするものでございます。

これらにつきましては、傷病補償年金受給者及び休業補償者の是正措置がされたものでございます。

以上、承認第2号から第5号までの補足説明であります。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第2号 池田町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第2号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第3号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第3号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第4号 池田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第4号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第5号 池田町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第5号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第6号より承認第11号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（那須博天君） 日程5、承認第6号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第7号）
について、承認第7号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て、承認第8号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、
承認第9号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、承認第10
号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、承認第11号 平
成27年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 承認第6号から承認第11号まで、一括して提案理由の説明を申し上げ
ます。

この承認案件は、平成27年度の各会計において、事務事業の完了に伴い、最終補正予算を
地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付の専決処分により編成したもので、議会
に報告し、承認を願うものであります。

初めに、承認第6号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げ
ます。

歳入歳出それぞれ9,304万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ47億7,635万5,000
円といたしました。これは、当初予算と比較しますと4億335万5,000円の増、率で9.22%の
増となりました。

また、平成28年度へ繰り越して事業を行うための繰越明許費は13事業、1億7,605万円で
あります。

歳入の主なものは、町民税、固定資産税など町税で3,056万円を追加、地方消費税交付金
では7,289万7,000円を追加、地方交付税で5,693万2,000円の追加、国庫支出金では4,066万
7,000円を減額、県支出金は1,879万4,000円の減額、繰入金では1億5,717万1,000円を減額、

町債では5,540万円を減額いたしました。

歳出では、総務費で9,281万1,000円を増額いたしました。主なものでは、減債基金及び公共施設等整備基金積立金1億2,120万円などによるものであります。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費等で総額4,124万7,000円の減額で、主なものでは、介護給付訓練等給付費579万3,000円の減額、総合福祉センター管理経費516万1,000円の減額、保育園運営事業費559万2,000円の減額などによるものであります。

衛生費では816万8,000円の減額、農林水産業費では、主なものでは鵜山地区遊林桑園圃場整備事業など事業繰り越しのため、7,291万9,000円を減額で、商工費では380万3,000円の減額、土木費では3,846万9,000円の減額で、主なものでは除雪委託料など、道路維持経費765万7,000円を減額、道路改良費1,228万2,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金938万6,000円の減額などによるものであります。

消防費では810万2,000円の減額、教育費では1,164万7,000円の減額、公債費では137万2,000円の減額、災害復旧費12万9,000円を減額しております。

次に、承認第7号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ743万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を13億4,417万7,000円といたしました。

歳入では、国民健康保険税1,503万6,000円の減額、国庫支出金325万9,000円の追加、療養給付費交付金209万3,000円の減額、県支出金1,951万9,000円の追加、共同事業交付金391万4,000円の追加、繰入金187万8,000円の減額などであります。

歳出では、基金積立金が2万5,000円を増額、予備費は741万3,000円を増額いたしました。

次に、承認第8号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、歳入歳出総額を1億1,866万1,000円といたしました。

歳入では、後期高齢者医療保険料105万4,000円の減額、繰入金として、一般会計からの繰入金を47万9,000円減額いたしました。

歳出では、主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金150万4,000円を減額いたしました。

次に、承認第9号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説

明申し上げます。

歳入歳出それぞれ919万3,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ5億8,513万4,000円といたしました。

歳入では、分担金及び負担金を295万3,000円の増額、使用料及び手数料を205万7,000円の増額、繰入金では一般会計からの繰入金938万6,000円を減額し、町債では70万円を減額といたしました。

歳出では、公共下水事業費及び公債費、合わせて919万3,000円を減額いたしました。

次に、承認第10号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ577万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ881万9,000円といたしました。

歳入では、使用料及び手数料で35万1,000円の増額、県支出金では285万6,000円を減額し、繰入金は326万8,000円を減額いたしました。

歳出では、簡水総務費で、工事費などで577万3,000円を減額いたしました。

次に、承認第11号 平成27年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、まず、予算第2条中に定めた業務の予定量の中、主な建設改良事業費を300万円減額し、事業費をゼロ円といたしました。

第3条収益的収入及び支出では、収入の部で水道事業収益を628万7,000円減額し、2億5,933万2,000円に、支出の部では水道事業費を630万6,000円減額し、1億9,424万5,000円といたしました。

第4条資本的収入及び支出では、収入を68万円減額し、総額を327万2,000円に、支出では570万円を減額し、総額を9,272万9,000円といたしました。

不足分は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額の変更を行いました。

なお、平成27年度純利益は5,777万4,000円を予定しております。

以上、承認第6号から第11号までの一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

承認第6号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、承認第6号の補足説明を申し上げます。

歳入と総務課関係、会計課関係の歳出におけます主なものを説明申し上げたいと思います。

今回は、歳入歳出それぞれ9,304万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を47億7,635万5,000円とするものでございます。3月31日付の専決でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

今回13事業、総額では1億7,605万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。7つの国庫事業、6つの単独事業を計上しております。

繰越明許費の全体では、款2総務費のうち職員研修事業、移住交流事業、款3民生費、成年後見人支援事業費、款10教育費のうち若者交流事業費が総額224万1,000円でございます。これは、北アルプス連携協約に基づきまして繰り越しを行うものでございます。

款2でありますけれども、総務費の主なものでは、事業名の上から4つ目ですけれども、情報セキュリティ強化対策事業でございますが、これは、マイナンバー法施行に伴いまして、国庫補助金を財源としました情報セキュリティを強化するもので、電算委託料など2,695万5,000円を計上しております。

款3民生費では、臨時福祉給付金給付事業費としまして4,353万8,000円を計上しております。これは、平成27年度臨時福祉給付金支給対象者となります65歳以上の低所得者、高齢者を対象にいたしまして、一時金として1人につき3,000円を支給するものでございます。

それから、款6農林水産業費でありますけれども、土地改良総務費82万4,000円でございます。これは、国土調査の成果錯誤によります地図及び地積更正を行うための委託料でございます。

款8土木費では、道路改良事業としまして、町道登波離橋線が2,560万7,000円、町道225号線では1,730万9,000円を繰り越すものでございます。辺地事業の小実平地籍工事費及び1丁目、ツルヤ進出予定地付近ですけれども、その道路の工事費の計上でございます。

款10教育費では、学校施設改修事業など、総額4,290万7,000円を計上してございます。小・中学校の窓ガラス飛散防止フィルム張り工事を行うものであります。また、池小の体育館の工事費が主なものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。

今回補正をお願いしてございますのは4事業、5,540万円を減額し、補正後の限度額を5億6,710万円とするものでございます。

緊急防災・減災事業債では、消防詰所車両整備、消防無線デジタル化等の精査費用ということで580万円を減額してございます。

一般補助施設整備等事業債につきましては、土地改良費として、鶴山地区遊休荒廃桑園の整備事業費の確定に伴いまして1,710万円を減額してございます。

道路整備事業債では、町道6路線の道路改良費確定に伴います3,220万円の減額をしてございます。

全国防災事業債では、教育債でありますけれども、池小、高瀬中学の体育館改修事業費の減に伴いまして30万円を減額しました。

続きまして、歳入関係、10ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。

まず、款1町税でございませけれども、項1町民税につきましては、個人法人合わせまして3,126万円の増額でございませ。

次に、11ページ、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税でございませけれども、349万7,000円の増額でございませ。

次に、12ページ、款4配当割交付金では166万7,000円の増額でございませ。

下段、款6地方消費税交付金では7,289万7,000円で、これは消費税増に伴います増額でございませ。

13ページをお願いいたします。

款7自動車取得税交付金でありますけれども、税法改正に伴いまして328万6,000円の増額でございませ。

款9地方交付税では、5,693万2,000円の増額でございませ。

次に、14ページをお願いいたします。

款11分担金及び負担金でございませけれども、節7保育料負担金及び節8保育料負担金滞納繰越分が伸びまして、民生費負担金が278万6,000円増額となっております。

それから、15ページをお願いいたします。

下段の款12使用料及び手数料のうち、目2民生使用料では、デイサービスセンター使用料で170万9,000円の減額となっております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

款13国庫支出金の項2国庫補助金でございます。ここでは、総務費国庫補助金としまして、節6地方創生加速化交付金、追加補正事業としまして、ハーバルヘルスツーリズム推進事業不採択に伴いまして3,300万円を減額し、国庫補助全体といたしまして4,225万5,000円を減額してございます。

飛びまして、20ページから23ページをお願いいたします。

まず、款14県支出金、項2県補助金では、22ページをお願いします。

目4の農林水産業費県補助金、節17農業体質強化基盤整備促進事業補助金1,606万5,000円などの減額によりまして、県補助金全体では、23ページ上段にありますとおり、1,542万5,000円の減額となっております。

それから、25ページをお願いいたします。

中段、款16寄付金では、ふるさと応援寄付金としまして2,200万円を予定しておりましたけれども、1月以降のふるさと納税の見込みが相違いたしましたために、206万5,000円を減額し、また、民生費では、故逸見睦子氏の寄付金300万円を追加し、総額では92万5,000円を増額してございます。

下段、款17繰入金では、財政調整基金及びあづみ病院に対します公共施設等整備基金の繰り入れ不用に伴いまして、総額で1億5,717万1,000円を減額してございます。

飛びまして、27ページ下段をお願いいたします。

款19諸収入、雑入でございますが、主なものとしまして、説明欄下段の039雑入、630万4,000円でございます。これは、緊急防災・減災によります消防施設拠点詰所整備に伴います15の自治会からの消防団地元負担金でございます。総額では419万8,000円の増額をしてございます。

次に、29ページ、款20町債でございます。

ここでは、さきに第3表で御説明を申し上げましたとおり、起債事業を計上してございます。総額5,540万円を減額しております。

続きまして、総務課関係の歳出につきまして御説明を申し上げます。

30ページからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、今回の専決につきましては、平成27年度最終補正予算ということで、全般にわたりにまして職員の給与等に係る補正をしてございます。

それでは、30ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でありますけれども、405万円の減額でございます。庁舎管理経費としまして、主なものでは庁舎光熱水費等の減

額でございます。

31ページをお願いいたします。

目2の文書広報費では326万8,000円の減額でございます。この中で、ホームページリニューアル作業委託に伴う不用額の整理が主なものでございます。

中段をお願いいたします。

目3財政管理費では、新地方公会計業務委託業務の入札差金450万円を減額してございます。

目5では、財産管理費1億2,085万円の増額でございます。今回、財政調整基金積立金の利子分120万円と減債基金積立金2,000万円、さらに、公共施設等整備基金積立金としまして1億円の合計1億2,120万円を基金積み立ていたしました。

次に、32ページ、目6企画費でございますが、598万7,000円の減額でございます。てるてる坊主の応援寄付金による基金積み立てとしまして、総額2,200万円を見込みましたけれども、1月から3月までの期間が予想を下回り、減額したものが主な理由でございます。そのほか、事業確定による減額でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

目7自治振興費でございます。元気なまちづくり事業補助金を中心としまして、事業確定によります47万4,000円の減額でございます。

次のページ、中段ですけれども、目11防災対策費でございます。不用額の整理に伴い、25万1,000円を減額してございます。

飛びまして、36ページから37ページであります。

項4の選挙費でございます。目1選挙管理委員会費、目2選挙啓発費、目3県議会議員選挙費、目4町議会議員選挙費、その下、目6の町長選挙費につきましては、各選挙費用の確定によります減額で、総額では694万9,000円を減額してございます。

それから、ずっと飛ばしまして、60ページをお願いいたします。

款9消防費、目2非常備消防費では、763万9,000円の減額でございます。主なものとしては、消防無線デジタル化事業に伴います工事費の不用額の整理でございます。

飛びまして、65ページをお願いいたします。

款11公債費では、元利137万2,000円の減額でございます。これは、長期債等利子の繰上償還によりまして減額したものでございます。

それから、最後ですけれども、66ページ以降に、給与費明細書を添付させていただいてお

りますので、ごらんいただきたいと思います。

補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号中、住民課関係の歳出について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

33ページからとなります。

下段、款2 総務費、項1 総務管理費、目9 バス等運行事業費は、7万3,000円の減額であります。地域公共交通会議を開催しなかったため、その委員報酬並びに費用弁償の減額であります。

次に、35ページ、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費であります。191万円の減額であります。これは、個人番号カードに係る地方公共団体情報システム機構交付金の確定による減額が主なものであります。

次に、38ページになります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうち、説明欄の二重丸、出産祝金経費であります。80万円の減額であります。これは、届け出が4月以降になったもの、または、出産自体が4月以降になったために減額するものであります。

その下の国民健康保険特別会計繰出金経費であります。これは確定による減額であります。

39ページの目2 高齢者福祉費のうち、説明欄中段の高齢者対策経費であります。47万8,000円の減額であります。これは、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるものであります。

次に、42ページの目7 医療給付事業費は、295万円の減額であります。福祉医療給付費の確定による減額が主なものであります。

次に、47ページの目6 子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、17万7,000円の減額であります。子育て世帯臨時特例給付金の確定によるものであります。

次に、49ページの款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費は、135万5,000円の減額であります。報酬、賃金、旅費、需用費並びに負担金、補助及び交付金、それぞれ確定によるものであります。

目4 公害対策費は、3万9,000円の減額であります。環境審議会委員報酬等の減額であります。

目5 墓地公園事業費は、14万6,000円の増額であります。これは、3月の聖地返還に伴う

返還金であります。

次に、51ページの項2清掃費、目2し尿処理費は、12万8,000円の減額であります。公衆便所に係る経費の確定によるものであります。

住民課関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の関係をお願いしたいと思います。

ページにつきましては、38ページからになります。

3款民生費、1目社会福祉総務費773万5,000円の減額措置を行っております。このうち、福祉課関係では、説明欄、二重丸にあります社会福祉一般経費の中で、社協職員の補助対象職員の変更に伴います補助金の減354万円の減が主な点でございます。

次に、39ページの2目高齢者福祉費では、86万2,000円の減額のうち、福祉課の担当では、二重丸にあります高齢者福祉事業の38万4,000円の減額が該当してまいります。内容につきましては、各種補助事業の実績によります減額措置となっております。

次に、3目障害者福祉費では、858万8,000円の減額を行っております。内容といたしましては、タイムケア等の委託料を筆頭といたしまして減額を行っておりますが、一番大きなものとしましては、40ページに記載してございます介護給付訓練等の各種給付金579万3,000円の減が主なものとなっております。

次に、同ページの最下段の5目でありますが、地域包括支援センター運営費では183万円の減額を行っております。内容といたしましては、41ページに記載されているわけでございますけれども、各項目にわたっておりますが、社協からの出向職員、年度内での人事異動がございましたので、この人件費の減が主な点でございます。

42ページの6目でありますが、介護予防費では149万1,000円の減額を行っております。内容といたしましては、臨時職員の減というところが主な点でございます。

次、9目に参りまして、総合福祉センター管理費では516万1,000円の減額を行っております。

内容は、ページをめくっていただきまして、43ページからになっておりますが、やすらぎの郷の光熱水費を中心といたしました、実績に基づいた管理経費の減額を行っております。

同じく43ページの最下段であります11目の福祉企業センター費においても、448万円の減額を行っておりますが、こちらも光熱水費を中心といたしました維持管理経費の減及び人件費の減となっております。

次、44ページになりますけれども、12目の臨時福祉給付金給付事業におきましては、48万7,000円の減額を行っております。内容としましては、事務に従事しております臨時職員の減額措置となっております。

ページをめくっていただきまして、46ページになります。

5目の子育て支援費では、2万1,000円の減額措置を行っておりますけれども、委託料の減による補正となっております。

次、4款衛生費に移りまして、48ページになります。

2目の予防費でありますけれども、270万4,000円の減額措置を行っておりますが、これにつきましても、実績に応じた各種ワクチン代や各種健診委託料等の減額の措置となっております。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 承認第6号中、保育課関係の歳出について、勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 続いて、保育課の関係をお願いいたします。

44ページの最下段になります。

児童福祉総務費におきまして、634万4,000円の減額を行っております。保育園運営事業費におきましては、給食の食材費並びに45ページにかけての光熱水費等を中心に、559万2,000円の減額でございます。

次、46ページをお願いいたします。

上段の2目特別保育費でございますが、臨時職員賃金の減額を行っているものでございます。

保育課につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号中、振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、振興課関係について、補足の説明をさせていただきます。

予算書52ページをお願い申し上げます。

下段になりますけれども、6款農林水産業費、1項農業費の3目農業振興費関係でございます。3,388万9,000円の減額補正でございます。内容としましては、農業振興事業費における各種補助金の確定に伴う減額、また、次の53ページ、最上段をお願い申し上げます。

ハーバルヘルスツーリズムということで、本年、地方創生加速化交付金の1次申請を行ったわけでございます。しかしながら、残念ながら、今回採択には至りませんでした。ですの

で、今回、全額減額とさせていただきます。

なお、この加速化交付金につきましては、現在、第2次申請を行っておりまして、後ほど御説明をさせていただきます6月補正において、再度計上させていただく予定でございます。

続きまして、同じページ、7目土地改良費の関係でございます。3,449万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、土地改良事業費、鵜山地区の圃場整備事業、これにつきましては、平成27年度事業採択をされましたけれども、国の予算が厳しいという中で予算措置がされませんでした。そのため、2,895万9,000円の減額をさせていただきます。

なお、鵜山地区につきましては、4月の臨時議会で議決いただきましたように、平成28年度、補助金の内示をいただいておりますので、平成28年度に事業実施をまいります。

それと、農業体質強化基盤整備促進事業でございますけれども、正科地区、鵜山地区の内川のかさ上げ工事、こちら事業採択はなされたわけでございますが、予算措置がされなかったために、531万9,000円の減額を行うものでございます。

それから、54ページ、2項の林業費の関係でございます。

1目林業振興費については、418万9,000円の減額補正でございます。主な内容につきましては、林業振興事業費につきましては、各種補助金の確定によるところの減額でございます。また、県産材供給体制整備事業につきましては、J-クレジット申請に伴う委託料を予定しておりましたけれども、ハーブセンターまきボイラーに係るCO₂の吸収量等を精査したところ、認証数量にわずか届かないということが判明いたしました。今回は見送りとさせていただきます。

それから、55ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。367万3,000円の減額でございます。商工振興事業各種補助金、また、地域おこし協力隊等の活動費、これにつきましては、それぞれ事業費の確定によるところの減額補正でございます。

それから、少し飛びまして、65ページの最下段になります。

款12の災害復旧費の関係でございます。12万9,000円の減額補正でございます。こちらは、昨年8月3日発生の豪雨災害ということで、中島地籍で起きた水田ののり面崩落に伴う復旧工事でございますけれども、こちらにつきましては、事業費確定によるところの減額ということになっております。

振興課につきましては、補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

49ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項3目環境衛生費の説明欄にございます浄化槽対策経費で、74万6,000円の減額でございます。これにつきましては、合併浄化槽設置に対する補助金でございますが、平成27年度におきまして補助金の申請がありませんでしたので、減額となっております。

次に、50ページ、7目の給水施設費につきましては、367万1,000円の減額でございます。法道、坂森、三郷地区に関する飲料水供給事業及び簡易水道事業繰出金ともに、各事業の精算による減額でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費につきましては、37万7,000円の減額でございます。内容につきましては、旅費、需用費の減額でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費につきましては、897万4,000円の減額でございます。内訳につきましては、説明欄の道路維持経費では、除雪に係ります費用765万7,000円の減額、その下の道路橋等の定期点検事業では、橋梁点検費用の確定に伴います131万7,000円の減額の内容でございます。

2目の道路改良費では、1,228万2,000円の減額でございます。町道登波離橋線ほかの事業費確定によるものでございます。

次に、57ページ、4目の交通安全施設整備事業費で15万5,000円の減額でございます。街路灯電気料の減額によるものでございます。

3項河川費、1目砂防費で32万2,000円の減額でございます。県事業の急傾斜地崩壊対策事業の花見地区におきまして、事業費確定に伴います地元負担金の減額によるものでございます。

58ページの4項都市計画費、2目公園事業費の説明欄にあります公園管理等一般経費が建設水道課に関する部分でございまして、57万4,000円の減額でございます。それぞれ経費の確定による減額となっております。

3目の公共下水道事業費の下水道事業への繰出金938万6,000円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。

次の59ページの5項住宅費、1目住宅管理費につきましては、339万3,000円の減額でございます。主なものとしまして、3丁目東町営住宅C棟の外壁改修を県住宅供給公社の買い取り方式による工事を行いまして、事業費確定による減額でございます。また、住宅・建築物

安全ストック形成事業の耐震診断、耐震補強工事につきましては、申請件数が確定したことに伴う減額でございます。

建設水道課は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、教育委員会関係の歳出の関係につきまして、御説明をさせていただきます。

46ページをごらんいただきたいと思います。

児童センターに係る部分でございます。目の4児童センター費でございます。今回、93万円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますけれども、説明欄、臨時職員の賃金でございますが、これは厚生員、それから代替の職員でございますが、27万円の減額、それから、その下、食糧費でございますが、47万9,000円の減額でございますが、これはおやつ購入費でございます。

それから、58ページに飛びますが、ごらんいただきたいと思います。

8款の土木費、4項都市計画費の中でございますが、目2公園事業費、説明欄をごらんいただきたいと思います。下段、クラフトパーク管理経費でございます。今回、290万5,000円の減額をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、その下にございます電気料の減ということで、193万6,000円をお願いするものでございます。

それでは、またページが飛びますが、61ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費でございますが、まず、目2事務局費でございますが、165万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄をお願いしたいと思いますが、教育委員会事務局一般経費が、職員の社会保険料の減ということで88万4,000円、それから、就学援助費が、29万8,000円の減額でございます。こちらが主な内容でございますので、お願いしたいと思います。

次の62ページ、下段をごらんいただきたいと思います。10款教育費、4項社会教育費の関係でございますが、目1社会教育総務費219万円の減額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。主な内容といたしまして、公民館の臨時職員の関係でございますけれども、199万円の減額、それから、その下、地域交流センター等の建設事業ということで、設計委託料の減20万円ということでございますので、お願いいたします。

それから、めくっていただきまして、63ページ中段でございますが、目6美術館費でござ

います。今回、309万2,000円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますが、一般修繕料ということで、消防用の発電機の修繕を行ったわけでございますが、167万2,000円の減、それから、美術館の指定管理料の減ということで、142万円をお願いするものでございます。これは、年度当初の予算額と協議をいただく中で減額になった分でございます。

それから、64ページをごらんいただきたいと思います。

保健体育費の目2 総合体育館費の関係でございます。今回、240万6,000円の減額をお願いするものでございます。内容といたしましては、耐震補強工事の関係でございますが、調査測量設計監理委託料ということで113万4,000円の減、それから、耐震診断を行っていただいたわけでございますが、その委託料ということで77万2,000円の減でございます。

それから、その下、体育振興経費の中で、体育協会の補助金の関係でございますが、講演会の講師の講師料の減ということで50万円の減ということになっておりますので、お願いしたいと思います。

教育委員会関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 続いて、承認第7号、第8号について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、承認第7号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ743万8,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ13億4,417万7,000円といたしました。

詳細につきましては、7ページからになります。

まずは、歳入であります。款1 国民健康保険税でございますが、目1 一般被保険者分で1,031万円の減額、目2 退職被保険者等分で472万6,000円の減額により、国民健康保険税全体では1,503万6,000円の減額補正であります。

次に、8ページの款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は899万8,000円の減額、目3 特定健康診査等負担金は9万1,000円の増額であります。ともに確定によるものであります。項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金は、564万8,000円の増額補正でございます。

次に、款4 療養給付費交付金は、209万3,000円の増額であります。

次に、款6 県支出金でございますが、項1 県負担金及び項2 県補助金ともに増額補正により、合わせて1,951万9,000円の増額補正であります。

次に、10ページの款8 共同事業交付金は、391万4,000円の増額補正であります。

次に、款10繰入金でございますが、一般会計繰入金は187万8,000円の減額であります。

これに対します歳出でございますが、13ページからとなります。

款1 総務費、款2 保険給付費、款3 後期高齢者支援金等、款4 前期高齢者納付金等、款6 介護給付金、款7 共同事業拠出金並びに款8 保健事業費は、財源振替によるものでございます。

20ページの下段、款11予備費につきましては、741万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、承認第8号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ1億1,866万1,000円といたしました。

詳細につきましては、3ページからとなります。

まずは、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料であります。目1 特別徴収保険料は94万9,000円の増額、目2 普通徴収保険料は200万3,000円の減額であります。

次に、款3 繰入金でございますが、目1 事務費繰入金は34万6,000円、目2 保険基盤安定繰入金は13万3,000円をそれぞれ減額補正いたしました。

これに対します歳出であります。4ページからとなります。

主なものといたしまして、款2 後期高齢者医療広域連合納付金を150万4,000円の減額補正を行っております。

補足の説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 続きまして、承認第9号より第11号について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、承認第9号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ919万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億8,513万4,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。

初めに、歳入の関係でございます。

分担金で104万7,000円の減額、次の負担金では400万円の増額となっておりますが、これにつきましては、新規加入の増減によるものでございます。

使用料につきましては210万6,000円の減額でございますが、下水道使用料の減少によるものでございます。

続いて、5ページの手数料の4万9,000円の増額につきましては、公共下水道事業督促手数料でございます。

一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きによりまして、938万6,000円の減額となっております。

最下段の下水道事業債につきましては、資本費平準化債70万円の減額でございます。

続きまして、6ページの歳出の関係でございます。

公共下水道事業費につきましては、555万3,000円の減額でございます。工事請負費、人件費等によります減額が主な内容でございます。

続いて、汚水処理事業費197万円の減額でございます。電気料、脱水ケーキの処理量の減少が主な内容でございます。

次に、7ページ、公債費につきましては、償還元金で57万円の増額、利子では借入利率の確定によりまして224万円の減額となっております。

以上で下水道特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第10号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてお願いいたします。

歳入歳出それぞれ577万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ881万9,000円と定めるものでございます。

3ページをお開きください。

初めに、歳入の関係でございます。

水道使用料につきましては、35万1,000円の増額でございます。使用水量の増加によるものでございます。

衛生費県負担金につきましては、285万6,000円の減額でございます。広津梅の尾地区の県道改良工事に伴います水道管補償料の確定によるものでございます。

一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の差し引きによりまして、326万8,000円の減額でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、簡水管理費で577万3,000円の減額でございます。減額の内容でございますが、広津梅の尾地区の県道改良に伴う補償工事費の減額が主な内容でございます。

す。

簡易水道事業の説明は以上でございます。

続きまして、承認第11号 平成27年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）についてお願いいたします。

1ページをお開きください。

初めに、2条中に定めた業務の予定量の主な建設事業費を300万円全額を減額補正するものでございます。

3条の収益的収入及び支出の関係でございますが、これは通常の事業費に係るものでございます。

2ページの4条の関係でございますが、資本的収入及び支出を表にしたものでございます。

5条につきましては、職員の給与に関する減額でございますので、よろしくお願いいたします。

では、3条の収益的収入及び支出につきまして、5ページ、6ページとなりますので、お願いいたします。

5ページの収入につきましては、全体で876万7,000円の減収となっております。主なものとしましては、水道使用料が1,317万4,000円の減収となっております。節水意識、昼間の使用水量の減少等が考えられる状況でございます。

支出につきましては、全体で630万6,000円の減額となっております。これは、大きな修繕が発生しなかったことに加えまして、営業費用の各項目での費用の減額によるものでございます。

6ページにございます資産減耗費203万円の減額につきましては、平成27年度中に除却する固定資産が発生しなかったことによるものでございます。

営業外費用にございます消費税206万5,000円の減額につきましては、消費税確定額によるものでございます。

最下段の過年度損益修正損740万4,000円の増額につきましては、固定資産台帳見直しによる減価償却費修正が主な内容でございます。

第4条の資本的収入及び支出に関しましては、7ページでございます。

収入につきましては、工事負担金68万円の増額でございますが、加入負担金によるものでございます。

支出につきましては、570万円の減額でございます。改修工事費等の減額が主な内容で

ございます。

改良事業費の確定によりまして、2ページの上段にございます収入額が支出額に対し不足する額につきまして補填する金額等を変更してございます。

以上によりまして、次の8ページ、予定キャッシュ・フロー計算書の業務活動によるキャッシュ・フロー、上段にございます当年度純利益は、水道使用料の減少等により、当初見込みに対しまして548万1,000円減収の5,777万4,000円でございます。

最下段に記載してあります現金の期末残高は、7億5,962万7,000円となっております。

水道事業の説明は以上でございます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第6号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） それでは、1点お願いいたします。

25ページになりますけれども、寄付金の件でございます。

ふるさと納税の関係の寄付金の2款のところでございますけれども、昨年、一昨年度に比べますと、非常に大きな伸びがありました。今までは100万円弱だったものが2,000万円弱ということで、非常に大きな伸びで、非常にありがたいものだなと思っておりますけれども、実際、最後、尻すぼみしてしまったというところがあります。1月から3月まで、予定されていたものまでが若干減ったというところで、ことしにおいても同じような傾向があるのではないかなと懸念されるんですけれども、昨年、どうして尻すぼみになってしまったのか、しっかりと検証していただきたいと思っておりますけれども、原因と、今後、ことしについてはそのようなことがないのか、1点お願いいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昨年12月に約1,000万円ほど、一月で入ったわけですが、1月から3月にかけての3カ月で、私ども、大体100万円ちょっとぐらいを想定しておったわけですが、これにつきまして、「ふるさとチョイス」というところで、今、私ども、ふるさと納税の窓口をやっているところで、その業者に聞いたところ、日本全国、1月から3月にかけては、ふるさと納税が減るというような傾向だそうです。

やはり納税という観点から、12月が一応納税の年度になっておりまして、1月から12月の部分で、それぞれ調整してくるのではないかなというようなことも言われておりましたので、1月から3月は下がるということでもあります。

今後でありますけれども、1月から3月あたりにつきましては、そういった形で下がる傾向はあろうかと思えますけれども、私どもとしましては、ふるさと納税を増加させるために何らかの手だてをしていくということで、この内容について、実際にどうするかというのを検討に入っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） ほかに質疑はありませんか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） もう1点お願いします。

ふるさと納税についてはわかりました。

53ページをお願いしたいと思います。

農林水産業費の農業費、3目のところにあるハーバルヘルスツーリズムの推進事業が事業採択されなかったということで、こちらのほうも、3月のときでしょうか、新聞紙上において各市の一覧が出たわけですが、池田町ゼロという残念な結果に終わってしまいました。

それは、どうしてほかの地域はついたのにもかかわらず、内容がいけなかったのか、それとも視点がいけなかったのか、手続きがいけなかったのか、なぜゼロという数字になってしまったのかという点と、また、新しい補正予算にも上がってくるものですから、要するに採択が未確定なものが、また補正予算で上がったたり下がったりするものもどうかと思ひまして、このハーバルヘルスツーリズムの推進計画、特にこの後に出てくる議案では、さらに金額が上がっているものですから、そういったところもありますけれども、まずは、なぜこういったゼロという補正に、減額になってしまったのか、お尋ねいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、地方創生加速化交付金の関係でございますけれども、今回といいますか、第1次募集の関係ですが、3,300万円を予算計上し、申請をさせていただきました。県の担当との相談の中では、非常にいい感触を得ていたわけでございますけれども、いざ内閣府のほうの決定を見た中では、残念な結果になってしまったということで、町におきましても検証させていただいて、前回上げたときには、ソフト事業とハード事業、

ハープセンターの見本園等が中途半端な形で終わってしまっているということで、これを継続して整備をしていきたいということで、ハード事業も盛らせていただきました。

この中で、先ほど議員御指摘のとおり、1,000万円ほど事業費をふやして、単独費を盛ってございます。これにつきましては、ハード面を重点的に見られるのは好ましくないということで、あくまでもソフトで、まち・ひと・しごと、雇用の拡大、観光客の増等々をメインに打ち出していくと。それで、ハードについては、単独事業も入れながらやっていくということで、若干の修正をかけて、現在、内示のない第2次の申請のほうに提出させていただいていると。

今のところ、県内でも29市町村ということであるようでして、競争率は非常に高いのかなとは思いますが、何とかこの事業は一步前に進めていきたいということで、担当としては考えている状況でございます。

議長（那須博天君） ほかに質問がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第6号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第7号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第7号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第8号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第8号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第9号 平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行

います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第9号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第10号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第10号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第11号 平成27年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第11号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

会議の途中ですが、この際、暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定しますので、
よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議案第27号の上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程6、議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第2号）について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、総合体育館耐震改修費、ハーバルヘルスツーリズム推進
事業、コミュニティ助成事業の確定による補正、また、4月の人事異動による職員給与など
を中心とした補正であります。

歳入歳出それぞれ5億4,526万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を48億4,955万2,000円と
いたしました。

歳入では、地方交付税2,473万5,000円を増額、分担金及び負担金は91万5,000円を増額、
国庫支出金では地方創生加速化交付金を活用したハーブセンター園改修工事費等に3,000万
円を増額、諸収入ではコミュニティ助成事業の内示に伴い390万円を増額、町債では総合体
育館耐震改修費や道路工事費等の整備に伴い4億8,560万円を増額いたしました。

歳出では、総務費で、熊本地震災害公金支援費など463万8,000円を増額、民生費では21万
3,000円を増額、衛生費は48万7,000円を減額、農林水産業費では、集客向上に向けたハーブ
センター東の農園リニューアル整備費用などとして3,768万8,000円を増額計上しました。

商工費では、プレミアム事業補助金などを中心として378万5,000円を計上いたしました。

土木費では、ツルヤ進出予定地周辺の町道225号線の改修費など、3,545万7,000円を増額
いたしました。

消防費では、4分団1部の消防詰所の整備費として1,610万円を計上しました。

教育費では、総合体育館の耐震化に伴い、石綿処理及び本体改修費など、4億5,123万
7,000円を増額いたしました。

以上、議案第27号の提案説明をいたしました。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足説明は担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第27号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳入関係と総務課関係の補足説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれに5億4,526万8,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ48億4,955万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

2表地方債の補正内容でございます。

1の追加では、石綿対策事業債でございます。総合体育館耐震改修に伴いまして、石綿使用箇所の除去のための財源として5,150万円を追加するものでございます。

次に、2の変更でございますが、2本の起債額合計を4億3,410万円を増額しまして、総額では7億7,473万1,000円とするものでございます。

道路整備事業債につきましては、町道225号線の道路改良事業に伴います財源としまして2,360万円を増額しまして、限度額を6,520万円としてございます。

それから、その下、緊急防災・減災事業債につきましては、総合体育館耐震改修に伴います財源措置としまして4億1,050万円を増額しまして、限度額を4億1,710万円とするものでございます。

続きまして、歳入関係、6ページをお願いいたします。

款9地方交付税でございますが、2,473万5,000円を増額してございます。

款11分担金及び負担金では、民生費負担金及び総務費負担金、合わせまして91万5,000円を増額しております。

款13国庫支出金では、目1総務費国庫補助金としまして、3,000万円を追加してございます。これは、地方創生加速化交付金を活用しましたハープセンター園の改修工事費等の財源措置でございます。

7ページをお願いいたします。

款14県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金7万6,000円を追加してございます。これは、飼料用米の栽培試験を行うための補助金でございます。

款14項3委託金では、目1総務費、目5教育費で4万2,000円の追加でございます。統計調査及び人権教育に伴います県委託金の内示に伴います財源計上であります。

款19ですけれども、諸収入、目6コミュニティ助成事業助成金では、自治総合センターからの事業内示に伴います390万円をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款20町債では、今回の補正に合わせまして、4つの起債を計上したものでございます。総額では4億8,560万円でございます。目2土木債では、町道225号線の道路改良分で2,360万円の計上でございます。目3教育債では、総合体育館の耐震化に伴いまして、石綿処理及び改修費としまして、総額4億4,570万円を計上したものでございます。目9消防費では、消防詰所整備に伴います1,630万円を計上してございます。

続きまして、歳出関係でございます。

各款共通事項といたしまして、この4月以降の人事異動に伴います職員の給与など、人件費に係ります補正を行っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、人件費を除きました総務課関係の歳出関係を説明申し上げます。

9ページ下段ですが、款2総務費、目1一般管理費では、605万2,000円の減額でございます。説明欄、最初の二重丸でありますけれども、一般管理経費では84万円の増額でございます。備品購入費としまして、会議用ワイヤレス音響機器1台を29万円で購入するものでございます。

その下、熊本地震公費義援金でありますけれども、55万円でございます。これは、去る4月14日に発生いたしました熊本地震災害に伴いまして、全国町村会及び長野県町村会からの要請によりまして、公費としまして災害支援を行うものでございます。金額につきましては、人口規模での算出割り当てとなっております。

続きまして、目6企画費では、165万円の増額をお願いするものでございます。主なものでございますが、説明欄の上段の二重丸ですが、日本で最も美しい村連合事業としまして、143万1,000円を追加してございます。当初予算では未計上としたものでございまして、今回、本年度の事業推進のために、委員報酬、旅費、負担金等を計上させていただいているものでございます。

11ページをお願いいたします。

目7自治振興費では、交付内示に伴いまして、390万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、自治総合センターから町を経由しまして、申請団体に交付するものでございます。一般分では、中島、十日市場の2自治会が地区祭り用の機材等の整備、防災分では、中木戸の防災倉庫が交付対象となったものでございます。

12ページの中段をお願いいたします。

目2指定統計費でございます。経済センサス活動調査委託金の確定内示に伴います19万1,000円を減額してございます。

飛びまして、20ページをお願いいたします。

20ページの上段、款9 消防費、目2 非常備消防費では、1,610万円を追加してございます。これにつきましては、緊急防災・減災事業債を活用しまして、中木戸4分団1部の消防詰所を整備するものでございます。消耗品費10万円、設計監理費100万円、工事費につきましては1,500万円をそれぞれ計上させていただきました。

最後、23ページには、給与費明細ということでおつけしておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入と総務課関係の歳出につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第27号中、議会事務局関係の歳出について、大蔦議会事務局長。議会事務局長（大蔦奈美子君）では、議案書の12ページをお開きください。

下段、2款6項の監査委員費でございます。監査委員の先進地の視察研修時の旅費及び高速道等の使用料として11万8,000円をお願いするものでございます。

以上です。

議長（那須博天君） 議案第27号中、会計課関係の歳出について、矢口会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（矢口 衛君） それでは、10ページをお願いいたします。

中段、4目会計管理費でございますが、3万3,000円を計上しております。これは、議会事務局同様、監査委員会の先進地視察旅費として計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 議案第27号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の歳出の補足説明をしたいと思っております。

13ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、4目介護保険費で、42万1,000円の追加補正をお願いしてありますが、これにつきましては、昨年度から始まりました制度改正によりまして、介護保険料の軽減分の公費負担分を新たに追加したものであります。

次に、5目の地域包括支援センター運営費では、576万5,000円の増となっておりますが、内容といたしましては、各項目ともそれぞれ、社協からの出向職員の人件費を減としてございますが、これにつきましては、4月の人事異動の結果によります再算定の結果、また、臨時職員の増になっておりますけれども、この4月から新たに理学療法士を雇用しております

ので、その費用として盛り込んでございます。あとは、昨年年度途中では、専任の保健師が欠という状況になっておりましたが、この4月から新たに人事異動によりまして設置いたしましたので、人件費の増ということで、トータルしましてのプラス補正という内容となっております。

次、15ページに進みまして、5目でありますが、子育て支援費に6万8,000円の追加補正をお願いしてございます。これにつきましては、新規事業であります子育て支援ショートステイ事業の対象者1名7日分の費用を盛り込んだものであります。

次に、16ページの4款衛生費、2目の予防費では、25万5,000円を追加してございます。これも新規事業であります、はたちの歯科健診事業でありまして、新成人の健診代を計上したものでございます。

なお、郵便料につきましては、福祉避難所に係ります要配慮者リストの登録者との合意形成費用ということであります。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 議案第27号中、振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、続きまして、振興課関係の補足説明を申し上げます。

予算書17ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございますけれども、今回、4,017万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

説明欄、農業振興事業につきましては、水田農業経営確立推進指導事業委託料ということで、飼料用米試験栽培面積が当初よりも22アールの増加がございました。これに対する7万6,000円の増額補正でございます。

農産物特産品振興事業補助金につきましては、内鎌かんぴょうの特産品生産拡大等を図るための補助金10万円を増額計上させていただいたものであります。

ハーバルヘルスツーリズム事業につきましては、4,000万円の増額補正をお願いしてございます。こちらの事業内容でございますけれども、メディアツアー、モニターツアー、ストレスチェック等のコンサル業務等に係る委託事業費1,850万円とハーブ園改修に係る設計監理委託料350万円、そして、工事請負費1,800万円の計上となっております。

7目土地改良費についてでございますけれども、100万7,000円の増額補正でございます。内鎌地区内において、水路敷と道路敷が現地と異なっているため、修正登記をするための委託料64万7,000円、また、維持適正化事業負担金につきましては、昭和堰の内鎌十日市間の

水路改修に係る積み立てでございます。計画事業費600万円の3割を5カ年に分けまして土地改良事業団体連合会に積み立てをして、5年間のうちに改修するための負担金36万円を計上させていただいております。

続いて、18ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費につきましては、378万5,000円の増額補正でございます。そのうち、商工振興関係で900万円、内容的には、経営改善普及事業補助金に200万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、商工会の経営指導員等に係る人件費の補助でございますけれども、長野県の補助金が減額されているということを受けまして、200万円の増額をお願いするものであります。

また、プレミアム事業補助金につきましては、700万円の増額補正です。商工会において、地域経済、消費拡大を目的にプレミアム商品券の販売を行う。これにつきまして、今回につきましては、プレミアム率を20%、そして、3,000セットの販売という内容でございます。これに係るプレミアム率分600万円、事務費100万円を補助するものでございます。

振興課関係につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第27号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

8款土木費、2項1目の道路橋梁維持費でございますが、500万円の増額補正でございます。内容につきましては、町道八代線におきまして、のり面の崩壊に伴う断続的な落石があり、今後も引き続き落石の危険が想定されますので、安全確保のための仮設防護柵と迂回路舗装の工事請負費の計上でございます。

続きまして、2目の道路改良費でございますが、今回、2,625万円の増額補正でございます。内容につきましては、町道225号線の道路改良事業の1丁目地区でございますが、平成27年度に引き続きまして、延長で約120メートル、幅員7メートルで拡幅整備するものでございます。この事業で必要となります費用としまして、説明欄にございます登記委託料25万円、調査測量設計監理委託料200万円、工事請負費2,000万円、土地購入費200万円、補償料200万円の計上でございます。

以上が建設水道課でございます。

議長（那須博天君） 議案第27号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。教育課長（藤澤宜治君） それでは、教育委員会関係をお願いいたします。

21ページをごらんいただきたいと思います。

21ページ、10款教育費、3項の中学校費になります。2目教育振興費でございますが、今回、18万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄でございますけれども、人権教育の研究指定校ということで、本年度、高瀬中学校が県より指定を受けておりました、その委託金を受ける中での人権教育の実施ということで、内容につきましては、講師の謝礼として4万6,000円、それから、図書等の購入になりますが、消耗品費ということで13万4,000円をお願いするものでございます。

それから、そのページの一番下になりますけれども、項5保健体育費、目2総合体育館費の関係でございます。今回、4億4,864万円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、一つ飛ばしまして、次のページになりますけれども、15工事請負費の関係でございます。4億4,000万円でございますが、総合体育館の耐震補強工事ということで、耐震工事につきましては1億1,700万円、アスベストの除去の関係につきまして4,200万円、屋根等の補修の関係につきまして1億6,600万円が主な内容となっております。

上段になりますけれども、調査測量設計監理委託料864万円につきましては、その工事の施工管理に伴う経費でございますので、お願いしたいと思います。

教育委員会関係につきましては以上であります。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 17ページのハーバルヘルスツーリズム事業なんですけれども、3月に出た額と違うんですけれども、どこがどう変わったのかという点を具体的にもう少し教えていただきたいのと、それから、調査測量設計監理委託料というのが、工事費との割合を見ますと19.4%と、かなり高いような感じがするんですけれども、この辺の理由の説明ですね。その辺を教えていただきたいと思います。

それと、ちょっと関連するんですけれども、総合体育館の調査測量設計監理委託料、これを計算すると、2%弱くらいだと思うんですけれども、これは余りにも低過ぎるような気がするんですけれども、その辺とあわせて、ちょっと説明していただければと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、ハーバルヘルスツーリズムの事業費の関係でございます。

今回、先ほど専決の部分での御質問にお答えいたしましたように、1次が残念ながら通らなかったということで、再度精査をさせていただきました。当初はハーブ園の改修、ハード事業2分の1以内ということで出させていただいたわけですが、どちらかというと、ハード面が目についてしまうというようなアドバイスも受けまして、今回、総事業費は1,000万円ふやしてございます。そちらのほうにつきましては、工事請負費のうちの800万円ほどを一般財源を充当させていただいて、ハーバルヘルスツーリズム、加速化交付金については、3,000万円の事業の中で一部、1,000万円ほど工事請負費のほうに見ておるという形の中で申請させていただいたものを、今回、予算計上させていただいたということで、やはりどちらかというと、この加速化交付金については、ソフトを重要視する部分もございまして、そんな形で今回、単独費をつけてやらせていただいたということで、御理解をお願いしたいと思います。

それから、設計監理委託料350万円の関係でございますけれども、こちらのほうが、残っている面積が約3分の2強でございます。こちらのほうの測量をまたさせていただいて、レベル等々も詳細にはかりまして、設計に入ってまいりたいということで、内容的には測量、それと、全体の計画にかかわるところの設計という形で、積み上げ方式で積算した額でございますので、御理解を頂戴したいと思います。

振興課関係につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、総合体育館の関係の設計監理委託料の関係でございます。

平成27年度をもちまして、設計業務につきましては完了しているところでございますので、先ほど説明の中で申し上げましたが、今回につきましては、施工管理の部分ということでございますので、こちらの金額になってきております。

以上です。

議長（那須博天君） ほかに質疑がありますか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 同じところなんですけれども、総合体育館の改修の点でございます。

緊急防災・減災事業債ということで、大変有利な起債を利用して、社総交から分離した事

業だということで期待をしているところですけども、実際、今、ハード面での整備が主なところなんですけれども、年月がかかってくると、使いやすさの面といいますか、そういったところの面でも、ある程度改良していかないと、時代にそぐわないものも出てくるのではないかなと思います。

というのは、今、若者のみらい塾等で、体育館を利用した事業も開催しております。ぜひそういった若者の意見も取り入れられないか。何らかのところ、こういうふうに、使いやすい体育館にするにはどうしたらいいかという、そういった意見などを取り入れて施行ができれば、今後愛着もまた湧いてくるでしょうし、単なる行政がつくったというものではなくて、そういった意見を取り入れながら、体育館の改修も可能ではないかなと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいま、ありがたい御指摘をいただいたわけでございますけれども、ただいまもお話ありましたとおり、みらい塾につきましては、平成27年度より、具体的に総合体育館の使用というような形で、フリーで集まっていたいて、やりたいことをやっていただくようなこと、そういう中から、つながりが広がってきたり、いろいろな企画が上がってきたりしているところでございます。

ではございますけれども、今回、総合体育館の工事の関係につきましては、やはり財政計画等を見る中で、限られた予算の中での実施というところで、ある程度規制があるわけでございます。ではありますけれども、先ほども申しましたとおり、そういう細かい部分で若い皆さんであったり、町民の皆さんの御意見等をいただく中で、できる範囲で直してもらいたいかないというふうに考えておりますので、お願いしたいと思っております。

今回につきましては、基本的に耐震補強の工事がメイン、それから、主なところにつきましては、やはり屋根の水漏れの関係、それから水回りの関係というような形で、ある面、最低限の補修工事というような内容になっておりますので、お願いしたいと思っております。

議長（那須博天君） ほかに質問。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） ハード面ではいいんですけども、いかに池田町の施設を大事に扱っていただくかといいますか、施設にも愛着を持って接していただくには、こういった機会に、自分の意見がちょっとでも、ハード面ではないんですけども、使いやすさの面です、金額が見えないところ。例えば、ちょっとした看板をこういうふうにしたほうがいいのではない

か、ちょっと工夫をすればもっと使いやすくなるのではないかというところの意見を若者の目線でいただくことによって、彼らが大人になったときにも、耐震改修をしたときにそういうことがあったねということで、より体育館にも愛着を持っていただいたり、公共施設もありがたく使っていただければ、非常にいいのではないかなと。

それに関しては、月1回みらい塾等も開かれていますので、そういったところで集まっていたときに一言、どうすればこの体育館、もうちょっとよくできるかねというような、何かこういうきっかけをしていただくことによって、そういったかわりといいですか、ものができるのではないかな、いい意味でこういったチャンス、耐震改修をしているところのチャンスを生かしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの御指摘につきましては、早速実施してまいりたいと思います。

若い皆さん、本当に集まっていますので、非常に活発に活動していただいております。ぜひ総合体育館のソフト面をあわせて、たくさん御意見をいただくように図ってまいりたいと思います。

議長（那須博天君） ほか、ございますか。

立野議員。

11番（立野 泰君） 10ページの総務費の中の企画費の中で、日本で最も美しい村連合事業、これはどこかで消えてしまったかなと思ったら、また補正で上がってきたということなんですが、その辺を説明していただきたいなど。

美しい村連合って、池田町も長くやってきたわけですがけれども、毎回毎回金額が上がってくるというようなことから、果たして美しい村連合に入っていていいのかどうかという疑問もあるわけですね。ですから、こんなこそくな補正で上げるなら、最初の本予算で上げるべきであって、もうやめてしまったと思ったらまた復活していた、そんな気もするんですが、その辺をお答え願います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この143万1,000円の計上でございますけれども、今回、3月の当初予算では計上はしておりませんでした。この理由でありますけれども、これにつきましては、政策的な意味があるということでございます。前町長がこの内容でやってきた内容でありますので、今回、新しい町長にかわったということでありますので、当初には載せず、今

回上げたということが理由の一つでございます。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今、総務課長から説明あったんですが、やめないならやめないでいいんですよ。そうしたら、やはり新しい町長がと言うんですけれども、では、果たして池田町では、これから美しい村連合をやっていくのかどうか。その辺の話し合いをやはりしていかなければ、まずくないかと思うんですよね。前町長がやめたから、では見直して、政策的なものがあるという、そんな話なんですけれども、やはりこれをやるからには、美しい村連合に入っていて、果たして池田町にとって何がメリットあるか。この辺は私は、最初から加入すべきなのかどうかということも含めて、やっていく必要が、私はあったかなというふうに思っているんですよ。

ですから、町長が辞職なされて、ほんの少しばかりでもって、また新しい町長が来て、美しい村連合に入るというなら、それなりきのちゃんと、こういうふうにやれば池田町がどうなるかとか、そういうものをやはり示していかないと、池田町にとって何もないということがあるといけないので、入るとか入らないはあれですけれども、再検討して、本当に入るなら、しっかりまた入っておこうということをややはり表明するべきではないですか。どうですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この美しい村につきましては、いろいろなところから御意見をいただいております。ただ、この美しい村に入ったメリットとか、小さくてもオンリーワンの村づくりを進めるということで、そういったコンセプトで進めております。非常に有益な部分はありますし、非常にいいかなとは思いますが、その反面、やはり費用対効果とか、そういうものについては、逐次検証しなければならないというふうに私どもも思っております。

5年に一度の再審査があるわけですが、今回につきましては3年ということで、1回目の再審査の中で宿題をいただいたわけでありまして、この中でしっかり検討しなければならないということでもありますので、今後町長とも相談しながら、そういった方向性については、きちんと明確にさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番（立野 泰君） 今、町長ともこれからしっかり考えて、今やっていくという発言を

なされました。

これを上げるからには、町長と考えて、町長の意見も踏まえて、ではこういう状況でやろうというのでなければおかしくない。課長、今、町長とこれから考えると。予算つけてから考えるではなくて、予算つける前に、やはりこれはこういうふうにいこうということであるべきではないですかね。そうしなければおかしな話ですよ。

町長、どうですか、その辺。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 継続した事業でありまして、7年半をちょっと過ぎてきましたけれども、確かに見直す時期かなということで私も考えております。

今までの実績、あるいは、この事業の経過における検証をして、そして、今後どうするか、これから検討していきたいと思いますが、この事業も、美しい村連合の事業が今年度もうスタートしておりますので、私にもうちょっと時間をいただきまして、この事業につきまして深く検討してまいりたいと思っております。

そういう意味で、継続して今年度は加入をして、3年間の検証の時期まで続けてまいりたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

4番（矢口新平君） 同じ質問なんですけど、5年のサイクルで検証があるということだよ、5年に一遍。それで、今3年目ということで、あと2年でもう1回監査があると、そういう理解でよろしいでしょうか。

それと前回、視察のときに、今、宮崎課長が3,000万円というのを言われた、ハーブセンターの東側の部分のことを言われたわけですよ。それで、地方創生加速化交付金というのを使って、前回1,000万円幾ら使って、足湯のこっちをちょっと直して、それからまた今回、加速化交付金が通らなくて、もう1回再度挑戦、そんなような流れで、美しい村の延長でこれは来ていると私は理解しているんですが、宮崎課長、違っているでしょうか、ちょっと教えてください。この美しい村との、3,000万円のハーバルツーリズム事業というのの関連をちょっと教えてもらいたいです。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ハーバルヘルスツーリズムにおきましては、平成27年、ハープリブランディング事業ということで、ハーブを町おこしの起爆剤にもう一度据えてやっていこうということで昨年やらせていただきまして、今度はそのハーブをもとに、ヘルス、ハーバ

ルヘルスという意味で、昨年12月、ストレスチェックが義務づけされたというようなことも含めて、やはりこの美しい町の景観、クラフトパークからの眺め、そしてハーブの癒やし等を結びつけた中で、このハーバルヘルスツーリズムを行うことによりまして、町外から多くの皆さんにこの池田町にお越しいただけるようなシステムづくりを検討していきたいということでやらせていただいております。

やはり観光面からおきまして、池田町の美しい景観というものは観光の最も売りにもなるものかなというふうに、私としては考えております。

議長（那須博天君） 総務課長。

総務課長（中山彰博君） 期限の関係でございますけれども、平成21年に加入しまして、1回目の審査が平成26年度までということで、2回目の審査が平成27年度に行われていることで、平成27年度から平成29年度までということで、3カ年の再審査になりました。通常ですと5年ということでありますけれども、今回については、課題があるということで、もう少し様子を見たいということでありましたので、3年という宿題になったわけでございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

4番（矢口新平君） 宮崎課長、美しい村連合との整合性というか、あれはどうなんでしょう。それがあって、今この地方創生加速化交付金でハーブセンターをという流れではないんでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 私の認識としましては、美しい村連合イコール、ハーバルヘルスツーリズムという形では、そういう認識はございません。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

4番（矢口新平君） 倉科議員の一般質問がありますので、これ以上美しい村はやりませんが、ちょっと懸念するのは、交付金でハーブ園の東側のハーブをつくったとして、一千何百万円ですばらしいものできると思うんですよ。ただ、また私の一般質問でもありますが、これを毎年毎年維持していくということは、これは本当に大変な労力になると思います。野外に草を植えるだよね。それと、ハーブというのは、この間もちょっと教えていただいたら、何種類も、多年草というのがほとんどないと。ラベンダーとかはもうないということで、毎年2万鉢とか、そういうのを植えていかなければいけないと。それには草も生える。その維持のほうについては、課長、ちょっと何か考えているわけ、来年以降の。お金がやはり、ハーブにもかかるし、草を取ったり整備するにも、大分大きいお金がこれからかかってくると

思うんですが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 現在、ハーブセンター、ハーブ園につきましては、指定管理の中で、かかる費用に相当する分を町が指定管理料としてお支払いさせていただいております。

ですので、新たなハーブ園が整備された後は、それに必要な経費というものは、町がまた積算をさせていただいて、予算計上させていただくという形で、平成28年度、整備が完了しましたら、平成29年度以降の管理のほうで積算等を加えてまいりたいというふうに考えております。

議長（那須博天君） ほかに何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第27号を委員会に付託

議長（那須博天君） 日程7、議案第27号を各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

大蔦議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） ただいまの付託表により各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託
議長（那須博天君） 日程 8、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情の朗読をさせます。

大蔦議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これについては、各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

大蔦議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） お諮りします。

本請願・陳情は、付託表により常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時46分

平成 28 年 6 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年6月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月15日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	大槻覚君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	住民課長	倉科昭二君
福祉課長	小田切隆君	保育課長	勝家健充君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
教育課長	藤澤宜治君	総務係長	丸山光一君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長 大 蔦 奈美子 君

事務局書記 網 島 尚 美 君

6月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	2番 横澤はま議員	1. 池田町食育推進体制について 2. 「子宮頸がん予防」ワクチン接種の副反应对応について
2	1番 倉科栄司議員	1. 日本で最も美しい村連合に対する町長の考え方 2. 公共施設の外部トイレの洋式化について
3	4番 矢口新平議員	1. 町長公約について 2. 池田町の指定管理制度について 3. 池田町社会資本総合整備計画について
4	3番 矢口 稔議員	1. 町長の施政方針について 2. 池田町100周年事業の評価について 3. 地域おこし協力隊の活動について
5	9番 櫻井康人議員	1. 松くい虫被害木の伐採計画と東山の環境整備について 2. 農業問題について町長の公約をどう進めるか
6	5番 大出美晴議員	町長の方針をお聞きする 1. 池田工業高校と地域のかかわりについて 2. 自治会離れと防災対策について 3. 池田町の農業政策について
7	7番 薄井孝彦議員	1. 「あづみ野池田総合戦略」の進め方について 2. 防災対策の推進について
8	8番 服部久子議員	1. 町長の基本姿勢を問う 2. 子育て支援について

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いをいたします。

一般質問

議長（那須博天君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これより一般質問を行います。

横 澤 は ま 君

議長（那須博天君） 1番に、2番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） おはようございます。

2番、横澤はまでございます。

まずは、新町長を迎えた初議会の一般質問に当たり、私儀として一言申し上げたいと思

ます。

このたびの前町長の不祥事から、私は一層かけがえのない子供への質の高い教育のために、また、住みたいと思われる心豊かな町づくりにと想いを深くしたところでございます。

それゆえに、町民の方々の思いといたしたならば、心身ともに健全なる真にあるべき姿勢で住民と行政との融合の精神を持った安心・安全な町づくりに精進し、日進月歩の現代社会に恥じない議会、そして、よりよき行政運営が求められているのではと実感しております。

また、昨今におきましては、経済再生の推進を掲げ、さらに地方創生が唱えられ、道德教育の強化が必要であるとも言われております。今、まさに人の育成、いわゆる道德教育こそ肝要と理解しております。今後は失った信頼回復に力を尽くし、コンプライアンス、いわゆる法令順守を宣言できる恥じない池田町の構築に向け、より一層精進いたせねばならないことを心にとどめ、今回大きく2つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つといたしまして、池田町食育推進体制であります。

平成17年に食育基本法が制定された背景は、法律をつくり、守らなければ、この国が活性できないという危機感の中で制定されたものであります。

そこで、食育基本法を具現化した第1次食育推進基本計画が示されました。さらに、第2次計画を経て、今年度の3月開催された内閣府食育推進会議において、新たに第3次推進計画が平成28年度から32年でありますが、定められました。この基本計画では、5つの課題が定められております。

1)若い世代を中心とした食育の推進、2)多様な暮らしに対応した食育、3)健康寿命の延伸につながる食育、4)食の環境や環境を意識した食育、5)食文化の継承に向けた食育、この5つの重点課題を定め、食育の推進の目標に関する事項として、15の目標値を定めております。

文部科学省関係では、第2次食育推進基本計画から継続する朝食を欠食する子供の割合の減少が目的値0%、また、学校給食における地場産物を使用する割合の増加、目標値30%に、学校給食における国産食材80%以上が設定されました。このような食に関する課題をさまざまな事業の実施を通じて食育が点から線、また、面へと広がり、国民運動としての食育につながることを期待されております。町民運動もしかりであります。

そこで、改めてお伺いいたします。

1つ、食育推進施策の基本的な方向をお尋ねいたします。

国の食育基本計画が示されてから既に10年が経過いたしました。しかしながら、町が取り

組む町民運動としての食育推進計画がまだ策定されず、その必要性を議会の一般質問の中で三度申し上げてきました。しかしながら、いまだ老若男女が生きていく最も大切な食について積極的な施策が講ぜられることなく今日に至っております。あえてここに食育基本法の理念につき示させていただきます。別紙の資料をごらんください。

そこでお聞きしますが、食育基本法、食育についてどのように認識され、今後いかにすべきか、改めて町長に答弁を願います。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問、大変御苦労さまでございます。

私も一般質問の答弁者としては初体験でありますので、よろしく願いいたします。

ただいまの横澤はま議員の御質問にお答えをさせていただきます。

池田町の食育推進体制について、職員推進施策の基本的な方向はとの御質問ですけれども、食は食育基本法の前文で言うまでもなく、豊かな人間性を育み、生きる力を育むための基本であります。そして、子供たちには、早寝早起き朝ごはんを基本とした規則正しい生活習慣が身につくことを願っております。

この後の横澤議員の質問にもありますが、池田町として、今後食育推進計画を策定し、それに基づいて食育を進めてまいります。美しい町づくりを推進するために、町民全てが心身ともに健康で元気でいてほしいので、そういう意味でも食は大切な分野と認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） ただいま町長から、これからの食育に対する姿勢を大変力強く伺いいたしました。言うまでもなく、資料をお示ししたとおりであります。食育基本法というのは、生涯にわたって健全な心と体を培うという、豊かな人間性の人格を育む基礎となるとした上で、やはり栄養の偏りによる疾病や食のあり方、また、日本の食文化への危機感、地域社会の活性の衰退などが憂慮されていることから、食育の取り組みを総合的に推進し、活性を図るとしたものであります。

一方、2012年でしょうか、和食が無形文化財に登録されました。単に農産物の輸出の増加や和食ブームですとか、観光事業が拡大されるものでありません。もっと切実な家庭にお

ける食生活の崩壊現象が危惧されているからであります。そういうことから、食育基本法を十分理解していただき、池田町が三つ子の健康百までもを目指した健全な明るい町づくりをぜひ行政が主体となって積極的に推進することを願う次第であります。

次に入りたいと思います。

健康で長生き、食育の町づくり施策についてであります。

町長の町政方針の中で、生きがいをつくり、元気で長生きできる社会を目指す、子供たちの健全な精神、情緒を育むため、早寝早起き朝ごはん、この生活習慣を推進するとされております。この早寝早起き朝ごはん運動は、食育推進を基とした一方策で、この背景は、家庭でのバランスよい食事、生活リズムの向上、子供の肥満予防、痩身志向の抑制、望ましい食習慣や知識の習得、食の大切さの意識向上等を目的として推進していくものであります。

福岡県のうきは市は、食育推進条例制定にあわせ、早寝早起き朝ごはんの標語の看板等を設置し、食育に対する地域全体の意識化を図り、健康長寿を目指しているとのことでございます。

ところで、町長の町政方針、生きがいをつくり、元気で長生きできる社会を目指すとしておりますが、健康長寿と直結する食育に関する体制をどのように整えていこうとされるのか、また、早寝早起き朝ごはんの生活習慣を推進される健康づくりに対する町長の所信、覚悟をお聞かせ願いたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの横澤議員の食育の町づくり施策についてとの御質問でありますけれども、食は命を支える最も基本的な要素であります。その食に対する考え方、姿勢、習慣は人の一生を左右すると言っても過言ではありません。現実には、健康面で生活習慣が大きく影響すると言われ、中でも長年の食習慣が健康長寿に大きくかかわっているとされております。

私は、いろいろな事例を通して、この食習慣を正していくことが健康な体をつくり、ひいては健康長寿な町づくりにつながるものと確信しているところであります。また、健康的な心身の育成には、文部科学省の推奨しております早寝早起き朝ごはんは、人間本来の基本的な生活習慣ではないかと考えております。

町では、これまで池田町健康づくりプロジェクトを発足させ、健康いけだ21を策定し、各ライフステージにあわせた食の運動、生活リズム、健診の四本柱により健康づくりを推し進めてまいりました。池田町食と農の集いでは、食改グループを中心に、地産地消プラス健康

食の調理方法の紹介等を行ってきました。本年度、これらの運動に携わってきた各団体に、保育園、学校、農業団体と横断的なメンバーで、既存のプランに各種エッセンスを盛り込んだ一体感のある食育推進計画を策定しますので、これらの構成団体を中心に連携、調整をとりながら実践してまいります。

また、池田町三校PTA連合会、子ども支援センター、教育委員会では、三者で作成したいけだっこリーフレットを全家庭に配布し、生活習慣の基本は家庭とし、早寝早起き朝ごはんを親子で取り組むこととしています。現状の確認や目標の設定を親子で確認し、記入していく用紙を配布したりしております。

以上のような取り組みをしているところでありますが、さらに一歩進め、町民に浸透できるような体制づくりを考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 私も今まで、きょうで4回目、この食育を質問しております。その中で、大変前向きに行政として取り組まれていることに感謝を申し上げながら、その中で、1つ提案をさせていただきたいと思うんですが、最近の新聞掲載に、親に対して子供たちがしてほしいこととはということで、その1位となるのが、一緒に食事をしたいと、つまり子供にとっては家族と過ごす時間こそ心の交流が図れる最高のプレゼントであるという、この記事が掲載されておりました。一家団らん、家族の食卓がいかに大切かということであります。

そこで、健康で長生き、食育の町づくり施策に提案として、例えば家庭の日に、食卓愛の食事とか、毎月9の日を食育の日、あるいは早寝早起き朝ごはんではなく、私はバランスよい食事、こういうことの啓蒙で食育運動として思い切った何か取り組みを提案したいのですが、いかがでしょうかお聞きいたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） まさにおっしゃるとおりかなと思います。最後にお話ししましたように、なかなか町民の中に浸透されていないというのも現実かなと思います。個食というようなことを言われまして、やっぱり一家団らんの食事をとることがいかに家庭を守り、家族のきずなを強めていくか、そこに本当に集約されてくるんじゃないかと思います。こういう食育の問題を通しまして、家庭も含めまして、そういう食に対する考え方、また、食の場であります団らんの持ち方、そんなところにも啓蒙できていったらなと思います。

議員の提案、大いに受けとめさせていただきまして、これからの検討とさせていただきます。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） ぜひ参考にしていただきまして、ともに食育を進めさせていただければと思います。

次に移ります。

食から育む人材育成についてであります。

町長の施策によれば、人口減少、少子化に歯どめを、何々活動、何々活性化をとした町づくりを掲げていますが、このような町づくりの基本は、まず人づくりからと考えますが、いかがでしょうか。

かつて、ある町長が、子供は大事な町の間人資源であり宝である。今後は次代の人材育成にお金をかけたいと話された言葉を思い出します。どちらかという、目に見えるものに心が向く施策が多い中、健康な体と豊かな心を培う食に心に向け、食教育の充実を図って人材育成を進めたいという町の姿勢に大いに共感させられました。池田町もそうであってほしいと願うところであります。

人材育成の結果は、その人たちが活躍することにより、よりよい町づくりが可能となり、活力・活性化されるのではないのでしょうか。当町には素晴らしい考えや優れた能力を持った人材が大勢いる反面、人材育成のために生かし、つなげていくような施策が見られないことから、町民の建設的な意見を大いに酌み取り、食から育む人づくりに行政がもっと熱意を示し、取り組まねば進歩・発展はかないません。しかるに、町長は今後どのような人材育成をするのかお聞かせ願います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 食による人材育成をということでもありますけれども、昔から健全な肉体に健全な精神が宿るとい言葉がありますが、近年、心を病む若者がふえていると言われております。心身と体は相関関係にあると思いますが、乱れた生活習慣、また、食生活が健康を害し、心の不健康さにもつながっているのではないとも思われます。

私は、まず、生活習慣を正し、食生活を正して健康な体、健全な精神を養うことが、ひいては人材の育成につながるものと考えるところであります。

町民の皆様の御意見、御提案を耳に傾け、大いに施策に取り入れてまいりたいと存じます

ので、お聞かせいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 町長もやはり同じお気持ちだということで大変心強いわけですが、もう一つまたちょっと伺いたいと思います。この人材育成の関係なんですが、さらに、その人材育成にかかわることの1つとして、町長が掲げております美しい町づくりの1つに、町民の生活の中にも美しさを求めていく、また、人の心の中にも思いやりの心、今、おもてなしの心を育める町を目指していくとありますが、私が思いますのは、先ほどの食育ではありませんが、食文化の心から育むと考えるところでありますが、町長が唱える、その思いやりの心、おもてなしの心を育むという、その意図とすることは何か、また、どのようにしたいとお考えか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 食を中心とした御質問ですけれども、ちょっと広がった御質問になるかと思いますが、この後のまた矢口新平議員のところでも御答弁したいと思いますけれども、美しさというのをテーマにいたしました。これは食の中にもやっぱり美しさがあるだろうと、これは和食が世界遺産に登録されたというのは、やはり日本の食文化の中に、非常に美しさがあるということが大きく評価されたことだろうと思います。

そういう食事をとることによって、そして人の心も美しく整えられていくということもつながっていくんじゃないかなと思います。それがひいては、人に対するおもてなしというのは思いやりの心、また、人と共感をしていく心、そういうものを育てていく、そんなところに食から発展していくということもあり得るのだろうと私は思います。

美しい心というのも、これ抽象的になりますけれども、これはあらゆる分野において、美しさというのは求められている。それは現代であろうと私は信じておりますので、そういうことで美しさをテーマに、この町づくりを進めていくということで、私の方針とさせていただきます。

以上です。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 大変何といたしますか、広い意味での美しさといえますか、一概には言

いにくいかと思えます。今の町長のお話も、私も共感であります。

もう一つ、人材育成にかかわることでお聞きしたいと思えますが、活力は人材育成と関係あると思えますので、実は、この5月に長野県長寿食堂という名称の中で、健康な食事や食文化の発信として、三つの星のレストランに池田町のピストロのカモミールが登録されることは御存じだと思います。大北では3店舗目ということでもあります。

私は、この前向きな池田町の健康増進、食育にこだわりを持たれた女性の取り組みとか、あるいは日ごろ農産物や地産地消への取り組み、消費活動など、食に関するさまざまな活動をされている方々こそ地方創生に大きな役割を担っていると改めて感じるところであります。このような地域力が人材育成の要因となり、対流の促進が図られ、やがて活力ある町へと発展していくのではないのでしょうか。

私は、食あふれるところに活力ありと思えますが、もう1点、町長の目指す明るい活力ある町づくりとはどういうこと指しているのでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 人の心から明るさというのが出てくる、その要因はやっぱり体の健康にあると思えますし、心の健康にもつながっていくんじゃないかと思えます。

先ほど長寿レストランにカモミールさんが登録されたということでもありますけれども、明朗こそ長生きにつながる大きな要因であろうと私は思っております。

やっぱり正しい食事、そして、安心・安全な食事、そういうものをとることによって、体の健康が生まれ、そして活力が生まれ、そして明朗になっていくと、そして明るい環境ができていくんじゃないか、そんなところを感じているところであります。大いにカモミールさんに見習って、そういうようなところにつながる食生活に取り組んでいけたらなと思えます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） これから大いにそれぞれの分野で池田町も活気あふれることに期待したいなと、そんなふうに思っております。

次に行きたいと思えます。

池田町食育推進計画の今後の見通しについてであります。

今までに幾たびか食育基本法に基づいた食育推進について、その必要性を申し上げ、町の考え方を問うてきました。この件につき、町は第5次総合計画における健康について、町民

の全てが心身ともに健康で、人が輝き、生き生きと暮らせる健康寿命延伸の町づくりを目標としているが、推進体制や啓発活動に一体感が欠けているので、さまざまな観点から食をキーワードに池田町の風土に合った計画を策定することが必要と思われ、子育て支援の会議の中で検討するという答弁でありました。

このたび、池田町食育推進計画の策定に着手されているとのことでもあります。そこで、策定委員会設置及び今後の施策についてお聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、この件に関しまして、福祉課のほうから回答させていただきますと思いますが、まず、構成いたします各種団体につきましては、既に内部決定をしております。さらに、公募委員につきましても現在募集中でありまして、委員総数といったしましては、総勢25名を数えるということになっております。そこに町長を筆頭に町理事者3名も加わりまして、事務局につきましては、福祉課、保育課、教育委員会で担います。さらに必要がある場合につきましては、振興課や農業委員会も同席をするというような手はずを整えております。

ちなみに、第1回の策定委員会につきましては、この6月30日を予定しているところであります。

また、この計画の策定の前段といたしまして、アンケートの実施も計画しております。保育園児から中学生までの約900名につきましては、全児童・生徒を対象とし、18歳以上につきましては、抽出によりまして500名規模での実施を予定しているところであります。

過日、各学校の代表者からお集まりいただきまして、このアンケート内容につきましても説明をしております。その中の1つの項目といたしまして、先ほど議員さんの提案がありました子供たちの家庭内における食事の状況ということも調査項目に入っておりまして、家族と食事をとれているかどうかという設問、とれていない場合は、その理由というところも踏み込んだ調査内容となっております。

また、各学校におきましては、今までも生活習慣調査等を行ってきているわけですが、各学校間での調査項目に差異がございまして、なかなか町として同一の評価が下せないということがございましたので、これを契機といたしまして、このアンケートを統一調査項目として位置づけまして、この計画が5年後、10年後に見直しをしていくわけですが、経年経過を見させていただくという観点から、学校におきましては、このアンケートにつきましては、毎年実施をしていただくようにあわせてお願いをしているところであります。

す。

この調査調査項目につきましては、第1回の策定委員会の折にも提出をさせていただきまして、承認を受けた段階で、7月中下旬をめどに実施をする運びとなっております。こうしたデータから導き出されました生活の実態でありますとか、食への関心等、これらをもとにいたしまして、来年3月上旬までにはプラン化をしまして、計画に携わっていただきました各種団体からは、引き続き推進母体として実践化を図っていくようお願いするものであります。

以上であります。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 大変今詳細な予定が組まれているということで、いよいよこれからスタートだなということで、大変ありがたいお話であります。

長野県の食育推進計画というのはまたあるわけですが、この食育推進は信州の食で育む人づくりと、それから健康長寿の豊かな人間形成をコンセプトに健康で長生きを目指すという、それで健康長寿世界一への挑戦となるという、エースプロジェクトというのが取り組まれていることは御存じだと思います。今回の池田町の食育推進計画、これにぜひ健康長寿、食育は一人一人が永遠のテーマであります。それゆえに推進母体の組織化を図って、広い見地で、みんなで食育を推進していけるような、よりよい推進計画策定に今後も期待したいと、そんなふうに思っております。

次に入ります。

学校教育における食育推進体制の構築でございます。

平成28年度、文部科学省予算5兆3,216億円が計上されております。このうち食育関連予算として2億2,304万円が盛り込まれておりまして、子供たちの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、食に関する指導の充実が喫緊の課題となっております。そのため栄養教諭を中心に、地域と連携した食育指導体制の充実を図ることにより、学校における食育を推進するなど、現代的課題解決に向けた取り組みを推進することとしております。

現在、長野県では学校栄養士が300名おります。うち栄養教諭が120名と全国的には低い状況ではありますが、幸い池田松川学校給食には栄養教諭が2名、それとアレルギー対応の専門栄養士が1名配置されておるということでありますが、栄養教諭は食に関する専門指導であり、学校全体の食に関する指導体制や計画をつくるコーディネーターとして、家庭、地域

との連携のかなめであります。また、個々の事業に参画すること及び個別の食に関する相談活動の担い手としております。

現在、学校・家庭・地域と栄養教諭との食育連携体制の実態はどのような状況か、あわせて食教育の有効的施策に対するお考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 御苦労さまです。

それでは、ただいまの学校、家庭、地域と栄養士との食育連携の実態と有効的施策についてお答えをします。

各学校で作成している食に関する指導の全体計画を基本に食育を推進しております。具体的には、給食センターとしての給食指導年間計画を作成して、これを学校へ提示し、お互いの希望を取り入れながら食育を進めているのが現状であります。より効果的な食育を推進するために、本年度から、これまで実施してきた全クラスへの給食時間の訪問授業を見直し、学校の希望を聞く中で授業に栄養教諭や調理員がかかわれる体制づくりを行っております。

家庭との連携であります。家庭での食に関する情報も掲載した献立予定表の配布や防災行政無線での献立と一口メモの放送、試食会への参加呼びかけや夏休みの給食センター親子見学会を実施し、保護者の方にも給食に対する理解を求めていただけるよう努めております。

地域との連携であります。例年6月にJAを中心に、生産者との懇談会を行い、お互いの思いや希望を伝え合う機会を設けております。また、畑への訪問や小学生との交流給食を通して、この数年で子供たちの給食のためにという気持ちが生産者の方の中でもだんだん大きくなってきていることも実感しております。

昨年作成しました「いけだっこ健やかリーフレット」により、親子でよりよい生活習慣を身につけるよう進めており、その中で、おはようとみんなで一緒に朝ごはんも進めております。今後はこれから作成をします池田町食育推進計画の中で有効施策を検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 具体的にお話しいただきましてありがとうございます。

非常に池田の学校給食、あるいは食育・教育の非常に熱心でやっておられるなど、そんなふうにご心強く思っておりますが、前に防災無線でお願いしました献立の紹介、非常に私も興

味深く、各御家庭でもお子さんのいないおうちの方、あるいは高齢者の方も、ちょっとメモ的なものをお話しただいておりますので、非常にこういうことはいいことだなと、これもやはり職員の1つかなということで感謝申し上げたいと思います。

ひとつ、ちょっと気になるといいますか、お話しさせていただくんですが、今孤食という問題がございます。実はこの孤食という話は30年前から聞いたお話なんですが、そんな中で大北の子供たちが1人で、子供だけで食べるというのが25%だというお話です。それから中学生が35%というような、そういう数字を私は聞いております。その中で、私の大学の知っている知人ではありますが、こんなお話をちょっと聞かされました。孤食で育った子供が親になっていき、1人で食べるほうがわずらわしさがなくなっていいという、1人で食べるものを見られたくない。トイレの個室で昼食をとる学生もあらわれたと言います。最近ではぼっち席が大学の食堂に広がりを見せている。そして、大学側では空席をつくらないためとして、スピード席と命名していると、こういうお話を聞きました。確かに食堂の回転率がよくなったとの声もあるんですが、しかし、このことが不登校傾向に陥る学生もいるという話を聞いております。

このようなことを考えますと、やはり家族のきずなの大切さ、そして学校給食は6分の1であります。やはり家庭の食事、団らんということが、やはりこれから大いに私たち考えなきゃいけないのかなと思います。それにしましても、やはり学校は生きる力の育成ということで、非常に力を持ってやっておいでですが、さらに、今後学校から家庭、そして地域への啓発を図ってほしいと思っております。

次に入りたい思います。

各教科等における生活習慣・食に関する指導の取り組みについてであります。

文部科学省では、昨年10月、文部科学省のスポーツ・青少年局の廃止とともに、生涯学習局に青少年の教育課の設置がされまし。当初、中等教育局には健康教育・食育課の設置が定められました。平成20年に改正した学習指導要領においては、学校における食育の推進を明確に位置づけ、関係する教科等に食育に関する記述が充実されました。このように食に関する指導は極めて重要で、指導体制の整備が急務であります。言い換えれば、行政や校長の強いリーダーシップによる教職員の連携、協力体制を強力に推進することかと思えます。

このため、文部科学省では、学校の置かれた状況にかかわらず、全ての学校で等しく食育が実践できるよう、さまざまな教科等の中に散在している食育に関する内容を集約し、学校で指導すべき内容を整理した小学校向けの教育の教材や指導用資料が作成されました。

そこでお聞きいたします。

子供たちが食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、豊かな人間性を育ていけるよう、この食育の教材を各教育現場でどのように活用され生かしていくのかお伺いいたします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 食育の教材を教育現場でどのように活用しているかという御質問であります。

文科省から、平成28年2月、新しい食育教材、『たのしい食事つながる食育』という教材が発刊されております。この教材は、児童が毎日元気に過ごすために、食事の重要性や望ましい生活習慣の必要性などについて、理科、社会、総合学習等各教科や給食の時間の中で学習することを目的に、低学年、中学年、高学年ごとに作成をされております。多数のイラストが入った非常に楽しい教科になっております。

また、児童の発達段階に応じて、食事のマナーや楽しく食事をする事の大切さといった基本的な内容や、食品の生産、加工、流通、食事と健康の関係、我が国の食文化といった食生活に関連する内容を体系的に記述をしております。この2月に作成されたばかりなので、今後学校とも検討させていただきませんが、非常によくまとまった総合的なテキストだと考えております。

以上であります。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今、教育長のほうからお話ありましたとおりでございますが、ひとつお願いができればと思っておりますが、学校の意識改革ということであります。その学校現場で食育の推進を教科領域で実施しておりますが、しかし、教員の若年齢化が広がる現在、あすの教材研究で四苦八苦し、さらに食育にも広げていくほどの余裕はないという、町外のある教育現場から私はお聞きしております。町外でありますので、池田町はそういうことではないのかなと思いましたが、そうした中で、今教育長がおっしゃいました教育の教科書の活用が急務と思います。若手の教員層が食育に力を入れることで、学校からの食育の重要性を家庭に広げていけると考えますが、ぜひ学校から家庭への発信をしていただければありがたいと、そういうことで、学校の意識改革、教員の皆さん方に、その改革をしていただけるような、そういう指導をしていただければありがたいと思います。来年度は多分中学の資料ができるんではないかなと、そんなふうに思っています。よろしくお伺いいたします。

最後になりますが、大きな2の子宮頸がん予防ワクチン接種の副反应对応についてお伺いしたいと思います。

行政から積極的に接種を進められた子宮頸がん予防ワクチンの接種後の重篤な激しい体の痛みを初め、呼吸困難、記憶障害、歩行障害等々、深刻な健康障害と原因解明のために救済支援の取り組みが広がっているとする報道がたびたびされております。ワクチン接種は、2010年、小学校6年生から高校1年女子を対象とした任意接種がスタートしました。国と自治体で費用を負担する緊急の促進事業であり、3回の接種費用が約5万円というお話です。2013年の4月から予防接種法の改正により無料となりました。しかしながら、わずか75日、約2カ月であります。接種を積極的に進めないと呼びかけ中止されました。その理由は、重い副反応の報告が全国で相次いだためであります。

報道によりますと、2014年11月までに接種したおおよそ340万人中2,600人近くが副作用を訴えました。厚生労働省は追跡調査を行いました。被害の実態が十分につかめていないとのことでもあります。今回、厚生労働省の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業の推進、また、子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチン接種後の神経障害の診療、そして子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する医療法の確立と情報提供についての研究をされております信州大学の副学長・医学部長の池田修一先生に、直接お会いする機会を得まして、医学的知見に基づく解説を伺い理解を深めることができ、医療機関の受診紹介について情報をいただいております。

資料3をごらんいただければと思います。

そこで、当町の予防ワクチンの経緯と対応についてお聞きしたいと思います。5点あります。

- 1、初めの予防ワクチンはどこからどのように発信されましたでしょうか。
- 2、年度別接種台帳の保管はどのようにされておりますか。
- 3、当時接種された人は既に高校生、大学生、社会人になっているが、接種した人がいるかどうかの把握はどうでしょうか。また、プライバシーに配慮した追跡調査を行い、救済と支援に向けた取り組みをして守ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。
- 4、現在、相談窓口・説明はどこでどのようにされているのか。
- 5、予防ワクチンの医療費・医療手当の支給を受けるにはどうすればよいか、御答弁をお願いします。

なお、別紙の資料は池田修一先生より提供いただいたものでありますが、信州大学医学部

附属病院の脳神経内科では、子宮頸がんワクチン接種後の副反応に関する成因解明と治療法を確立させるための研究を推進しており、診療体制を整備してきたとのことでございます。希望される医療手続については、情報発信されているということで、教授からのメッセージでありますので、御参考までと思います。よろしくお願いたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、項目別に、順だつて回答を申し上げたいと思いますけれども、まず、1点目でございますが、平成22年11月26日付で厚労省より通達がまいってきております。翌23年2月1日には緊急促進事業といたしまして、任意接種事業がスタートしているという状況になっております。25年4月1日からでございますが、この接種を義務づけるということで、定期接種化されたということでございますが、同年の6月になりまして、積極的接種の差し控えという通達と同じ厚労省から出て現在に至っているところであります。要は、副反応のリスクを十分承知し、接種するかどうかは各人の判断に委ねるという内容となっております。

2点目、3点目につきましては、関連がございますので、まとめて回答させていただきますけれども、まず、年度別の接種登録者の台帳の保管ということに関しましては、現在、町では担当者のパソコン及び電算健康カルテシステムによりまして、二重の体制によりまして接種状況を把握してございます。ちなみに、人数に対しまして申し上げますと、22年から25年までの間につきましては、297名の方が接種をしてございます。不幸なことに、このうち1名が副反応を訴えたという状況となっております。この救済支援につきましては、体調が悪化した場合、本人からの申し出によりまして、診断した医療機関が状況を把握し国へ報告するという、これ全国統一のルールになっておりますが、こうしたことで運用をしてございます。したがって、町で追跡調査とは行っておりません。

なお、接種によりましての医療被害につきましては、治療代はもちろんのこと、最悪死に至った場合の一時金の支給につきましても、要綱等で整備をされているという現状になっております。

次に、4点目でございますけれども、相談窓口についてでございますが、これにつきましては、福祉課の保健係が町の相談窓口となっております。加えて、信大病院及び佐久総合病院の各神経内科でも同様の相談窓口が設けられているということになっておりますし、また、国につきましても、業務委託をしております民間業者によりまして、電話での相談窓口が開設されております。

5点目でございますけれども、医療保障を受けるにはどうしたらいいかということでございますが、これにつきましては、接種した時期によって対応が異なってまいります。

まず、平成22年度から24年度までの任意接種をされた方につきましては、医薬品医療機器総合機構を通じまして申請をし支援を受けるということになっておりますし、平成25年度以降に接種された方につきましては、予防接種健康被害救済制度によりまして、町を經由し、国へ申請し、支援を受けるという流れになっております。

以上であります。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今、課長のほうから細かく御答弁いただきました。この件につきましても、私も実は、この教授のところ伺いまして、こういう状況だということで、教授のほうとしての見解はどうでしょうかということですが、なかなか医師によって、その辺の考え方というか、見取り方ということが、それぞれ何かどうも違うようであります。

そういう中で、この池田修一先生のお話は、とにかくそういう方がおられれば、信大では厚生労働省とのタイアップで研究をしておりますので、ぜひ申し込みをしていただければということです。池田からはお一人行かれているそうです。信大の池田先生のほうのチームに行かれている方が今35名から40名ぐらいいらっしゃるそうなんです、その検査をするにしても、1人1日ですが、2人しかできないという、1人に対して3時間の検査をしなければいけないという非常にハードな検査なんだそうでございます。

そういう意味でも、私たちも知識としてよくわかっていないこの問題について、また、今全国的にも訴訟も起こすというような、そんなお話がありまして、国と自治体との関係でこういう形になっておりますので、もし池田の方でそういう方が苦しんでいらっしゃれば、ぜひ窓口、今福祉医療課ということでお話ししましたが、何かの形で、そういう発信ができればありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） まず、訴訟をめぐる問題でございますが、平成25年以降の定期接種された方につきましては、初めから救済措置でやるということになっていたわけですが、最初の期間の任意接種の場合、なかなか国が損害賠償に応じなかったということがございまして、我々としても、それはおかしいではないですかという声を国のほうに上げてございます。

その結果、昨年12月ようやく通達が出て、1月から、先ほど私が申し上げたとおり、

医薬品医療機器総合機構でようやく面倒を見ていただくという流れになっておりましたので、この旨もその1名の方に通知を申し上げ、そちらのほうから支援を受けてくださいという話をしてございます。

ですから、この旨の今後の周知につきましても、ホームページ等に載せるなりの手段を持ちまして周知をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） こういう医療の問題というのは非常に難しい問題でございます。今、課長のほうから、そういうお話で発信ができるというようなお話を伺いましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わりといたします。

議長（那須博天君） 以上で横澤はま議員の質問は終了しました。

倉科栄司君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

2番に、1番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） おはようございます。

2点について一般質問をいたします。

まず最初に、日本で最も美しい村連合に対する町長の考え方を問いたいと思ひます。

日本で最も美しい村連合に加盟して、ことしの10月で丸7年になろうとしております。この日本で最も美しい村連合への加盟に積極的だったのが前の町長でございまして、加盟に当たって、「日本で最も美しい村連合に加盟すれば、マスコミで大きく取り上げられ、メディアへの池田町の露出度は格段にふえ、その波及効果ははかり知れないものがあります。しかも、加盟に必要な負担金は町民1人当たり10円を人口に掛けたものであり、池田町では約11万円で済みます。このように、この日本で最も美しい村連合への加盟は、非常に費用対効果が大きいものであるので、ぜひ加盟の手続をすることに承認を欲しい」と、当時語ってお

りました。

加盟しておよそ7年、一昨年日本で最も美しい村連合に関する金額は、決算で131万6,000円、平成27年度は決算ベースで約178万6,000円、今回の専決補正で14万3,000円が減額されております。そして、今年度は町長選挙に伴います骨格予算編成のため、今6月定例会に補正予算として143万1,000円が計上されております。加盟を決定した当時、計上されていた予算の約12倍から16倍になっています。これは、こうした団体に加盟すれば、さまざまな経費がふえてくるのは当然ではありますが、現在の予算はかなり膨大に膨らんだ経費という印象があります。

町長は、加盟時は議員であり、また、この数年は日本で最も美しい村連合に加盟している先進地視察にも参加しております。行政のトップとなり、リーダーとなった今、町長として、この日本で最も美しい村連合への加盟に対する評価及び加盟しての費用対効果も含め、どのように検証しているのか聞きたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの倉科議員の御質問にお答えをいたします。

日本で最も美しい村連合に対する町長の考え方ということで御質問をいただきました。

日本で最も美しい村連合は、平成17年10月に特定非営利活動法人として設立され、本年度で11年目を迎えました。その間、当初6町村の加盟から始まった活動団体は、平成28年4月1日現在では60を超えるまでに至っております。

当町におきましては、平成21年度に加入した中で7年目を迎えたところであります。この美しい村連合に加盟している村の最終目標は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観や環境、文化を守り、地域資源を生かしながら、美しい村としての自立を目指すものであります。また、戦略においては、住民の自主活動や村の経済的自立、そして地域資源を生かすことが求められております。近年増加する加盟団体の加入に伴い、連合では平成27年度に設立10周年を迎えるに当たって、設立の原点に立ち返った連合のあり方、未来ビジョンの方向性としての再検討がされたところであります。この中では、特に評価制度を導入し、目標に対して、どれだけ達成されたかを検証することとされております。新規加入や連合への加入継続審査におきまして、この評価制度をもとに厳格に行うこととされたところであります。

さて、御質問の加盟に対します評価ではありますが、私としましては、連合の最終目標であ

ります。景観や環境、文化を守り、地域資源を生かしながら、美しい村としての自立に向けた連合での活動は、私の美しい町づくりに共通する施策の一部として、加盟に関しては意義あるものと解釈しております。

連合での活動の中では、日本で最も美しい村連合の名称やロゴマークが使用できること、加入した村の自立、発展のために、相互の研究を共有する場として提供を受けることができること。また、地域の魅力や、全国や世界に向けて情報発信していただくことで、交流人口の増加が見込めることなどのスケールメリットが私はあると考えます。特に、現在は情報社会であります。情報発信につきましては、今まで培われた連合としての情報網は魅力あるものと考えるところです。

一方で、自立に向けた行政運営においては、基礎自治体でも独自政策の中で地域経済の発展を望めることも可能と思われれます。また、現在町は連合の加盟継続に向けた再審査を受け、花とハーブの町づくりの具体的な展開と美しい町づくり推進委員会の実効性ある組織への改編と活動展開をどのようにするのかを次の審査までに活動として示すことになっております。この1年、連合での活動とともに、このあたりも踏まえ、美しい村に加入して再検証してまいりたいと思います。

次に、費用対効果の面でございます。美しい町づくり事業費につきましては、平成21年度の加入時には、議員御指摘のとおり、1人当たり連合の負担金を10円とし、平成22年度には25円に、平成24年度からは加えて30万円の人口割がふえてきました。平成26年度からは、1人当たり40円と年度ごとに増額となっております。これは、加入時は6団体でスタートしたものが、毎年度加入団体が増加することにより、専属の事務員を置く体制が必要になったこと。また、再審査のための旅費等が増加してきたこと。また、情報発信としてのホームページや刊行物の経費加算が主な増加要因であります。そのときの美しい村連合での活動事業とともに、必要された事業費でありますので、これらの経費の検証につきましては、冒頭加盟についての評価でも申し上げましたとおり、この1年、連合での活動を通じ再検証したいと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 今、この7年間のことについて検証をいただいたところでございますが、その中で出てまいりました再審査ということでもあります。次の項目の中にも触れており

ますけれども、本来であれば、5年で再審査の対象になるというところでございますが、過日の本会議の折にも再審査が3年後という年限を切られたと、こういうことが総務課長のほうから報告をされておりますが、当時のことになると、町長、副町長については当事者ではございませんので、課長に、なぜ3年間のということとあわせて、連合のほうから指摘されました課題について答弁を願いたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、3年に短縮されたということで、その内容について御説明を申し上げたいと思います。

この連合の審査につきましては、毎年5年間という期間を持ちましてやっておるわけですが、池田町につきましては、昨年11月に連合の審査員2名がおいでになりまして、現地視察、それから今までの検証をしたところでございます。その中で御指摘をいただきましたのが2点でございます。

まず、1点目ですけれども、花とハーブの町づくりの具体的な展開という部分であります。ハーブセンターにつきましては、5年前に比べて非常にハーブの取り扱いが、種類別ですけれども、量等も減っております。これが農家のハーブ生産からの脱退につながっているのではないかというような御指摘をいただいております。こういったことが、まず第1点であります。

それから、2点目ですけれども、美しい町づくり推進委員会の実効性ある組織への改編と活動展開ということであります。この、日本で最も美しい村連合に入ったときに、美しい町づくり推進委員会というものを立ち上げました。これがまだまだ町の中に浸透していないということで、まだ町民に対しての実効性のあるものではないということで、体制が不十分だというような指摘が、この中でされております。この2点につきまして、改善をしていただきたいというようなことでもあります。

議論された中で、今後の課題ということでお話をされておりますけれども、これに付随したものでありますけれども、安曇野周辺で衛星都市になっているということで、非常に近隣市町村から人口が流出しまして、こちらのほうへお見えになっているということで、非常に池田町も農業ではなく、ベッドタウン化しているというような部分を踏まえて、町の将来ビジョンが明確にその中でしていただきたいということで、花とハーブの町づくりとの整合性が希薄になっているというような部分が課題として指摘されております。

それから、町の事業が単発な事業であるということ、事業展開がいわゆる単発であるとい

うようなことでありまして、町づくりの統一性を持っていただきたいというような御指摘もいただいております。

それから、施策的に行政が中心となって進めているのではないかとということでありまして、なるべく住民とネットワークを組んで推進をしていただきたいというような課題項目がこの中でされております。

以上の審査の内容でもって5年間というものを短縮しまして、3年間ということで、一応町の施策を見ているというようなことで、この2年間の足切りのような形で回答をいただいたというような状況であります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 町長にお聞きしますけれども、この7年間で、日本で最も美しい村連合に加盟して、池田町が具体的にきれいになった、あるいはよくなったと思えることがあったら上げていただきたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これをきっかけにいたしまして、池田町、何とか美しい町にしようという意識が高まった。この美しい村連合に加盟する1つの意義でありますけれども、住民が意識を持って取り組んでいく、そういうきっかけになるというのもひとつ意義があったことかなと思います。

そういうことで、美しい町づくり委員会が立ち上がり、そして、ごみの減量を初め、町の中を花で飾る、そういうところ。また、ハーブについて、花とハーブの町ということで、それへの取り組みが進められる。全町挙げていろいろな取り組みがスタートしてきているかなと。ただ、なかなか大きな動きというところまで行っていないというのも現実だろうと思います。これからそういう意識を高めた中で、クリーンデーの充実、あるいは川ざらいなんかやっておりますけれども、美化運動等の充実について進めてまいればと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 総務課長の話の中では、非常に課題としてクリアするのはなかなか大変な面があるかと思いますが、来年の秋ですか、再審査が無事に通るように努力をいただき

たいと思います。

今の町長の答弁の中にもございましたので、続きまして、2つ目の質問のほうに行きます。

この日本で最も美しい村連合については、加盟をすれば永年加盟が保証されるものではなく、先ほどから話に出ていますが、5年に1回の再審査が実施される。その再審査は連盟当局が行うものであり、加盟に値すると、再審査で評価されるよう不断の努力が必要なことは言うまでもありません。そのためには、この日本で最も美しい村連合に加盟する、しないにかかわらず、自分たちの住んでいる、この北アルプス展望の絶景地である我が池田町を住民みんなで美しい町にしていく努力をするよう、具体的な行動を継続して実行していくことが非常に大事なことだと考えます。

最近の町の中の様子を見ますと、県道脇の歩道には雑草が生え、そのまま枯れ草になるまで残っているのが現状であります。数年前までは、年2回ほどの建設事務所により草刈りが実施をされておりましたが、近年は予算的な事情もあり、年1回の草刈り作業の実施にとどまり、景観を見苦しいものになっているのが現状であります。このことは、昨年実施しました議会と町の皆さんとの懇談会の折にも町民の方から指摘がございました。数年前、観光協会の呼びかけで自治会、企業の皆さん、小・中学生の児童・生徒の皆さんの協力により、ガードレールのパイプの塗装が行われました。あのような呼びかけで町内の道路脇の歩道の草刈りを実施するような行動を起こしたらいかがでしょうか。かつては池田ハーフマラソンの実施にあわせ、町内の各種団体の皆さんに御協力いただいて、堤防道路の空き缶、ごみの片づけ等清掃活動が実施をされました。

また、つい先日、地元メディアの報道では、町内の企業の皆さんが道路等の清掃活動を実施された旨の記事が記載されておりました。役場職員によるメーデーの折の清掃活動も継続をされております。これらの行動を上手に組み合わせ、掛け声だけの全町清掃デーではなく、実のある行動に結びつけていけたらと思うが、町長の考えはいかがでしょうか。

全町挙げて一斉にとはかなり難しい面もあると思いますが、美しい町を生み出す月間のような期間の中で取り組みが具体化できるよう方法を検討したらと考えるが、町長の考えを聞きたいと思います。

日本で最も美しい村連合に加盟する町として、この池田町を名実ともに美しい町にするために、実のある美しい町づくりの方向にスタンスを向け、かじを切る思いが町長にあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（ 櫻 聖章君 ） ただいまの倉科議員の御質問にお答えをいたします。

美しい村づくりに向けた実のある行動をとということでございますけれども、美しい町づくりは私の選挙公約でもあります。多くの町民の皆様にご参加をいただき、美しい町づくりに向けた取り組みとして、一人一人がアクションを起こすことは大事なことであり、できるところからの意識改革は必要なことと考えております。

町では美しい村に加盟したことを契機に、平成23年8月に池田町美しいまちづくり推進委員会が発足されております。この会には自治会協議会、ガイドマスター会、リサイクル推進委員会、PTA、商工会、女団連、見識者などの代表者で構成されておまして、美しい町づくりを進めるために推進計画を作成したところであります。基本理念を「北アルプスと田園に抱かれた日本で最も美しい町を目指して」とし、自然、環境、景観の保全とした地域づくり、地域資源を生かす産業振興、みんなで力を合わせる地域づくり、そして池田らしさを生かした伝統、歴史、文化の継承の4つの基本目標を定め、さらに具体的に町民の皆様がどのようにその中で活動していくかとしたアクションプランを定めたところであります。この中には従来から実施されております全町清掃デーや花いっぱい運動、地域での環境整備などが盛り込まれておまして、日本で最も美しい町づくりを目指して、町民、団体、企業、行政が力を合わせて、できるところから取り組みを行うこととしております。

昨年は美しい町づくり推進委員会での取り組みとして、ガードパイプの塗装以来、全町への呼びかけを行い、クラフトパークへのカワラナデシコの植栽を約60人余りの参加者のもとで実施させていただいております。全町でできることは今後も推進委員会を中心に検討してまいりたいと考えます。

美しい村、町を生み出す月間について、大変参考となります御提案を頂戴しました。これも美しい町づくり推進委員会に諮り、できるかどうかも含め十分検討したいと思っております。

美しい町に対する方向のかじについてということでもありますけれども、冒頭申し上げましたとおり、私の選挙公約の中に、美しい町づくりはキーワードであります。日本で最も美しい村連合に加盟する、しないは別として、大いに美しい町づくりに向けて、人、環境、景観、伝統文化において町の美しさを見出すために、さらなる広がりのある町民活動を目指したいと考えます。

以上でございます。

議長（ 那須博天君 ） 倉科栄司議員。

〔 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

1番（倉科栄司君） 今、町長の答弁の中にございました。町長、これ御存じでしょうね。村のほうもきちんと書いてございます。ここに町長の一番の目標でございませうように、一番美しい町づくりを目指すと、それから日本一美しい町を目指して私はいきたいということが書いてございます。

ところが、裏見ると、具体的にはどこにも美しい町に関するものが出てこないんですね、景観という言葉が出るだけであって。町長に立候補したということで、美しい町だけではなかなか政策というものが浸透しないということは十分わかりますが、具体的に表に出すと、座りのいいところにこういうものを出すということは、それなりのやっぱりきちんとした裏づけもほしいと思います。

今の答弁の中で、具体的にこれから実のある行動をしていきたいというお話でございませうので、ぜひ、この美しい町を目指して、きちんとした実のある行動を起こすことを早急に進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今申し上げましたとおり、既に美しい町づくり検討委員会でも実施をされております。さらに、それを強力に推し進め、また、町民に浸透させていくというのも1つのテーマでありますし、美しい町づくりにつきまして、あらゆる角度から検討し、具体的な施策をこれから打ち立てていきたいなと思っております。

また、いろいろな御提案、御意見ありましたらお聞かせいただければ施策に盛り込んでまいりたいと思います。

議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 町長、昨年はまだ議員時代に振興文教委員長として、当時県道の脇の歩道の枯れ草が非常に目立っていると。それから、先ほど申し上げましたように、町民の皆さんとの懇談会の折にも指摘がされたということの中で、12月に入って、暮れも押し迫ったころなんです、一部の職員の皆さんの協力も得て、議会の議員が県道の、全部ではございませうが、一部の草刈りを実施したということで、こういったことが1つの行動として実績等たまっていきますので、町長、ことしもこういったことについて、今度は町長になったわけでございますが、こういった草刈りのような行動をやっていくかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 昨年から県のほうでは、年2回県道の草刈りをするということになっておりましたけれども、昨年から1回に減らされたというのが実情になってまいりました。やはり予算の関係もあつたんでしょう。そのために今まで刈られるべき草がそのままになって景観として、また、美しい町を標榜する我が町にとりましては、大変見苦しい状況になってまいりました。そこで急遽議員の皆さんとともに草刈りに取り組んだということでありまして、先日見ますと、県道沿いが、車道側が全部草が抜かれておりました。しかし、歩道側はそのままになっておりまして、議員協議会の折でも、車道側は非常に危険であると、これはなかなかできれば手をつけないほうがいいじゃないかという御指摘もありまして行ったわけでありまして、そういう意味では、危険のない範囲で、町民の皆様呼びかけて、やっぱり自分の町は自分たちできれいにしていくというのが基本であろうと思いますので、県に頼ることなくきれいにしていく、そういう活動はこれからも全町挙げて取り組む、そんな方向を打ち出してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 今のお話でも前進していただければと思いますけれども、美しい村連合に入って百何万という予算がこれ当然かかってくるわけでございますが、義務的経費みたいになってしまつてあれなんですけれども、そういった経費を、例えば若干町の実質的な、本当に町をきれいにする方面に使うということも、また1つの町長の公約を本当に守っていくことにもつながるかと思いますので、そこら辺も含めて、ぜひ美しい村連合に対する検証の折には、そういったことも具体的に含めてお願いをしたいと思つています。

それでは、次に行きます。

美しい町づくりに関連して、町内のごみ集積所について聞きたいと思つています。

旧池田町内の県道沿いのごみ集積所は、歩道上に設置をされているところがあり、収集日には業者の方の収集作業が終了するまで大量のごみ、もちろん資源物も含まれますが、集積所に積まれ、景観を著しく損ねております。民有地の借り上げ、あるいは道路占用許可等をとるなどして、ごみ集積所をステーションとしての形をなし、景観上も見苦しくないものにしてほしいと考えますが、対策について担当課長の意見を聞きたいと思つています。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のごみ集積所でありまして、県道の大町明科線及び上生坂信濃松川停車場線沿

いには、屋根なしが8カ所、何の施設もないむき出し状態のものが8カ所ございます。ごみ集積所は自治会所有であり、廃棄物集積所改修事業補助金により設置したものでありますので、施設の管理につきましては、自治会で管理していただくようお願いしているところであります。

また、現在町内にはごみ集積所は180カ所余りあり、隣の松川村は約100カ所で池田町の3分の2以下となっており、衛生組合長会の折には、集積所の統合を集積所改修時にあわせてお願いしているところでもあります。補助事業でもあり、自治会予算も伴いますので、規格を統一すること等は現在考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） なかなか難しい点は十分理解はしております。ただ、ごみがなかなか減らないというような現状の中で、可燃物が週に2回とか、それから年間通して何日もごみの集積所を利用しているところがございますので、ぜひ自治会任せは、それはいいんですが、一緒に自治会と協力をして、何とか協力できる点があれば、町として、行政として、例えば集積所の設置について、一步前進するようなことをこれから考えていただければと、これは要望ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問、引き続きよろしいですか。

議長（那須博天君） はい、どうぞ。

1番（倉科栄司君） それでは、2番目の項目、公共施設の外部トイレの洋式化について質問をしたいと思います。

公共施設、また、公有施設も含めてでございますが、今回トイレの洋式化を求めるのは、次の施設、池田小学校、会染小学校、創造館の3施設であります。総合体育館については、今回の修繕及び耐震化工事で外部トイレの改修が実施されますので外してございます。

この池田小学校、会染小学校、創造館の外部トイレについて不特定多数の利用は、わかる範囲で主なものとして次のような事例が考えられております。池田小学校については、6月の運動会、9月の池田八幡社の例大祭、10月の町民球技大会などが上げられます。会染小学校ではサッカー少年団の練習時、また、9月の運動会、創造館では年間を通してのクラフトパーク利用者の利用が上げられます。創造館では、館の利用者でない方のトイレは、基本的に外部トイレを利用するように勧めているのが現状であります。この利用の中で、和式のトイレは前に利用した方が汚してしまった場合に、次の方の利用がスムーズにできないと、非

常に汚れてしまってなかなか掃除も大変だということがあったり、スムーズにその管理ができないとおっしゃってありました。

各家庭はもちろん、高速のサービスエリア、パークエリア、JRや各私鉄のトイレ、商業施設、公共施設のトイレも現在は洋式化がもちろん、非常にすばらしい、明るくきれいな施設になっております。洋式化してきれいなトイレになれば、利用する側もきれいに使うようになります。この3施設の外部トイレの洋式化と創造館についてはバスで大勢の方が来られることも考慮して、外部トイレの増設も含め対応するよう求めますが、担当者の意見を聞きたいと思います。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの公共施設の外部トイレの洋式化についてお答えをさせていただきたいと思います。

トイレにつきましては、その施設の顔とも言われます。常に清潔な状態にしておきたいものと考えます。池田小学校、会染小学校、創造館の外便所の女性の便器及び男性の便器、大便器であります。御指摘のとおり、全て和式という状態になっております。衛生面での管理といたしましては、両小学校では児童が、創造館では管理人が毎日清掃に当たっていますので、一般的な清掃の状況かと思えます。洋式便座の普及につきましては、御指摘のとおりと認識をしております。

また、特に、高齢者の関係でございますが、身体的な負担の面からも洋式のものが適当となっております。創造館につきましては、クラフトパークに来られる町外の方も多く利用されておられます。池田町の印象を大きく左右するものと思われま。

関係業者でございますが、便器だけの取りかえについて問い合わせをしたところでございますが、1基につきまして、約20万円ほどの費用がかかるということでございました。予算の確保の面から、また、児童等の使い勝手、それから障害者の対応、管理の方法等を十分考慮しながら、洋式の便器に順次更新をしまいたいと考えております。

次に、創造館のトイレの増設についてでありますけれども、場所がわかりにくい、便器の数が少ない、障害者用がないなどと指摘をいただいているところでございます。トイレの設置が必要かと思えますけれども、多額の経費がかかります。このたびの総合戦略におきましてクラフトパークの振興計画とあわせまして検討をしまいたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 児童・生徒の皆さんが毎日掃除をしてくれたり、あるいは創造館においては管理人さんがきれいにしてくれるということで、現在のところは何とか事が足りているということだと思いますが、今の課長のお話のように、洋式化をすれば本当に使い勝手もよくなりますし、また、きれいに使うということになってまいりますので、そこら辺をぜひ順次と言わずに、できれば一括でやっていただきたいと、こんなふうに考えております。

また、創造館については、本当にあそこを利用する方が非常に多くなってきておりますし、また、あその管理をしている方に聞きますと、バスで来た場合に、本当に外のトイレだけではちょっと賄い切れない状況が出ているということでございます。あその利用については、先ほど質問の中でも申し上げましたように、館を利用する方は中のトイレを使っておりますが、館を利用しない方については、積極的に外のトイレを勧めているというのが現状でありますので、そこら辺もちょっと改善をしていただければと。当面お金がなくてすぐにはできないということであれば、そういった面の改善も含めて、池田町へ行ったら外のトイレしか使えなかったというようなことのないように、ぜひ課長、教育長のほうから、そこら辺改善はしていただきたいと、こんなふうに思います。

最後に、町長に聞きますけれども、トイレについては、本当に日常生活は切り離せないものでございます。順次というお話も課長の答弁では精いっぱいだと思います。予算計上を要求されましたら、前向きではなくて、速やかに予算計上をするつもりがあるかどうか聞きたいと思えます。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 現代、これどこへ行ってもそうでありますけれども、トイレというのは、一面では町のイメージ、また、お店に行けばお店のイメージにつながってまいります。そういう意味では非常に大切な施設ではないかと思えます。

確かに創造館におきましては、外がないということは不便極まるものということも言えるかと思えますので、前向きに今検討して、その予算の中で、できるだけ早期にできるよう検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1 番（倉科栄司君） 町長も議員から町長になれば、今度行政側の、執行者のリーダーでありますので、要求それは簡単でございますが、実現するのはなかなか大変でございます。ただ、予算的なことも十分考慮していただいて、本当に池田町に来る方、あるいは池田町に住んで、実際にトイレを使っている方の便宜を図るということで、十分予算的には優先順位をつけて、なるべく早く対応していただくことはいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 十分、他の関係もありますので、優先順位上位として検討させていただきます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1 番 倉科栄司君 登壇〕

1 番（倉科栄司君） それでは、早期に実現することを期待しまして、質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で倉科議員の質問は終了しました。

矢 口 新 平 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

3 番に、4 番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

矢口議員に申し上げます。途中で休憩に入る可能性がありますので、御了解をお願いしたいと思います。

〔4 番 矢口新平君 登壇〕

4 番（矢口新平君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。4 番、矢口新平でございます。

まずもって、甕町長、初当選おめでとうございます。

一緒になって池田町をすばらしい町にしていこうではないでしょうかとっております。新町長も長いこと町議会議員として町づくりに参加されておられます。前町長の悪いところ、よいところ、御自身で感じられておられることと思います。新町長になられて4 カ月余りですが、町政は休んでいる暇はございません。甕カラーを出していくことが大事ではないでしょうか。

また、外部より副町長をお呼びして、役場内部の組織も変わろうとしております。前政権の継続をしていく中で、きっぱり中止することはやめ、新しいことを始めるということとはとても難しいことだとは思いますが。そしてまた、新しいことを進めるということは、後ろにお金がかかるということの意味していると思えます。しかし、池田の財政、財布は1つであります。何かを削って、何かをふやす、バランスよく廃止するものはやめ、そして新しく始めることには投資をしていくこと、これが正しいリーダーとしてのかじ取りではないでしょうか。

それでは、たくさん質問を新町長にしたいと思えますので、できるだけ簡潔にお答えをいただきますと思います。

1番、町長公約についてお聞きします。

1、町長となって池田町の将来のビジョンを聞きます。池田町はどのような町に甕町長としてはお考えでしょうかお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの矢口新平議員の御質問にお答えをいたします。

町づくりのビジョンはどの御質問ですが、行政運営にとりまして、将来ビジョンを掲げることは極めて重要なことであり、それによって町の進むべき姿がはっきりしてまいります。町政を担当するに当たり、しっかりとしたビジョンを持って取り組んでまいりたいと存じます。

所信の中で表明いたしました、テーマとして、美しい町づくりを掲げさせていただきました。池田町の自然景観の美しさは多くの人から認められるところではありますが、これは自然のことでありますので、行政でつくったものではありませんが、この自然を守り、より輝くものにしていくのは人の営みでありますし、行政の仕事とも言えます。また、美しさという中には、環境面や人の心、優しさや思いやり、おもてなしの心など内面の美しさもありますし、事業、商売においても美しさが求められる部分があります。そのほか教育面、伝統文化面、また、スポーツ面でも求められておりますし、さらには行政施策においても求められるところではないかと思えます。特に、政治の世界では、近年におけます政治家の身の振り方に美しさを感じられないというような点も上げられるのではないかと思えます。

現代社会において、あらゆる分野において、日本人としてのかつての美しさが欠けてきているのではないかと感ずればこそ掲げたテーマであります。そして、みずからの行動指針に

も掲げ、この指針に恥じない生き方を求めてまいりたいと存じます。

具体的な町づくりを考えますと、池田町の特徴として上げられますのは、対外的な知名度として、やはり「花とハーブの町」であり、福祉関係の施設が非常に多いという点では「福祉の町」でもありますし、小さな町ながらも造り酒屋が2軒ありますので「酒の町」とも言えます。また、工業製品出荷額では、近隣町村の中では群を抜いておりますので「工業の町」とも言えます。歴史的には池田学問所の設立や多くの文化人を輩出していることを考えますと、「教育、文化の町」というイメージもあります。また、取り組み始めたワイン事業を考えますと、「ワインの町づくり」という方向性もあります。そのほかにも上げられる点があると思いますが、どれに絞るかということは極めて難しいことでもありますし、偏ることは危険性をも伴うことでもあります。私は、それぞれの特徴を組み合わせながら、町の発展につなげてまいりたいと存じます。

ハード的な町づくりという点では、歩いて生活できる町をテーマに掲げさせていただきました。生活基盤施設を中心市街地に集中して、コンパクトシティ化を目指し、町なかの総合計画に取り組んでまいります。人口面では、減少傾向にある中、何としても1万人を堅持していかなければと考えております。そのための施策は最優先に取り組んでまいります。

以上のようなビジョンを持って行政運営に当たってまいります。

以上で答弁といたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 冒頭のあいさつにも聞きましたが、よろしくお願ひします。

そういう中で、甕新町長は、議員時代によく人口減対策を質問されておりました。町長となって、もうちょっと突っ込んだ具体的な考えというのはおありなんではないでしょうか。また、ふるさと納税について、きょう信濃毎日新聞にも長野県版が載っていましたが、町長もお読みになりましたね。数字的な部分は県下でもちょっと低いほうですね。ただ、2年前の54万円から見れば、四十何倍という増額ということで、ふるさと納税についても、今全国的にいろいろな部分で言われているところあると思うんですが、去年の延長だと、また、ことしも目減りをする、そんなふうには私は思っております。

そういう中で、人口減対策等具体的なものと、ふるさと納税について教えてください、お願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 人口減対策と言いましても、いろいろな幅広い世代がありますが、特に少子化を考えると、若年世代の定住が求められるところでもあります。定住の条件としまして、子育てに対する経済的支援、住む場の確保、働く場の確保が上げられます。子育て世代に対する経済的支援につきましては、保育料の減免を行います。具体的には第3子以上の無料化、同時にできるかは検討いたしますけれども、第2子の半額減免、その他の支援につきましても検討してまいります。住む場の確保につきましては、若者向け住宅の造成、空き家の利活用、働く場につきましては、何といたっても産業振興に取り組み、雇用の拡充を図らなければなりません。既存企業に対しては、産業振興条例等を制定して振興を図ってまいります。また、新規事業を興すことも重要な要素であり、ワイナリーの建設もその1つになるのではないかと思います。さらに、新規企業の誘致も模索してまいります。

ふるさと納税につきましては、昨年度は2,000万円弱という結果でありました。今年度は5,000万円を目標に取り組んでおりますが、現在公開されておりますインターネットを使っただけの呼びかけ、そのほかに町内の皆様に県内外の友人、知人にふるさと納税を働きかけていただくために、はがきの配布を準備しております。町にはIターン、Uターンで移住された方が大変多くあります。その皆様の人脈を生かし、寄附を呼びかけていただくなどの施策をとってまいります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 次の質問のほうまでお答えになられて、じゃ、次のほうと一緒に聞いていきます。町長公約の中で、若者定住を推進するために、第3子の保育料無料、また、2子の半額、その財源というのは一体どこにあるんでしょうか。また、これはいつから実行する予定でしょうか。

聞くところによりますと、これ池田町の場合、大体1,000万円ぐらいは多分減益というか、お金がかかるというふうに思っております。未満児の子供がふえたり、保母さんの数がふえたりする中で、1,000万円というお金が多分町長公約の中で、また、財政から歳出されると思っておりますが、町長、この辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 保育料減免に対して、財源はどの御質問ですが、町財政の中で、施策の優先度というものがあります。限られた予算の中で、重点施策をどのように組み込んでい

くか、やりくりをさせていただきたいと思います。また、ふるさと納税の寄附につきましても、その財源の一部として活用できればと考えております。

先ほど、第3子保育料無料にした場合には、どのような影響があるかというお話ありましたけれども、ちょっと具体的な数値を申し上げますと、保育園の利用者数は、6月1日現在232名で、年齢の内訳は、5歳児が64名、4歳児が61名、3歳児が59名、2歳が29名、1歳が20名、ゼロ歳は2名となっております。全体的に見ますと、3歳以上のほとんどが保育園等を利用されており、未満児は半分以下の状況と思われまます。他市町村の事例等をあわせて考えますと、第3子の無料化により、当町でも未満児利用の増加が予想され、これに対応するためには、主として3つの課題が考えられます。

1つ目は、施設のキャパです。当然保育児がふえてきますと施設が不足してまいります。これは会染、池田保育園あわせまして、何とか対応することで可能になるのではないかと考えております。

2つ目は、保育士の確保です。全国的に不足の状況から、有資格者の確保は大きな課題であると思われまます。

3つ目が財源です。現在、第3子の利用者数は91名で、対象者の保育料は国の多子世帯減免を差し引くと1,000万円程度と思われまます。この数字は来年度利用者が変わりますと変化するものですので、お含みを願います。これに加えまして、対応する保育士の人件費が発生してまいります。これらの課題に対応し、現時点においては、平成29年度、第3子無料化に向け取り組みを進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） それでは、1番と2番の、町長の方針、考え方をお聞きしましたが、私は、これをやっていくには大胆な施策というのが必要じゃないかと思ひます。他町村にならえではなくて、池田町独自で何か考えていかないと、どこの町、村でも人口減対策については大きな課題の1つだと思ひます。

それと、最近の若者中には隣組とのおつき合い、あるいは自治会に加入しない、そのような家族がふえていると聞きます。隣村の松川村でも新興住宅の多い中では、数え切れないくらいの隣組、自治会を抜けた方がいます。それがまた問題となっております。池田町に住む人には何らかの条件の中で、自治会行事に参加してくださいというような施策を取り入れる

のもひとつではないかと私は思います。

それと、我々古くから住んでいる住民が新しい家を建ててきた若い人たちを温かい心で、今、町長言われた美しい町の延長としてやっていく必要があると思います。町長、その辺、保育園の無料化、本当に結構なんですけど、これいつから、無料化の施策は来年3月からやるということでしょうか。4月、4月からやるということで、はい、わかりました。じゃ、ぜひ町長公約の中でありますので、やっていただきたいと思います。

ワイナリーについてお聞きします。

先ほども出ていますが、町長はワインについて、どのように考えていますか。このワインブームの中、池田町として早く手を打っておかなければ間に合わないこともあると思うんです。他町村に先駆けて池田町が特区として申請すべきと考えますが、町長、このワインについては大分町長も力を入れるという、優先順位が上だということをお聞きしていますので、どのようにお考えでしょうかお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ワイナリーについての御質問でありますけれども、今いろいろ調べてみますと、全国的にワインの作付、また、ワイナリーの設置、これがブームのようになっているようであります。現実的にはワイン用のブドウの苗が、入手が非常に困難であるというようなお話はあります。そんなことを考えますと、議員の言われるとおり、早く進めていかなければならないなというところも感じるところであります。

現在、池田町のワイン用ブドウ栽培面積は17.6ヘクタールあります。しかし、全てワインメーカーとの契約栽培となっており、より付加価値をつける農業所得を向上させるため、また、観光などの地域産業の活性化のためにはワイナリーは必要であると考えます。ワイン用ブドウの里からワインの里に向けて意欲ある若手農業者が生産から加工、販売ができる体制をサポートできる環境を整えるために、少量、2,000リットルから6,000リットル未満までのワイン醸造ができるワイン特区申請を進めてまいります。隣接自治体との連携も重要と考え、千曲川ワインバレーの広域ワイン特区のように、広域連携も視野に入れて取り組んでいければと考えております。今年度中というよりも、できるだけ早い時期に手続を進めてまいります所存でございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

ちょっと話よれますが、私が今まで一般質問した中で、麩町長とはウマが合いそうでした。ありがとうございます。

町長の公約、この中にもワイナリーの推進と書いてありますよね。本当に池田は気候的にもワインブドウの栽培にはうってつけだと思います。ぜひ進めていていただきたい。

それと、麩町長、議員として穴水町の能登ワインの研修に行かれましたよね。そういう中で、ワインは植えてすぐ収穫ができるかということ、2年、3年、4年と、要するに収入がないわけなんです。それに対して、民間企業だと大きな投資をして、3年間収入がないということは、ちょっと本当に体力のいる、お金のかかると思います。行政が何らかの形で手を差し伸べないと、このワイン構想というのは進んでいかないと思います。

それと、先ほど町長言われたけれども、2,000でも6,000でもいいんですよ。まず、特区をとると、これが一番今大事なことで、今、大町市は2団体が特区申請して、大町市もやっぱり土地がないと。今、目をつけているのが池田のこっちの東側だということで、要するに土地を、休耕地、あるいは畑をどうしても開拓したいというのを私この間聞きました。一番今のところワインには向いているのが、この東山斜面かなというふうに感じています。ぜひ池田町として、第三者の企業を育てるのか、あるいはいろいろな形あると思うんですが、具体的にワインの、まずはワイン用ブドウの木を植えなきゃ収穫ができません。今あるワイン畑はひもつきで、ほとんど収穫ができないと。

この間、てる坊さんで、林中で小太郎というワイン出しましたけれども、本当においしかったですね。それと、ワインというのは私もよくわかりませんが、瓶詰めをして1カ月たったとき、2カ月たったとき、また、1年たったとき味が変わります。そういう中で、これから本当にワイン構想で池田町が向かっていくには、本当にワインというのはおもしろいのかなというふうに思っております。ぜひワイン構想を進めていただきたいと思います。

議長（那須博天君） すみません、このワインはいいですか、質問は。

4番（矢口新平君） 結構です。

議長（那須博天君） では、矢口新平議員の質問の途中ですが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

一般質問を続けます。

午前に続いて、矢口新平議員の質問を続けていただきます。お願いいたします。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 午前中に続きまして、一般質問をさせていただきます。

2番目、池田町の指定管理制度についてお聞きします。

町長は、ハーブセンター、美術館等を指定管理にしていますが、この現状を、指定管理についてどのように考えているかということをお聞きします。

特に、ハーブセンターは、足湯、また東側のハーブ園の一部改修、それと足湯の北にちょっとしたハーブ園をつくりまして、皆さん行ってみていただければわかりますが、今は草がぼうぼうのような状態でございます。それと、私も坪数のことはよくわからないんですが、1,000平米以上、大分広いんじゃないかというふうに理解をしました。草の生え放題という中で、池田町のてる坊市場と、ハーブセンターというのは、車で訪れる人のよりどころとなりつつあるんじゃないでしょうか。てる坊にお任せするのではなく、町として何らかの援助が必要ではないかと感じております。

また、てる坊市場に関しては、指定管理としてお金を支払い、また、360万円という、これは家賃という理解なんですけど、町に払われております。何か不自然な感じが前からしております。また、他の指定管理をしているところとどこかてる坊市場に関しては違うのか、また、ハーブ園一帯は、その前の会議で示されたとおり、また、大きいお金を投資してやるということで、また、それには人件費等々かかると思います。また、町としても、ハーブに力を注いでいるという姿勢が、これからの町づくりに必要ではないかと思いますが、町長の、この辺の考え方をちょっと教えていただきたい思います。お願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ハーブセンターの管理についての御質問ですが、ハーブセンターの管理につきましては、管理販売施設、展示育苗施設、乾燥施設、観賞園、また、それらの附帯施設等も含めて、平成22年度から指定管理者として、てる坊市場と協定を締結し、管理運営業務を行っていただいております。

指定管理者制度を導入するメリットとしましては、行政で直接管理運営するよりも、民間

事業者、経営手法やノウハウを活用することにより、経費削減や利用者のニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が期待できるところにあります。

管理販売施設については、利益を生み出す施設であるため、月30万円、年360万円の施設使用料を町にお支払いいただき、利益を生み出さない観賞園は管理料として当初1,150万円をお支払いいたしました。まきボイラーの導入により、足湯も新たに設置したことから、指定管理者と管理費用について協議を行い、今年度は144万円を増額し、1,294万円の指定管理料の予算措置としています。

協定では、決算に基づき協議を行い、管理費を算出することになっており、常に適正な管理料となるよう努めています。昨年度から手がけた観賞園の改修を今年度終了させ、その後は観賞園の統括管理に専門知識を有する担当者を配置する必要があると考えます。それら人的配置を含めた管理費を算出するとともに、適正な管理ができるよう努めたいと考えます。花とハーブ観光産業の中核施設として、ハーブセンターの振興に努めてまいります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） それじゃ、てる坊のほうから聞いていきたいと思います。

今言われたとおり、1,150万円が144万円と1,294万円になったということ。要するに、私の理解では、利益を上げる施設の使用料が360万円という解釈でよろしいでしょうか。そうですね、はい、ありがとうございます。

ということは、ちょっと私、うんと疑問に思っているんですが、西側の建物は、ハーブセンターだけじゃないわけなんです。指定管理ではないですけども、加工センター、カモミール、この2つがあります。この2つに関しては、どのような位置づけをしているんですか。誰か、町長以外でわかる方いたら教えていただきたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ただいまの御質問でございますけれども、農産物加工施設、これは県営の中山間総合整備事業で建てた一番南に位置する建物です。それとハーブセンターの中間にあります、かつて乾燥施設として使っていたところをカモミールの会の皆さんに御利用いただきまして、地産地消という形の中で食材を、地元のものを使って販売をしていただいております。この施設につきましては、県営で建てた建物については、まだ県の所有ということで町のほうに移管されておりません。町のほうに移管になりましたら、こちらにつき

まして、レストラン等も含めた中で、やはり指定管理者という形の中で進めていきたいと考えています。

今、農産物の消費拡大等も含めた中で、かかわるコストにつきましては、それぞれカモミールの皆さんにお支払いをしていただいて、お使いをいただいている状況です。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ちょっとじゃお聞きします。県の所有になっていて、これいつ、要するに、町で管理するようなことになるのか。

それと、今、宮崎課長言われて、地産地消の地物を使ってやっていくと。そういう中で、私もハープセンターによく行くわけなんですけど、4時過ぎには加工センターとカモミールに関しては白いカーテンが下がっていると。それと、盆、ゴールデンウィーク、そういう長期のときには店は休んでいると。とても民間の感覚、商売人としては考えられない施設で、それとまた、これは宮崎課長にお聞きしたいんですが、そのコストに関しては生産をして、その中で補っていると聞きましたけれども、町の負担というのは、車両だとか、ガソリンだとか、電気、それとあと、機械の修理等に関しては、どこがやっているんでしょうか。その辺、ちょっとその2点聞きたい。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 県営の中山間事業につきましては、中之郷から始まります農道、水路の関係につきましては、平成27年度において町のほうに移管がなされました。施設については、これからということで県のほうからお伺いをしていまして、恐らく今年度中には施設も移管されるのではないかとこのように考えておるところです。

それから、カモミールの会の運営につきましては、先ほど議員がおっしゃられました電気料、それから自動車、また燃料代等々については、カモミールの会において支払いをしていただいております。

営業時間等々につきましては、私もそういうお話をお伺いしております。お客さんが多い時期にはできるだけ営業をしていただくようにというお願いもさせていただいております。でございますけれども、現状は議員おっしゃるように、毎週定休日は木曜日ということになっておりまして、営業時間は4時までということで、かつては、一時期レストランについては夕方までやったことありましたが、現在は日中の営業で終了をしているということでございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 平成28年度中には返還になると、県から。そういう中で、先ほどの課長の答弁だと、指定管理を含めたのを考えていきたいと今言われましたが、もう平成28年度で、もしか、それが、償還が町のものになるんだったら、まず、今からやっていかなきゃ遅いじゃないでしょうか。

それとまた、町長にお伺いしたいのですが、これ指定管理制度をしくとして、家賃は取らないんでしょうか、取るんでしょうか。その辺教えていただきたいんですが、家賃について。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当初、この月額30万円、年360万円と決めたいきさつは、売上に対する割合から算出したというようなことで聞いております。

また、美術館につきましても、一定の売上を超えた場合には、町にそれを支払ってもらうというような取り決めになっておりまして、家賃という考え方よりも、売上、形として家賃ということになりましたけれども、売上が基準になっての考え方というようなことで聞いておりますので、そんな考え方を踏襲してまいりたいと思っております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） それは町長、ちょっと違うと思います。平成22年から指定管理やったときの金額と、今のてる坊さんの売上の金額というのは、大分、倍違うと思います。ですから、その360万円の家賃を取るということ自体が、私も指定管理のほうを見てみましたが、入場券とか、入場料とか、そういうものに関してはありますが、家賃という項目はないと思うんです。

その家賃のことを言うのではなくて、私が言いたいのは、これからハーブの町づくりをする中で、360万円というお金じゃなくて、今度東側にもっとパワーをかけるんだったら、てる坊さんに、その分の雇用の創出、人件費、あるいはもっと手厚い、要するにあれができるような部分をやって、家賃なんていうのは取らないで、もうちょっと東側にやっていかなければ、これからのいろいろ設備を整えたときに人件費等々かかります。そういうのを含めて、どうもちょっとこのカモミール、加工施設も含めて考えると、家賃を取って、これ町のものになって、カモミールやる人いるんでしょうか。

その辺、1,800万円だか2,000万円弱の年間売上だよ。それで家賃を払ってやっていけ

るのでしょうか。そういう感覚というのは宮崎課長、決算見ているよね。そういう決算書の見る中で、とても会社経営の中の決算書と違うわけ、いろいろがないわけ、かかるだろうという費用が計上されていない。だから、我々見たとき、どこかで補填しているんだというのは決算書上から読み取れるわけ。

例えばの話すると、機械の消耗、故障等に関しては何もなければよ、10年も。パンを焼く機械というのは10年も壊れないのかなというくらいに思うわけ。だから、その辺を含めて、町長、その家賃に関してはちょっと考えてください。カモミールとか加工センターも含めて、これでことし返還になったときに、じゃ返却になって誰も入る施設がないと。今いる人たちも、もう家賃払うならやめてしまうと、そういうときになったら、これ町の顔としての、道の駅としての機能が半減されると思います。

それと、課長、今4時には閉まってしまうと言われましたけれども、それじゃ、やっぱりだめなんだよね。道の西側の半分はやっていて、半分は閉まっているんだから、デットスペースだよ。こんなことで西側の部分を置いて、東側を開発するなんていうことは、私はだめだと思う。

それと、もうちょっと、てる坊さんに東側をやっていただくんだったら、その家賃の部分を違う名目に置きかえていかなきゃ、東側も、どうしても力が入らないですよ。店の売上とあれに力が入るんじゃないでしょうか。私民間としてはそういうふうに思いますが、家賃について、町長、どんなような考えを持っていますか。今まではしょうがないけれども、これからということで、お金を144万円ふやしたからいいという丸投げ的な考えじゃなくて、もうちょっと町としてもなんか、てる坊さんにもうちょっと長くというか、もう一つの問題は、これ指定管理、来年の3月までですよ。町長これ、3月以降について、来年の3月以降はまた公募をしてやるわけですか。そうすると、そんなしっかりとした商売できない。1年契約なんて、こんな危ないようなことをやるんだったら、もう違うところへ出てやったほうがいいと私なら考えます。

そういう中で、見たところ、指定管理も5年というのものもあるんだよね。5年契約という指定管理の制度もあって、そういう中で、町長、てる坊さんに限ってだけですが、来年の3月以降に関してはどのようなお考えでしょうか。それだけちょっと聞きます。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当町におきまして、ハープセンターの位置づけは観光の中心施設として大変重きを置いているところであります。そういう中での指定管理として御苦労いただい

ているてる坊市場さんには感謝しているところでありますけれども、現状はこの条件でお願いしているところでありますので、ちょっと変えようがありませんが、新規につきましては、いろいろやっぱり聞く中で、確かに1年では将来の計画も立たない、これは事実でありますし、投資もできない、これももっともなことであると思います。ある程度の期間をお願いして、その中で投資をしながら成果を上げていただくというところが考え方としては、方向としては正しいんじゃないかなと思います。

来年度につきましては、新しい契約につきましては十分精査し研究する中で、またてる坊市場さんの考え方、また方向づけ、十分伺う中で、また検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） どういうふうに理解していいのかわかりませんが、今度、地方創生加速化交付金を使って東側を整備するわけです。それにはことしからてる坊さんがかかわっていくと、そういう中で、ぜひ多年度、長い契約をしていただかなければ、やっぱりこの町としてもハーブ園を育てるという中では無理だと思うんです、町長。だから、ぜひ4月以降の何といいますか、指名何というのかな、そういうような形の中で、てる坊を優先してやっていっていただきたいと思います。

地方創生加速化交付金を利用して、今回4,000万円という予算で行おうとしていますが、ヘルスツーリズムの研究をして、官民一体の推進母体、またはワークショップを通じて事業の自立を目指していますが、具体的な案というものはあるんでしょうか。宮崎課長にお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ヘルスツーリズムにつきましては、昨年、地方創生の中で行ってまいりました総合戦略でも申し上げております。ハーブのリブランディング事業というところからスタートをさせていただいてございます。今回、昨年もそうですけれども、ハーブの協議会的な組織がございまして、具体的に申し上げますと、カミツレ研究所さん、それから、てる坊市場さん、夢農場さん等々、ハーブに関係する皆さんにお集まりをいただいて協議をしておるところでございます。

このツーリズム等につきましても、カミツレ研究所さんを中心に、それぞれの幾つかの体

験が町なかを巡回する中でできる、そんなツーリズムの組み立てを本年度加速化交付金のほうで行っていく中で、やはりハーブセンターというものは基幹的な施設になってまいろうかというふうに考えております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

全協のときに、この話、宮澤係長から聞きまして、私はちょっと、本当にできるのかなというのを感じて意見も言えませんでした。ヘルスツーリズムを利用してメンタルケアとブランド化を進めるとしてはいますが、一部の議員からも意見ありましたけれども、池田には宿泊する場所、食事をする場所うんと少ないですね。こういう中で、選択肢のない中で、これブランド化ができるのか。また、宿泊もそう大きな人数の宿泊はとれないと、そういう中で、もうちょっと足をつけたような、お金をいただくだけの文言の提出用の文書だとは思いますが、何か現実離れしていて、これでいいのかなと思うところがありました。

それと、もう一つ、ハーブというのは、これ1年草というか、多年草のハーブというのは何種類もないみたいで、ラベンダーとか等々みたいなんです。ということは、要するに毎年毎年、これ1,000平米に、あの図面からいってどのぐらい、2万鉢ぐらい、2万個ぐらいのハーブが植わるんでしょうね。そうすると、そのハーブはどうやって調達するかお金がかかると思うんですよ。

それと、これだけの庭をつくったら、当然水もくれなきゃいけない、管理もしなければいけない、あと来たお客さんに対して、見ばえのいいハーブ園をつくっていかなくちゃいけないということは、そのコストが今度毎年毎年出てくるわけ。私たちが素人計算で人工でやったとしても、これ400万円ぐらいかかるんじゃないかと、1年を通じて。また、そのハーブのセラピスト、ハーブセラピストとかを雇えば、それにプラスアルファでかかってくると。これ目に見えてお金のかかることをやろうとしているわけ。4,000万円というお金でつくったとしても、これ毎年毎年、美術館、クラフトパークと一緒に維持管理にお金がかかってくる、お荷物になってくると思うんですよ。

それと、1年生ということで、これどうするのかと、本当に一般に畑とか田んぼやっていたら、これ草どうなるんだろうなと感じるんですが、課長、どういうふうにその点お考えでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） やはり、この整備が終わりまして、平成29年度からは維持管理に費用がかかってまいります。ですので、先ほども町長も答弁させていただきましたように、来年に向けて管理の方法等々精査をいたしましてやっていかなければ、池田町の観光拠点となるハープセンター周辺の振興というものは、やはり避けて通れない道なのかなと、ハープのリブランディングということも含めて池田町の活性化のためには必要な経費になるのではないかというふうに考えておるところでございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） はい、ありがとうございます。

やっぱり経費がかかるということで、先ほどてる坊の家賃計上の360万円と、あと指定管理の来年というのも含めて、最後に町長、これ全体的にお金はかかってくると、そういう中で、全体をどういうふうにするという具体的なものが今あったら教えていただきたいです。これで終わりにしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 具体的なことにつきましては、これから検討してまいりたいと思いますけれども、いずれにしても、これだけの事業を進めるのでありますので、これを維持管理して、何としても町の活性化に大きな力を発揮してもらおうというところまで持ち込んでいきたいと思います。それについては、町は遺憾なく援助してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

ぜひ多年度契約の中で、てる坊も育てて、ハープも育てるという中で、町長、お願いをします。そういうふうな理解でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

時間もありませんので、クラフトパークについてもお聞きしたいと思いますが、クラフトパーク全体は本当に素晴らしい景色の場所です。また、それなりに経費もかかっています。それと、次の美術館についてもそうでございますが、素晴らしい二十数年前の美術館でございますが、位置的なものは本当に遠くから来た人はびっくりするぐらい素晴らしいところだと思っておりますよ。

そういう中で、シダックス大新東ヒューマンサービスから1年間の業務内容が示されまし

た。町長、これをぱっと見て、どのように感じたでしょうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） シダックスの指定管理についてという御質問でありますけれども、平成27年度は指定管理2,280万円と電気料990万円を加えると、町の持ち出しは約3,200万円となります。平成26年度が4,900万円でしたから、1,700万円削減されたということになります。入館者数は、準備不足もあり、前年度は上回ったものの目標には届きませんでした。ただ、新たな取り組みとして、小学校に出向いての出張美術館や地域交流クラブの講座等、学校連携が進みました。富永館長は本館初の女性館長として、深い見識とアイデアで何とか美術館を地域に根づかせようと懸命な努力をしています。行政として、その意気込みを後押ししてやるべきだと考えているところであります。

現在の美術館は、スタッフのチームワークもよく、大変意欲的な取り組みをしております。2年目の取り組みに大いに期待しているところであります。

以上で答弁といたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 私も2年目の取り組みを期待したいと思います。

指定管理ということで、町長これ、屋根の雨漏りとか、壁の老朽化、あるいは床の張りかえなんというのの要望がもしか出てきてはいると思うんですが、そろそろ二十数年たっていますので、そういう時期が来ているかと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 美術館につきましては、北アルプス展望美術館、平成7年、故小島浜子様より娘孝子様の絵画全作品と多額の寄附をいただき、その趣旨に多くの町の皆様が賛同され、つくられた美術館であります。

議員がおっしゃるとおり、この美術館には、これまで大きな資金がたぎ込まれ、また、将来に向かってメンテナンスに資金が必要になってまいります。小島様の寄附は美術館建設が条件となっています。今後、町民がこの施設に対して、親しみと誇りを持って大勢訪れていただくことが小島様の思いに応えることだと思います。

先日、シダックス大新東の代表取締役、関口様が来町されましたが、その折、もう一度美術館運営に関するシダックスの提案書を読み返し、未実行の部分があれば早期に実行するようお願いいたしました。特に、集客方法について、貴社のネットワークを活用するよう強く

要望いたしました。今後はクラフトパーク振興計画を立てる中で、創造館、芝生広場など、総合的な見地から、この美術館をどう生かせるか考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） はい、ありがとうございます。

シダックスさんの指定管理は、あと1年と10カ月ぐらいですね。そういう中で、町長、そろそろ21年たっています。小島さんの多額の寄附とあれでやって、もう21年たっていますので、そろそろ方向性を考えていく、甕町長の代で方向性出していくのが時期だと思うんですよね。今結論を聞いているわけじゃないもので、来年、再来年にかけて、そんなような試算というか、これだけ屋根を直したらどのくらいかかるとか、そういうのをやっていったら、これやめるという方向も1つの選択肢だと思うんですよ。

これからいろいろ社総交でも建物を建てる、それにはやっぱり1,000万円近くの維持管理費がついてくる。これはこれで、美術館で固定でついてくる。さっきの東側のハーブもまたお金かかってくる。本当に、これ固定経費になってしまうわけ。じゃ、どこかやめて、どこか始めるならいいけれども、これもやっていきます、21年間払ってきました。これも新しく始めますじゃ財政破綻ですよ。どうか、もうちょっと現実的なところで考えていただきたいと思います。これ私の意見です。

それと、創造館に関しても、決して何といいますが、人がたくさん来ているようには思えない。先ほど倉科議員が言われたが、ウォーキングの人たちの散歩でトイレしかあそこ使っていない。それと、足の悪い人だけ中のトイレどうぞというような言い方で、靴の底をしっかりと落としてから入ってくれというようなことを言っているから、それじゃ創造館としても、これからちょっと方向性も、クラフトパーク全体で、町長の代で考えていかなきゃいけないと思うんです。我々も協力しますので、ぜひ3年かかっているいろいろないい方向に向かえたらというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと7分しかなくて、教育長の話を知りたいものですから、社会資本総合整備計画に移らせていただきます。

この計画を進めることにより、町内がにぎわい、人々が生活の利便性が今より増すとお考えでしょうか。また、若者、子育て世代の満足度は上がるのでしょうか。町長の社総交についての基本的な考えを手短にお聞きいたします。お願いします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 社会資本総合整備計画事業に対しての基本的な考えはという御質問でございますが、にぎわいの創出、空き店舗の増加、後継者問題等により、衰退が著しい町なかの活性化策について、現在まで再三議論されてまいりました。加えて、アップルランド池田店の閉店で、町なかの空洞化にさらに拍車がかかってきております。そもそもその対応策の一環として本事業を導入したものであり、議会の皆様とも十二分に議論を重ねてきてスタートを切ったのは御存じのとおりであります。その核となるのは地域交流センターの建設です。建設予定地には立地的にも恵まれており、イベントや催し、講座などに町民の皆さんが集まりやすいロケーションとなっております。また、誰もが気軽に寄れるような、フリースペースを館内に十分確保するなど、子供からお年寄りまで幅広い年代が集える施設としてきております。

小さな子供たちが遊ぶことができる親子交流室を設け、子育て世代の利用をも促進してまいります。地域交流センター周辺には公園を設け、子供たちが屋外で元気に遊べる空間を整備していきます。町の避難施設に指定されている総合体育館への道路アクセスが課題となっております。これらを解消する道路整備とあわせて、あづみ病院と町なかをつなぐアクセス道の整備により、町なかへの誘導を促進してまいります。このように、施設や道路を整備し、町なかへの誘導を促進し活性化を図ってまいります。

それと同時に、ハード面の整備にとどまらず、利用促進の鍵となる地域交流センターのソフト面の充実を十分検討し、実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

社総交全体で20億円という大きなお金を投入して、道路、地域交流センターをつくるわけです。今までの図書館だと、教育長、利用者が1万、2万人しかいません。決して上からトップダウンの手法では絶対うまくいかないと思う。住民から上がってきて、やっとこの交流センターというのがひとり立ち、ひとり歩きするのではないのでしょうか。町民が参加して応援する体制をつくっていく必要を感じます。この地域交流センターに一番かかわっていた平林教育長に大きな夢を聞きたいと思います。よろしく願いいたします。4分、2分だけ残

しておいて。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） ありがとうございます。

それでは、早口で説明をしたいと思います。

矢口議員がおっしゃる、まさしくそのとおりだと私は考えております。

まず、一番大切なことは、交流センターは子供からお年寄りまで、町の全ての人のための施設でなくてはなりません。今、公民館、図書館を利用している方が、今まで以上に使い勝手がよくなること。そして、塾やサークルへの加入がしやすくなること、塾に参加される皆さんが図書館をのぞいたり、本を借りに来た方がついでに公民館の塾に参加していくなど、垣根を超えた相互の交流を期待するものであります。

また、オープンスペースにつきましては、縁側の機能として、気軽に雑談したり、打ち合わせの場となることが期待できる交流センターのまさに目玉でもあります。ロビーには各サークルの作品が展示され、来館された方の目を楽しませると同時に、即加入できる仕組みづくり、高校生のたまり場としての活用、池工生が放課後気軽に立ち寄って小・中学生と交流ができれば楽しいです。図書館、公民館が連携して3世代交流の仕組みづくりも大切です。ホールが一番大きな面積なので、空かないよう工夫しなければなりません。あいている時間帯は未就園児のために開放していきたいと考えます。

現在、土曜日、日曜日の利用が少ないので、この活用も検討。公民館では今後、現在のサークルと塾の使用時間帯を新しい施設の部屋に入れ込んで、あいている時間に何を入れるかを検討します。この施設は、生涯学習の拠点施設であり、言いかえれば、新池田学問所の学びの場でもあります。県道を挟んだ東側が池田学問所の跡地であり、そして、交流センターが建つこの位置は、杉山巢雲先生の功績をたたえて、江戸時代の著名な思想家、頼山陽に寿碑を京都まで頼みに行った関春江の師である江戸後期の歌人、香川景樹の碑があり、まさに池田学問所の発祥の地でもあります。できれば美術館にある杉山巢雲像をここに移設して、歌碑とあわせてセンターのシンボルにできればと思います。また、造り酒屋であることもポイントであります。また、町バスの停留所も検討し、待合の場として活用しながら、そこから町に繰り出し、にぎわいの創出につなげたいと思います。

会染小学校の子供、そして高齢者、身障者への配慮も大切に考えます。そして、建物よりソフトの充実が何よりも先決であります。町の大切なお金でつくるこの施設を町の皆さんがつくってよかったと言ってもらえるような施設にしなければなりません。この施設は今後50

年以上使い続ける施設であります。当初からメンテナンス計画をしっかりと立て、今までこの施設にかかわってくれた皆様を大切な応援団として今後も運営に協力いただきたいと思います。

以上であります。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 予想どおりの素晴らしいも文言で本当にありがとうございます。

ただ、時間もありませんので、いろいろなサークルに平林教育長は参加をして盛り上げていくような体制は、誰がつくるのかということなんです。ぜひ教育委員会の皆さん立ち会って、先頭に立ってやっていかなければソフトの充実はないかと考えます。

これで終わります。

議長（那須博天君） 以上で矢口新平議員の質問は終了しました。

矢 口 稔 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

4番に、3番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 3番の矢口稔です。

午後、非常にまぶたが重い時期かと思えますけれども、3月分の一般質問ができませんでしたので、2回分まとめてしっかりと質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、各同僚議員もお聞きしておりますけれども、町長の施政方針についてお願ひしたいと思います。

まず1点目、重点課題とその達成方法についてお伺いをいたします。

舊町政になってから初めての定例会を迎えました。今回の一般質問では、まず、舊町長の考える町政の重点課題とその達成方法について伺いたたいと思えます。

選挙時における町長の公約として、「池田町創生」美しい町づくりを目指すと示されまし

た。さまざまな公約のうち、「人口減少、少子化に歯どめをかける」ということを1番目に掲げています。特に、少子化問題について、「保育料無料を目標に」との施策もありました。現実問題として、今年度から保育園が認定こども園に移行した中で、制度のはざまにある家庭が逆に子育てしづらさを感じているケースも見受けられております。もっと柔軟に保育料無料の前に対応すべきではないかと感じております。今回、この点について、具体的にどのように少子化問題及び保育環境の改善を推進していくのか、まず1点目についてお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えをいたします。

町長施政方針、重点課題と達成方法のうちの認定こども園制度のはざまにある家庭への柔軟対応ということでございます。

池田町保育園の認定こども園化については、平成26年度作成の池田町子ども・子育て支援計画（平成27～31年）に位置づけられたもので、その計画に基づいて昨年度の最重点課題として取り組み、認定を取得いたしました。保育園をベースに幼稚園機能を付加することで、保育園を利用できない3歳以上のお子さんの受け入れを可能にしたもので、保育園しかない当町の保育サービスを前進できたものと思っております。

認定こども園は国の制度でありますので、柔軟な対応に心がけつつも、法律や国の指示、考え方に沿って、誤りのない対応に心がけ、利用者に対しましては、丁寧でわかりやすい説明を行うと理解を進め、認定こども園の安定的な事業運営を図ってまいります。いずれにいたしましても、保育園の制度の充実を図りまして、これを人口増の1つの施策につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 国の制度であるということでありませけれども、やはりいかに柔軟に運用していくのかということが重要ではないかなと思います。

たまたまきょうの信濃毎日新聞に大きく紙面で紹介されましたけれども、やはり入園理由の確認が県内で厳格化しているという大きな見出しでけさの信毎に載りました。国の新制度がかえって保護者の負担や戸惑いにもつながっているのではないかという紙面でございます。

池田町は、まず、この認定こども園になったことによって、このように入園の理由確認が厳格化しているのかどうか。まず事実関係を端的にお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 具体的な事務の内容でありますので、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

けさの新聞につきましては、手続の煩雑化を何とかならないかというような内容の記事であったと認識をしております。町のほうでは、国の制度によっているところでもあります。保育の認定にかかわる項目が10項目程度に分かれておりまして、それに沿って認定の業務を行っているところであります。柔軟なといいますか、それに示されたものに忠実にといいますか、そのような形で対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） この新聞によりますと、毎月しっかりと、要するに就労状況等を確認しているということなんですけれども、町は実際そのように毎月確認をしているのでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 手続といたしましては、就労の状況の確認は年に1回の現況届によるものでございます。新規の方につきましても、基本的に、そのときの就労の状況を届け出ただいて、それに基づいて保育の必要があるかないか、あるいは1号認定なのか、そういうところを行っております。

なお、求職中の活動につきましては、3カ月というものを適用しまして、その結果がどうであったかということの確認は行っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） こういうことをやると、子育て中の方が、やはり子育てに集中ができなくなるといいますか、第2子、第3子つくろうと思っても、結局つくれないというハードルがどんどん高くなってしまふ。今回の制度のはざまというところは、具体的には、要するに保育園に入れたいけれども、下の子がまたさらに子育て中で、まだ下にいたりとか、また、

結局子育てをしている方はうちにいるので、第1号認定になってしまうわけですね。だけれども、子育てという1つの職業じゃないですけども、立派な、こういう手間がかかる重要な役割を果たしているんだけど、なかなかそれができないために一次判定どうしても終わってしまうというところもあって、延長保育をお願いしても、4時で終わってしまったり、そういったところで2人目、3人目のやはり子供をつくりたいというときに、今の制度ですと、なるべく未満児でもいいから保育に出して、なるべく仕事をしたほうが、仕事をして保育園にお世話になったほうが有利であるという傾向に、要するに、しっかり家庭で見たい方は、保育園等に出せないというところのケースにおいて、2人目、3人目をつくりたいんだけど、どうしてもそこに踏み切れないという声もあるかと思えますけれども、その点についても、どのように考えているのか、町長のほうでわかればお願いいたします。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 今のような事例の方の場合には、一時保育という制度がありまして、特に認定を必要としないお子様でも利用いただくことができます。朝8時半から午後5時までなんですけど、その時間までは御利用いただけるという形になっております。

ただ、保育を必要としないというくくりに入るものですから、料金としては若干高めになってまいります。したがって、就労されるまでの間、この制度を活用いただいて、そして就労した際には認定の申請をいただいて、保育を開始するという事務的な手続になっていくと思われま。

以上です。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） いずれにしても、若干制度が複雑になってきているのも事実だと思います。それで制度が変わって、やはり保護者の方も混乱していたり、迷っている方もいるのも若干聞かれます。やはりもう一度、今制度が移行しましたので、改めてどこかのタイミングで、この新制度について、しっかりともう一度周知をして、保護者の方も対応をどうなっているのか聞くところも、確かに保育園に聞けばいいんですけども、その担当の保育士さんが全てわかっているわけではないし、担当係長、園長、さまざまな方に聞いても、若干ずれもあるということも聞いておりますので、しっかりと共通認識を持っていただくためにも広く周知をお願いしたいと思いますけれども、それだけお願いします。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 御利用いただく方に制度の内容、また、利用の方法などについて、わかっていただいた上で利用いただくということがやはり大原則だと思います。説明については十分行えるようにしたいと思いますし、保育士の中で認識がまだずれているというようなことがあるとすれば、その点は解消に努めてまいります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ説明会を開くなど対応をお願いしたいと思います。

続いて、人口減少問題に関して、当町は若者定住促進のため、低価格での宅地分譲等を行ってきました。しかし、抜本的な人口減少の歯どめにはなかなかつながらにくいと感じています。

そこで、数年前から、この地域に看護大学を誘致しようという動きがあります。厚生労働省の社会保障審議会医療部会においても、こちらは平成25年10月4日の第33回において、平成23年の看護職員数約150万人に対し、平成37年には50万人ふえて200万人が必要になると示されております。昨今では近隣自治体においても、人口減少の切り札として看護大学誘致の動きが出始めております。町長は看護大学の誘致について、どのようなお考えであるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 看護大学について、どのように考えているかというような御質問でありますけれども、まず、前段の低価格での宅地分譲等は、抜本的に人口減への歯どめにつながりにくいという御指摘であります。現在行っております池田町の施策の成果といたしまして、若者定住住宅のための宅地分譲は、現在まで13区画分譲してありまして、45名の方が転入されております。町外からの転入者は、7区画21名となっております。私は一定の施策効果が上がったものと考えており、今後においても、人口ビジョン、総合戦略のもとで推進すべきものと考えております。

御質問の看護大学等の誘致の件でございますが、議員御指摘のとおり、当地域に看護大学等を誘致しようという動きがあることは承知しております。学校誘致により、学生が町で学び、町内に実際に住んでいただけたならば、空き家対策を含めた建設、建築業や商業などに一定の経済波及効果が期待できるものと考えております。また、町のにぎわいや地域の活性化にもつながるのではないかと考えております。

ただ、他方で県内には看護師養成学校等は、大学、専門学校合わせて18校ございますが、少子化が進む中で、将来的な学生の確保や実習生の病院等の確保の問題、学校の運営維持に多額の費用がかかることから、安定した学校運営をすることなどが課題となっていると聞いております。こうした状況を踏まえ、看護大学等誘致が当町の人口減少対策や若者定住促進、地方創生に本当に有効であるかを今後十分に検討していくことが必要と考えております。定例会の終了後、早い時点で検討会議を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 今後、平成31年ぐらいには、各小・中学校において看護師を学校に入れていくという動きも国のほうでは考えているということも聞いております。なので、看護師不足というものは、高齢化も含めまして今後どんどんふえていくと。看護師、やはりあづみ病院や近隣の病院を見ても、常に介護士と看護師の求職は絶えず行っている。また、そこに保育士の求職が絶えずあるという、その3つの職業が今非常に足りないわけでありまして。そしてまた、若者がここの地域に住んでくれたり、あづみ病院との連携もあって、看護大学というところでは、やはり大きな魅力があるのではないかなと思います。

費用負担についてですけれども、これまず町営でやるという話ではないので、町が全部費用を負担してどうのこうのというわけではなくて、さまざまな大学の附属の関係、学校法人等もあるでしょうし、さまざまな方法あると思います。そういったところを利用することも検討の1つかなと私は思います。

そしてまた、なおかつ、なぜここに看護大学かというところもありますけれども、やはり他市町村では、先ほどの人口減少の若者定住促進住宅等は他市町村でも行っていることです。この事業自体を否定するつもりはございませんし、推進していくべきだとは思いますが、やはり他市町村でもやっていますので、同じ効果が同じだけ基本的にあったとすれば、全部人口は、要するに足し引きで、結局はふえていかないんですね。抜本的に池田町独自、要するに、ほかの市町村とは別のことをやらないと人口というのは確実にふえていかないので、そういったところで真剣に取り組んで、そういった検討会というものを早急にお願いしたいと思っておりますけれども、それは、ひとつ質問ですけれども、庁内だけで検討するのか、それとも有識者、さまざまな方もおられますので、そういった方を含めて検討するのか、まず、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この話は、私になってから、私としてはかなり急な話でありまして、全く自分としてつかみどころがない話になっております。この看護学校、大学等につきましては、設置者が誰であるのか、ここに相当な資本の必要が発生してきますし、また、ランニングコストと議員の皆さんよく言われるように、将来ランニングコストどうなるのかというところにも、これ町の負担が決してかからないというようなわけにはいきませんので、その辺も大いに精査をしていかなければならないところかなと考えております。

大変有効な手ではあると思えますし、前向きにという御返事しかできませんが、検討会議、正式な検討会議を立ち上げるための準備段階としての検討会議というところで御理解をいただきたいと。その中で有識者含めての検討会議の立ち上げが必要であるというところになりましたならば、多くの有識者の皆さんのお知恵をかりる中で、この設立に向かって具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） その検討会をすぐ、定例会終了後ということなので、6月いっぱいくらいまでということで、よろしいでしょうか。

ということで、さまざまな意見があると思えますので、検討のほうをしっかりといただいて、前向きに検討をお願いしたいと思えます。

続きまして、財政目標についてお伺いします。

現在町は、町なか再生事業、いわゆる社会資本総合整備事業、そして総合体育館耐震改修、会染保育園の改築、また、組合立ではございますけれども、葬祭センターの老朽化問題など、多額の費用が必要と予想される事業を抱えています。

さらに、既存公共施設のメンテナンス等を抱え、近い将来は役場本庁舎の改築も視野に入れなければなりません。住民は人口が減少すると言われている中で、本当に町の財政は大丈夫なのか心配する声もあります。将来を見越した財政計画、目標が必要です。さまざまところで財政計画ということで示しているわけですがけれども、具体的な数値について、この議会の本会議の中で町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 将来を見越した町の財政計画目標についての考えはという御質問でありますけれども、財政計画につきましては、実施計画が実現可能な財政基盤を確立するため

に策定しており、この目的が実現可能な範囲内であることが策定基準になっております。当町としましては、財政の硬直化の指針となる実質公債費比率が許可や制限を受けない範囲で行政執行しております。財政計画でもお示したとおり、議員や町民の皆様が御心配されている当町の財政状況につきましては現在健全でございますし、国でも一般会計や特別会計などにおいて新地方会計の導入、また、公共施設等総合管理計画策定を義務づけ、将来に発生する費用に備えることが指導されております。

私としましては、今後も財政の機能が維持でき、さらなる住民福祉の向上に向け、スクラップ・アンド・ビルドによるコスト削減、費用対効果の見直しなど、小さなところを含め検討を進め、全事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

将来に向けました財政計画につきましては、町が進むべき町づくりの方向性を見定め、それに向かって取り組んでいくために作成しています総合計画をもとにして進めております。総合計画は町づくりの最も基本となる計画でございます。その地域におけます行財政運営の長期的な指針となります町政の運営の基本となる計画であります。町の特性や課題、そして時代の流れなど、的確に見きわめながら将来町をどのようにしていくか。また、そのためには誰がどのような手法で取り組んでいくのかということを経済的、体系的に取りまとめた計画書であります。

したがって、時代とともに経済情勢等が変わることから、現時点で把握できるものは、社総交事業におけます財政シミュレーションでお示した施設等のみであります。今後の目標数値などは公共施設の老朽化、将来的にかかりますランニングコストは、学校メンテナンス計画や公共施設等整備計画等をもとに、また、その時点で把握できるものにつきましては、平成31年から始まります第6次総合計画に反映させていきたいと考えます。

町の長中期計画につきましては、10年間の総合計画を柱に、その下に5年ごとの前期、後期計画、その下に3年ごとの実施計画をつくり、計画的に財政計画を立てておるところでございます。

なお、具体的な数値につきましては、実施計画の中で組み上げてまいりますので、現在は明らかにするという状況にはありませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 町民の皆さんが一番知りたいのは、一番最後の具体的な数値ではない

かなと思います。大丈夫だ、大丈夫だと言って破綻してしまったのが、北海道の夕張市であったのは記憶に新しいところでもありますけれども、やはり数値を示して、例えば、実質公債比率は、今の数値では、国の制限までは大丈夫だと言っていますけれども、例えばそれが18%がイエローカードだと言われていますけれども、池田町は前町政のときには10%前後でいきたい。しかし、社総交やさまざまな事業を受けると、どうしても上がってしまいますけれども、18%まではいかないんだけれども、麴町政においては何%ぐらいをめどにやっていくのか、要するに、その数値だけでも明らかにするだけで大きく理解をしていただけると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麴町長。

町長（麴 聖章君） 先ごろお配りいたしました財政シミュレーションの中で、平成34年度までの実質公債費比率の推移が書かれております。この間にもいろいろな事業が出てくると思いますけれども、私は何とか12%台でとどめてまいりたいと。逆に申し上げますと、13%は超えない範囲で財政計画を組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 具体的な数値があらわれました。先ほど12%台ということていくということてありますので、また、健全な財政に向けてぜひ邁進していただきたいと思っております。

また、そこで、やはり重要なところが毎年基金の積み立てがここ数年うまく行われてきて、今年度も平成27年度決算において、約1億円程度が積み増しできるということが報告でありましたけれども、来年度以降、本当にそれができるのかどうなのか、実際のところわからないところも多いかと思っておりますけれども、実際それを見越して予算が組めるのかどうなのかについて、総務課長、わかる範囲で端的にお願いします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 基金の積み立ての将来的なものですけれども、本年度につきましては、決算ベースで1億円集められたということてありますけれども、ただ、これから、どういう事業が発生するかわかりません。ですので、収支のバランスを見て余剰金が出た場合につきましては、公共施設整備等基金、あるいは財政調整基金のほうへ積み立ててまいりたいと思っておりますけれども、今のところ予想につきましては、明言は避けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 見通しがなかなか立たないということが現実かなとは思いますが、しながら、今回1億円ということも大きな成果の1つではあるかと思しますので、引き続きそういった形でうまく基金の積み立てができるにこしたことはないと思しますので、よろしくをお願いします。

財政目標、財政に関してですけれども、池田町は幸いなことに、民間で財政白書をつくってくれている団体がございます。これは10年、20年前の決算カードをもとにつくっていただいております、非常に単年度で我々財政を見がちなんですけれども、10年、20年という大きな幅で財政白書が見られる状況であります。財政を担当する、財政を気にする方が町民の中にいるということは非常にありがたいことで、他市町村ではなかなか見られない、これは要するに行政でつくっていたり、シンクタンクでつくっていたり、お金を出してつくったりとかするものですけれども、やはりそういう人たちの、真剣に財政を考えている方との、協議の場というものも必要ではないかなと思っておりますけれども、そういったところで、そういった財政にある意味詳しいといいますが、専門的に見ていただいている方が住民の中に、グループにいるということがありますので、そういった方との協議の場というものもある意味アドバイスの1つの指針にはなるかと思っておりますけれども、町長として、そういった方との交流というものは図れるものなのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 財政分析されている大変すばらしい内容の冊子もいただいております。

ただ、行政といたしましては、先ほど申し上げましたように、総合計画が基本になっております。その中での財政計画でありますので、町としては当面のことばかりではなく、常に10年後を見据えた中での計画ということで進んでおるところであります。

また、その間におけるいろいろな事業が出てまいりますので、その部分では、外部ではわからない事業というものが確実に出てくるわけでありますので、その参考にはなるかと思っておりますけれども、現実の財政運営に関して、どのようにやっていくかというのは、やっぱり行政の判断に待つところではないかなと思っております。大いに、そういう方の御意見もお伺いする場があれば、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 他市町村では非常に見られない池田町のユニークな活動をされている方ですので、将来的なことは、そういう総合計画等でありますけれども、過去のこういうデータというものは非常に参考になるのではないかなと思いますので、そういったところの方とまた交流を積極的に持っていただく中で、財政というものを町長以外にも各課長、財政と関係のない職員の方にも、認識を深めて、我々もそうですけれども、深めていかなければならないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、庁内組織の刷新はということでお尋ねいたします。

本年度、4月の人事異動は、町長就任間もないということで、ごく小規模な異動になりました。そこで、人事異動の時期と舊町政の新たな組織改革をどのように考えているのか、まずお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 舊町長。

町長（舊 聖章君） 庁内の人事異動についての御質問ですが、現在、業務内容について掌握しつつあるところではありますが、当面、地震災害等で法律改正等があり、防災、消防関係の業務が煩雑をきわめております。担当部署の設置が必要ではないかと感じているところでもあります。近年の自然環境の変化を見ますと、豪雨、地震等の災害の発生する危険性は非常に高いものになっていると言わざるを得ません。それだけに防災にかかわる部署の重要性は高まってきております。また、前任者の一般質問の答弁の中でも、担当部署を設けるとの発言があったとのことですので、何らかの形で担当部署を設けていきたいと思っております。

その設置に伴い他の部局にも影響が出てきますので、あわせて検討してまいります。時期的には10月をめどに考えているところでもあります。その他の異動につきましては、急を要するものは10月に行いますけれども、基本的には次年度の編成と考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 防災面について、私も過去にもそのような、同様な質問をいたしました。やはり今の消防主任を中心に業務量が増大しているということは事実であります。また、町民の注目も防災面に関して非常に高いというところで、単独の防災の担当者、また後の薄井議員の質問にもあろうかと思ひますけれども、そちらのほうはぜひ10月をめどという話もありましたけれども、期待しておりますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

また、他の職員の人事異動が、主には来年ということなんですけれども、やはり5年、6年、7年と異動がない職員もおります。いろいろなところを広く見るということも行政職員としては大事なのかなと感じておりますし、職員のモチベーションの面でもなかなかつながっていかないというところもありますので、ぜひ長期に職務についていただいている職員の方を率先して異動をしていただければと思います。

また、もう1点質問したいんですけれども、私もそうですけれども、常々やはり情報発信力がなかなか池田町は弱いと言われております。広報担当を中心に頑張っているんですけれども、ホームページの更新も10月に予定されているということなんですけれども、やはりマンパワーといえますか、人的なパワーがどうしても少ないものですから、なかなか情報発信が難しいのではないかと。特に、今はホームページだけではなく、フェイスブック、ツイッター、そういったところは国の池田町の情報発信というところを見ると、フェイスブックやっています、ツイッターやっていますという、各行政の情報発信能力というものは一覧で見えておりますので、国としても、そういったSNSというものを利用した情報発信というものは重要視している。特に、災害面ではホームページがとまっても、そういったものは動き続けるということも確認されておりますので、そういったところにおいて、広報担当者の増員というものをぜひ検討できないかということをお願いしたいと思います。

それについては正規職員というものもありますけれども、私は地域おこし協力隊、この後に質問しますけれども、地域おこし協力隊のやはり若者のフットワークの軽さ、アイデアのよさ等もあろうかと思っております。そういったところで、そういった地域おこし協力隊制度の活用等も含めて、広報の拡充をお願いしたいと思いますけれども、関連してお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） おっしゃるとおりかと思っております。ただいま広報担当1名でやっております、本当にあっぴあっぴの状態かなと思っております。町の職員の人数を見ますと、ここ10年来毎年減らしてきまして、今が底ではないかと思っておりますけれども、90人を切るような状況になっております。その中で業務の煩雑さが増してきている中で人数の減でありますので、それを補填しているのが臨時職員であり、地域おこし協力隊ということにもつながっております。大いにそういう職員の増強についてなかなか難しい問題ありますので、不足した部分、あるいは専門的な部分につきまして、外部の協力をいただくというところも十分考えていかなければならないところかなと思っております。大いにその辺も検討させていただきたいと

思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ検討をしていただいて、やはり職員の負担というものはマンパワーで、どうしても必要なところには必要な力が必要ですので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、特別職における退職金制度の考え方と条例改正についてお尋ねをいたします。

前町長の不祥事により、特別職の退職金問題が注目をされております。6月7日の新聞紙面において、退職金の支給について報道もされました。町民の意見もさまざまある中で、多少なりとも疑問を持つ町民がいることも事実だと思います。池田町の特別職の退職金制度の考え方と町独自の条例改正について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 町特別職の退職金制度の考え方と条例改正についてということの御質問であります。

今回の事例につきましては、町内外から大変多くの御意見を頂戴いたしました。特別職及び一般職の退職金支給に関しましては、1市58町村などで構成されております退職金の支給事務を行います長野県市町村総合事務組合が定めた町村職員退職手当条例に基づいて支払いが行われたものであります。組合の条例では、特別職である退職者が懲戒免職や禁固刑を受けるなどした場合は支給制限となり退職金が出ないわけではありますが、この支給制限に該当しなかったために支払われたということでありまして、町の条例にも、この支給制限の規定はありません。現行では支給制限する規定がないことから、退職金請求はあくまでも本人からの請求の意思に基づくものとなっております。

しかしながら、私は特別職の支給制限は、一般職と同様につくる必要はあると考えますが、本来行政をつかさどるトップとして、このような事案を発生させること自体が異常であります。今後につきましては、退職金の支給事務を行います県町村会では、取り扱いについて研究する余地があるとされておりますので、この件に関しましては、県町村会の動きとあわせ、注視して対応したいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 町村会のほうで対応を注視するというので、議会としても、同様な状況で、一時要望等を送るかどうかという検討をされたんですけれども、やはり組織が違うということもありまして、我々は要するに町の事務事業に関することということになりますので、やはりそういったところで考えれば、県の一部事務組合の注視とともに、町の条例改正をするつもりがあるのかどうなのかといったところにあるかと思います。あってはならないことではありますけれども、実際起きてしまったわけですので、町民の中では、要するに、二度、三度起きたときはどうするのかと、そういうふうを考える方もあります。なので、町独自でこういった条例を考えるつもりがあるのか、検討する余地があるのか、その点だけ再度質問をいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 極めて特異な事例であると私も解釈しております。特に、トップの座にある立場でありますので、私の方針の中に、お示しした中にもありますけれども、そのいわゆる政治家としての身の振り方の正しさというのに、これは該当するのではないかなと、正しい身の振り方を私はとっていくのが政治家の姿であろうと思っております。そういう意味では条例制定までしてというような気持ちもあります。そんなところで積極的な条例制定についての考えは、ちょっと今は持ち合わせておりません。町村会の方向を見定めまして、また精査、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） いずれにしても、池田町はいろいろな意味で注目されておりますので、襟を正して、我々もそうですけれども、職務に当たらなければならないなと思いますので、こういったことが二度と起こらないことを踏まえて、またぜひ、そういったところを注視しながら検討をお願いしたいと思います。

続いて、2番目の池田町100周年事業の評価についてでございます。

昨年度、町制100周年、合併60周年の記念すべき年でした。町もさまざまな事業を推進してきました。そこで、100周年事業についてお尋ねをいたします。

この事業全体の成果として、何を得ることができたのでしょうか。また、現在までに事業評価はどのように行っているのでしょうか。しっかりと検証すべきと思います。そして、町民に広く成果や結果を公開することも必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。短め

をお願いします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、成果と事業評価の効果についてということでお答えを申し上げます。

まず、100周年事業の成果という点でございます。記念式典を開催する中では、未来を担う子供たちからの意見発表や、それから合唱等を御披露していただき、次の100年につながる第一歩として位置づけがされました。また、記念講演では、若者に人気があります三四六さん、タレントでありますけれども、招きまして、約500名の参加のもとで一体となった講演を聞くことができたところでございます。特に、講演会の最後に、高瀬中学校の生徒が100周年にあわせた1万個のてるてる坊主作成のために、三四六さんの番組で作成の協力依頼をされたことでございます。後に、このてるてる坊主の作成記録はギネス記録としまして認定され、大きく池田の名が町内外に知れ渡る結果となったところでございます。記念式典では多くの町民の皆様にも御出演をいただきながら、100周年を振りかえるDVDを作成しての上映、あるいは池田町の歴史や文化をテレビ番組として直接会場に来られなかった方にもごらんいただくために、民放テレビによります記念特別番組を放映したりし、池田の発展を多くの方々にアピールできたところでございます。このほか、町民の皆様には記念誌を全戸配布させていただいたところでございます。

また、缶バッチの作成や町民の皆様から親しみの持てるキャッチフレーズを募集しまして、「ありがとう100年 未来に輝け 池田町」として周知用横断幕を作成しております。これは1年間掲出したということでありませう。

また、単に100周年の節目を式典で終了させることなく、1年間町で開催いたします多くのイベントにも冠をつけさせていただき、町全体での取り組みとして100周年の意義をロングランで認知していただいたところでありませう。中でも通常の元気な町づくり支援金とは別に、町民提案型の記念事業補助金を創設しまして、次の時代につながる事業提案を18の団体、1自治会の皆様方から御提出をいただいたところでありませう。その中でも陸郷登波離橋愛護会の山桜の植樹を初め、十日市場の自治会の泉小太郎レリーフの設置、あるいは金の鈴農産物等生産組合の「桜仙峡あずき」のブランド化推進等、この100周年記念事業を機に、既存観光拠点の育成や、あるいは新しい産業面でのブランド化の可能性を秘める、まさに将来につながる要素での提案事業となったところでございませう。

次に、本事業の町民への皆様の公開でございますけれども、今回の100周年記念事業につ

きましては、内容や成果をまとめました報告集を作成しまして、それを近くホームページへ載せて公表をさせていただくようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ報告書、ホームページ見られない方もおりますので、広報等で、その部分を切り取って、先ほど言った3つ、4つの事業などを紹介していただくなど、ぜひよかった点は大いに公表していただきたいと思いますけれども、そちらのほうは検討していただけるのか、一言お願いします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、成果物ということで事例集を作成します。そこによかった点を掲載させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ、その報告のほうを楽しみに、また、町民の目に触れる点、いろいろなところで置いていただければ非常にありがたいかなと、印刷物で、さまざまところに、各自治会等に置いていただくとか、目に触れるところに置いていただければと思います。

さて、先ほど今後の成果物とか、ようやく芽が出た事業について、どのように結びつけていくのかお尋ねをいたします。

100周年事業について、今後の事業展開がどうなっているのか。単なる1年限りの事業もあるかと思いますが、町民が主体となった事業について、継続した事業を行ってほしい希望があるなど、町民活動のサポートについて、具体的な施策があるのか、短めにお願います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 100周年記念事業の今後の展開と継続ということでございますけれども、今回の100周年記念事業の中で、特に提案型事業につきましては、今後につながる大変素晴らしいものが幾つか見られたわけでございます。基本的に将来につながることをキーワードとして御提案いただいたわけですので、私どもとしましては、今後の対応を考えなければならぬと考えておりますけれども、現在、町には池田町元気な町づくり事業補助金

がございます。継続される場合につきましては、ぜひこの補助金の活用を検討していただきたいと考えます。金額的には少ないわけですが、町づくり提案事業として継続できるものとなっております。

また、100周年事業にかかわらず、新規で町づくりをしたいという場合につきましては、協働の町づくりとして、元気な町づくり事業補助金を考えていただければと思います。また、県におきましても、元気づくり支援金制度がありますので、このような制度を検討していただければと思います。

なお、今回ですけれども、実施された事業の中で、池田町出身の若者たちで構成されておりますメイプルツリーの池田の見どころを新しい視点のもとで紹介するフリーペーパーの発行がされております。こういった事業などが、また、花とハーブの里にんにく生産組合によります新たな地場産品として黒にんにくの特産品事業につきましては、平成28年度の県の元気づくり支援金の助成を受けて引き続き事業展開しておりますことをご報告させていただきます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） また、今元気な町づくりの補助金等を活用できるということですので、積極的にそういったものを支援していただいて、できますよということを言わないと、1年間で終わってしまっている場合もありますので、そういったところを一言伝えていただければありがたいかなと思いますので、お願いします。

時間が少なくなりましたので、最後の質問でございます。地域おこし協力隊の活動についてでございます。

当町が初めて地域おこし協力隊制度を導入して、初代隊員が赴任してから丸2年が過ぎようとしております。現在、活動している隊員は3名で、7月1日に新たに1名の赴任が予定されております。隊員それぞれに目的を持ち、それぞれのフィールドで活動を行っていただいています。町民の皆さんからも信頼される事業やイベントもふえてまいりました。そこで、現状の隊員の活動をどのように評価しているのかお伺いします。それが1点。

続けていきます。隊員も全く知らない土地へ赴任し、最大任期3年間である程度の結果を出さなければなりません。ゼロからのスタートだけに、隊員への負担も大きいのも事実です。当初は各担当課への所属により活動を行っていましたが、隊員が複数配置され、年代的にも先輩、後輩の関係も生まれつつある今、組織の改編が必要なときに来ているのではないかと

思います。

小谷村では、隊員が赴任されると1年目に地域での活動を行います。2年目以降においては、新しい隊員を指導する隊員として活動を行うケースもあるということであり、協力隊を1つのチームと捉えて活動を行っているのではありません。それぞれの目的は違えども、チームとなって切磋琢磨することにより、相乗効果も生まれていると聞きます。

池田町も課を超えて活動することがある協力隊員を、より活動しやすい組織に改めることを提案いたしますけれども、町の考えを3分ほどでお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、2点短めにお答えいたします。

それでは、最初の現状の活動をどのように評価するかという点でございます。

現在、地域おこし協力隊員の皆様には行政の枠にとらわれない自由な発想のもとでさまざまなイベント等を行っていただいております。スポーツ面におきましては、地域の皆様の健康増進と連帯感の向上などを目的に、バランスボールリレーを取り入れ、また、スポーツを通じて結婚に結びつけるスポ婚などを開催していただいております。振興面におきましては、まかないシェアハーブガーデン等、行政が課題としています大きなくりの中で、新しい目線と発想で新しい取り組みとしての事業が進められておるところでございます。特に、協力隊員の皆様は、どの事業にも町民を巻き込んで活動されており、地道な地域活動を高く評価しているところでございます。

また、地域活動として、自分の住む地域の自治会活動にも積極的に参加をされておりまして、池田町に早くも移住したいという意向を示された方も中にはおいでになるところがございます。隊員の本気度が町のあらゆる面で地域おこしにつながることを期待しているところでございます。

続いて、2点目ですけれども、隊員がより活動しやすい組織づくりの御提案をいただきました。基本的に協力隊員の皆様には行政が手の行き届かない分野に対しまして、担当業務を遂行していただくことを想定しております。現在、特産品開発担当を2名置くなど、セクションによっては複数の隊員を置くこともありますが、担当業務が異なる複数の隊員が1つのチームになって活動することは、現在の状況を踏まえると、隊員の組織的な面からも現時点は難しいかと思われます。

ただし、今後、隊員数がふえまして、隊員同士が連携して事業やイベント等を実施する必要が生じた際には、組織の改編等も検討していきたいと考えます。

なお、この件につきましては、現在隊員として活躍されている方からの御意見も頂戴して、隊員にとりましても、あるいは町にとりましても、相乗効果上がる組織づくりを目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） さまざまな組織があろうかと思えますけれども、やはり隊員が活動しやすい組織というものが一番大事ではないかなと思えます。特に、池田町の場合は、今課を超えて隊員がいるわけでございますので、ぜひそういった面で、今、総務課長が担当しているかと思えますけれども、せっかく副町長も赴任されております。課を超えた対応が柔軟にできる体制が整ってきたのではないかなと思えます。

なので、町長にお伺いしますけれども、そういったところで柔軟に課を超えた対応、なぜかと申しますと、私も1998年から2000年にかけて青年海外協力隊員でございましたので、隊員、横のつながりというものが非常に強かったんですね。やっぱりアイデアが縦割りのところに配属されるのは配属されるんですけども、やはり隊員同士の横のつながり、7月2日でしたか、今回、大北の公民館大会、地域おこし協力隊を中心として行われるわけですけども、やはり協力隊というのは横のつながりがあると、さらにこういう活動のアイデアも広まって、若者のアイデアが出て、強い行動力というものが生まれるかと思えますけれども、そういったところの組織の柔軟性といいますか、次の質問にもつながりますけれども、そういったところが期待されるかと思えますけれども、その点について、町長、どのようにお考えでしょう。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 大変この制度、有効な制度かと思えます。なかなか町の中ではない能力と、また、人材について活用していくという制度であります。本当に100%以上の力を発揮できるような体制づくりをしていくのが行政のあり方かと思えますので、大いに協力体制とれるような、そんな仕組みをこれからも考えてまいりたいと思えます。よろしく願いします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 続いての質問、最後の質問ですけれども、提案された事項の取り扱い

についてお尋ねしたいと思います。

協力隊員は個々にさまざまなアイデアを持っております。しかし、現状では池田町全体について提言を行っていく制度が確立していないために、アイデア等が表に出にくい状況だと考えております。町づくりは、若者、とりわけ外部からの声を持った若者の考えが非常に大切と言われております。彼らには、我々もとから住んでいる地域住民には気づかない考え方や熱い思いがあります。そこで、隊員のアイデアを直接酌み、具現化できるシステムが必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、隊員のアイデアを直接酌み上げるシステムについてお答えを申し上げたいと思います。

隊員の皆様からは、これまでにバランスボールリレーやスポ婚、また、まかないシェアハーブガーデン等、斬新的なアイデアでさまざまな事業に取り組んでいただいております。地域おこし協力隊の皆様には、町としましては従来の固定概念にとらわれない、また、大きな都市に住んでいた環境をもとに、外から見た目線での活動を期待するもので、配属先の担当課は、それも踏まえて比較的自由的な枠の中で隊員活動をサポートしているというふうに認識をしております。仮に隊員の提案事業が課を横断する案件となった場合は、隊員が所属します担当課職員が庁内調整に当たるなどをしまして、事業実現に向けてサポートを考えたいと思います。

なお、町づくりの提案事業などは、現行でも庁議、それから企画会というものがありまして、こうした庁内調整会議がありますので、必要であれば協力隊員の皆様にも直接この会議に出席をしていただくことも可能でございます。そういったことでありますので、こういった会議を有効に活用することもいいかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 積極的に、任期があるものですからずっと活動できるというものでもございませんし、任期があるので、そういった点については庁議等、重要な会議等にも積極的に招聘していただいて、意見を言っていただくような環境をぜひ整えていただきたいと思います。

それ以外にも、町長や副町長へ直接、何と申しますか、アイデアを寄せられるような、そ

ういう柔らかいようなシステムの構築を望みたいと思います。

それと、今そういった考えがあるということで認識はしたんですけども、できれば、年に1回程度、町民向けに活動報告会、要するに、どんな活動をやっていて、今、こういう問題にぶつかっているんだと、皆さんとしてはどうしたらいいだろうかという、町民に直接町の皆さんと協力隊員とがディスカッションできる場所というのが今設けられていないものですから、そういったところも、隊員というのは結構そういうものがあると、負担にもなるでしょうけれども、モチベーションのアップや期待されているものというものも、そこではかり知ることができますので、そういった機会というものも、これ課を超えているものですから、ぜひ設けていただきたいと思いますけれども、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。町長でも結構ですけども。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） まさに、先日ちょっと大会の名前は忘れちゃったけれども、そこで協力隊員の1人がプレゼンをしておりました。今までの活動内容、これからの希望、抱負等を語ってありまして、その能力の高さに私も大変敬服いたしました。大変そういう発表の場を設けるということは大事なことでありますし、それに向かって協力隊員もひとつ目標を定めて活動がしやすくなる、あるいはその力が発揮していける、そういう場ではないかと思っておりますので、これから大いにそういう発表の場、折に触れて持ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 今回隊員はそれぞれ1年以上おおむね活動してきたわけですので、この秋あたりに開催をどこかでお願ひできればありがたいと思いますけれども、総務課長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいま町長も言いましたとおり、報告は大事なことだと思います。この件につきましては、現在活動されております協力隊員と相談しまして、ことのできるものでしたら、ことし実施に向けて前向きに検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ実現に向けてお願いしたいと思います。

特に、若者はやっぱり熱しやすく冷めやすいとも言われておりますので、やはり熱い若者の声というものを真摯に受けとめて、また、課題に向かっても、ともに解決できる環境づくりというものをぜひともにつくっていただければと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

議長（那須博天君） 以上で矢口稔議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時56分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

再開前に申し上げます。吉澤監査委員、午後所用のため欠席との届け出がありました。頭の部分で確認不足で申しわけありませんでした。午後欠席でございます。よろしくお願いいたします。

櫻井康人君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

5番に、9番の櫻井康人議員。

櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 9番の櫻井康人です。

6月定例会一般質問を行います。

私は、農林業問題について2件お伺いします。

まず、1件目ですけれども、松くい虫被害木の今後の対応とそれに伴う東山の環境問題についてお聞きします。

松くい虫被害木については、過去一般質問、あるいは協議会等で幾度も議論が取り交わさ

れてきましたが、また、町木でもあるアカマツが無残な枯れ木となっている現状に悲壮感を覚えるのは自分1人ではないはずです。

池田町は、東西6.2キロ、南北12.8キロ、面積40.16キロ平方メートル、標高604メートルの町です。その中で、森林面積約21.4キロ平米、構成比率53.2%となっております。町の土地利用計画でも、この森林面積につきましては、この先、平成31年度まで不変としており、森の持つ二酸化炭素の排出抑制、山地災害防止、水源涵養、保険休養の場等、多面的機能があり、その重要性は誰もが知るところです。しかし、残念なことに、東山に目を向けると赤茶けた枯れた松林が点在でなく、幾重にも帯状に南北に列在しています。

松くい虫被害は、松本地域から北上し、平成18年には松くい虫被害地域の指定を受け、樹種転換事業、あるいは空中防除事業、伐倒駆除等を行い、被害拡大防止に努めるも効果なく、現在は東山一帯のアカマツ全てが被害を拡大している現状です。こんな現状を認識し、いたたまれない気持ちを持って松くい虫被害に対する町の考えをお聞きします。

まず、1点目です。森林面積約2,200ヘクタールの中で、アカマツ林の面積というのはどのくらいあるのか。また、今後伐採予定のアカマツはどのくらいの面積で何本くらいになるのか、既に伐採した木はどのくらいになるのか、推定でもよいのでお聞きします。

この背景には、アカマツ林の山が消える、あるいは地形が変わるという背景があって知りたいところです。お願いします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、櫻井議員さんの御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、アカマツ林の面積等々についてでございますけれども、現在、森林簿等による池田町のアカマツ林の面積は、平成27年度末で約373ヘクタールとなっております。また、議員御指摘のように、平成18年度より樹種転換、伐倒駆除、更新伐等で伐採したアカマツにつきましては、材積で2万6,593立米でございます。平均の1本当たりの材積を1.4立米といたしますと、1万8,995本という推定数字になります。また、今後の伐採予定ということでございますけれども、将来的には若いアカマツを除き、ほとんどを伐採していかなければ松くい虫被害の終息には至らないというふうに危惧しておるところでございます。今後の伐採本数等々については、申しわけございません、細かい数字については推計できない状況でございます。よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 松林の面積が373ヘクタールという、かなりの、約20%ぐらいが松林かなというような計算になると思いますけれども、非常に、これだけの森林が消えるという事は非常に厳しいかなというふうに思っています。

次の質問になりますけれども、先日の議員協議会、あるいは植樹祭のときにお聞きしたんですけれども、県議から今後の池田町の松くい虫被害木の伐採、あるいは対応資料というのをいただきました。植樹祭の席でもお話があったんですけれども、今後7年間かけて全松林を伐倒駆除するという話で、資料の中には、こういった資料をいただいたんですけれども、この資料の詳細というのは行政が心得ているのか、承知しているものなのか、本当に詳しい内容まで聞かされているのか、その辺のことをまずお伺いします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、2点目の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、5月6日金曜日でございましたが、宮澤県議、そして北安曇地方事務所、林務課職員と現地調査を行っております。これについては森林整備、また治山事業等の町内の調査でございますけれども、その折に、先ほど御提示をいただきました資料に書いてあります保安林緊急改良事業、こちらを導入して、池田町の保安林内のアカマツ及び枯損木を伐採処理を行うという計画を検討している旨のお話をいただいたところでございます。

その後、6月に入りまして、県のほうから平成28年度調査及び一部事業実施ということの連絡が入ってきております。事業詳細等につきましては、まだ細かいところまでの打ち合わせには至ってございません。県としては平成28年度より当面5年間、平成32年度までの5カ年計画で進めてまいりたいというお話を承っているところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） じゃ、結果的には詳細はまだわからないと。要するに、経費の面とか、どういった業者が入るとか、そういったことまでわからないということですか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 資料的なものはいただいてございません。口頭の中では5カ年で1億円の事業ベースでというお話でございました。植樹祭の折には2億円というようなお話もありましたけれども、当面の間、5カ年で計画をして、その後、進捗状況によっては7年、8年、事業費もふえるというようなこともあり得るというお話を承っているところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 今、金額が 1 億円とか 2 億円とかという数字出てきたんですけれども、これは全部県とか国の費用という考えでよろしいんですか。

それと、もう 1 点、対象が保安林ということになると、民有林については、もうなしというか、対象外になると、この計画では。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 議員おっしゃられますように、今回、この事業につきましては、保安林内を県がやっていただくということでございまして、民有林につきましては、既に立ち上がっております森林整備協議会のほうで、町としましては更新伐の事業によって松のほうを伐採していきたいと。

ただ、現在県のほうでも検討していただいておりますけれども、大北森林組合の補助金の不正受給というものがございまして、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度始まっておりますけれども、まだ今造林事業の申請が国のほうへ出せない状態であるということでございまして、こちらについても、県を通じて林野庁のほうに一日も早い事業着手ができるような形でお願いしたいということで要望をしておるところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） この計画につきましては、わかりました。

次の質問ですけれども、現在、渋北と小沢の周辺、松くいによるアカマツの伐倒をしていますけれども、非常にエリアが広いということと、この辺から見てもわかりますように、もう全て伐採して丸裸になっているというような状況、この状況が雨、あるいは冬の豪雪等を考えたときに、非常に防災対策が必要じゃないかというように考えています。

伐採については当然全て業者任せということで、この小沢の周辺、非常に規模とか環境が非常に厳しくて広範囲であります。私も地元ということもあって、あの周辺、邪魔にならないように遠回しに現場見たんですけれども、こちらからでは西面だけが見えるだけですが、あの周辺歩いてみますと、ずっと奥も深く伐倒の計画をされていまして、行き着くところが田ノ入峠まで広がっています。

その中で、今伐倒した木材については持ち出せということで、作業道がすごい勢いで山肌を削っているような状況、こういうことも含めて、これからの豪雨、あるいは豪雪等で災害

が心配なんですけれども、その辺の考え方というか、業者に何か指示をしているのかどうかお聞きしたいんですが。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 確かに東山につきましては、議員御指摘のとおり、砂防指定地、地すべり防止区域等々の区域がございまして、急峻な山となっております。小沢周辺だけではないわけですが、砂防指定地の中の砂防堰堤、また、治山の土どめ工等が施工をされております。アカマツ伐採を行った山林につきましては、広葉樹は極力残す、そしてアカマツの伐採木の根は残っております。間伐をすることによりまして、地面に光が当たりまして、草が生え、新たな広葉樹も芽生えてまいります。今まで行った全伐して樹種転換を行った場所においても、一部表土の流出はありましたけれども、大きな災害は発生していない状況でございます。むしろ手を入れずに暗くなった、荒れた山林のほうが表土を覆う草が生えませんので、災害になる危険性が増すというふうに考えます。このような山林につきましては、保安林の指定を受け、治山事業を導入して災害を防ぐことが重要となるというふうに考えております。

今回、この急峻な山ではありますけれども、作業道につきましては、雨水については多少の流出はあろうかと思っておりますけれども、排水等々について、再度確認をさせていただきまして、途中で排水できるような形での施工について、また確認をさせていただければというふうに思っております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） この資料をつくるのに、第 5 次総合計画の後期という資料を参考にしましたんですけれども、通告にはないんですけれども、1 点教えてもらいたいの、その総合計画の中に大北地域における松くい虫対策として、アカマツ林施業指針が定められ、町内ほとんどの地区が樹種転換、更新伐対策となったため、森林整備協議会で取り組む森林整備が重要ということを書かれているんですけれども、このアカマツ林の施業指針というのはどういうものか、もしわかったら教えてもらいたいんですが。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） アカマツの処理につきましては、かつては伐倒駆除ということで、6 月中までに赤くなった松を切り倒して、ビニールを巻いて燻蒸して、媒体となりますマダラカミキリを駆除するという目的でございました。しかし、御存じのように、大量に枯損木

が発生しております、6月末までの駆除ができないということで、更新伐という形でエリア内のアカマツを主に間伐を行っていくということで、通年の駆除対策といいますが、防止対策が図れるという内容の方針を転換しております。その中に、アカマツの駆除の指針と松くい指針というものがございます。

内容については、ちょっと私、今すぐには申し上げられませんが、考え方としては駆除ができる更新伐を主に、池田町としては今後対策を講じていきたいというものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） はい、わかりました。

次の質問ですけれども、先ほどの県からの資料も含めて、多分その数年後にはアカマツ林というのが全部伐採されるというようなことになろうと思いますけれども、それに伴って樹種転換ということもあるんですけれども、そういった環境変化で鳥獣類の生態系への影響というものも考えられると思うんですけれども、その辺はどんなものでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 生態系への影響はということでございます。

アカマツも伐採に伴って生態系への影響はどの程度のものがあるかということかと思えます。現在、町で行っています更新伐、間伐事業によりまして、ニホンジカ、イノシシ等の大型野生動物につきましては、里山から奥山へと移動する。そして、それに伴いまして、農作物の影響、被害等も減少するものと、これが緩衝帯整備という形での間伐事業でございます。

また、先ほどもお話ししましたように、間伐をして明るい山にすることによりまして、草花が生え、昆虫がふえ、それに伴って鳥類、また、小動物等もふえると、昔の山に戻るといように考えておるところでございます。小動物がふえることによりまして、猛禽類等も戻ってくると。かつて滝沢の山林にはオオタカが生息をしておりました。こちらも戻ってきていただけるかというふうに考えるところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 鳥の関係はまずまずとしても、けもの関係、今説明あったんですけども、そうした森林がなくなると、逆に私は里へおりてきはしないかという懸念もしたんですけども、今言われた緩衝帯等の効果で奥へ行くのなら結構なんですけれども、その辺、

現状見ていないからわからないかなとは思っております。

次に、過去にも行って来たんですけれども、そういった松林を伐採した後の樹種転換の種類の木、木はどういった木を選択するのか教えてもらいたと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 樹種転換の樹種につきましては、国の間伐等の指針によりますと、針葉樹ですと、スギ、ヒノキ、カラマツ等でございます。広葉樹ですと、ナラ、ブナ、ケヤキ、桜、カエデ等ということで、高木となり得る樹種となっております。ただし、こちらにつきましては、最終的には山林所有者の意向というものがございますので、今申し上げた樹種を参考に選定をしていただくようにお話をしておるところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） すみません、話は前後してしまう形になるんですけれども、全アカマツを伐採するとなると、今後、今まで樹注というような、薬注というような予防対策もとってきたんですけれども、予防対策は、もうこれからはやらないというような形になるんでしょうか。家庭での松もあるんで、対象外になるのかわかりませんが。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） もし仮に池田町からアカマツがなくなれば、マツノザイセンチュウもいなくなるということになります。ただ、全てが全てなくなるわけではございませんので、例えば登波離橋にあります町区のまつたけ山等は守らなければいけない森林ということでございますので、地上防除等、薬剤樹幹注入等の予防対策は守らなければいけない森林については、引き続き継続をさせていただく予定でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） じゃ、この問題で最後になりますけれども、冒頭でも申し上げましたように、町の町木がアカマツとなっているんですけれども、こういった現状を見ると、町木にふさわしくないというように感じるんですけれども、当然またアカマツも数少なく、あるいは全部伐採するというような形になるんですけれども、なくなった後の町木の指定というのはどうなるのか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 議員御指摘のとおり、町木はアカマツでございます。そして、特

別町木としてシラカバがございます。確かにアカマツについては松くい虫被害が拡大する中ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、まつたけ山等を筆頭に、守るべきアカマツ林もあります。そのようなことを考慮する中で、今後、池田町の山がどうなるかというのが私にもわかりません。町木については、今すぐどうのということは非常に難しいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） この問題、町長、どうお考えになりますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 大分先のことにはなると思いますが。できる限り守っていくということで、その先のことについてはちょっとまだ検討もできない状況かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） わかりました。

じゃ、次、2 件目に入ります。

農業問題について、町長の公約内容とあわせてお聞きします。

町長も議員で活躍時、農業関係会議に出席され、さまざまな農業問題を机上では理解されたと考えています。しかし、前町長同様、農業の現場経験に、失礼な言い方かもしれませんが、乏しい状況で、公約に掲げた「産業の活性化に取り組みます」の具体的内容、1 点目、農商工連携で 6 次産業創出に取り組みます。2 点目として、農業の法人化を推進し強い農業を構築します。それから、3 点目として、産業振興条例（仮称）ですけれども の制定を推進し、産官学金の連携を図り、地域経済の活性化を行いますという 3 点を農業産業については上げております。

以上、3 点が池田町の産業活性化策として掲げているわけです。

その 1 点目の 6 次産業化、それから、2 点目の法人化問題、これは池田町の農業の現状、例えば農業の集積問題、あるいは経営規模、後継者問題、高齢化問題等々を考えると、私は非常に厳しい公約かと思えます。現在、池田町農業が直面している問題を公約に掲げたことは歓迎しますが、容易ではない問題と考えます。

そこで、数点お聞きいたします。

まず、国会でまだ承認待ちとなっておりますＴＰＰ問題、これの問題につきまして、前町長は、どちらかといえば賛成としていましたけれども、町長の考え方はどうかお聞きします。
議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ＴＰＰ問題に対する考え方の御質問ですけれども、昨年10月に大筋合意がされ、農林水産物の約8割が、また重要5品目の約3割が関税撤廃するという大変厳しいものとなっております。これが実行されますと、農業を基幹産業とする当町にとりましては、大きな影響を受けることは必至の状況であります。この美しい田園風景を守るというテーマは、歴代の町政が掲げたテーマでありますので、私も踏襲してまいりたいと思っておりますが、今後、政府に対しましては、十分な情報開示と生産者が安心して営農を継続できるよう、農業政策の確立を求めていくべきと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） ＴＰＰ問題につきましては、先般の協議会でも農協、ＪＡのほうから陳情がありまして採択したという経緯もありますので、慎重に扱ってもらえればと思います。

それから、次になりますけれども、前述しました町長の公約3点ありますけれども、この現状把握、それから具体的な取り組みについて、どんなお考えなのかお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 農業につきましての現状把握と具体的な取り組みはとの御質問でありますけれども、私は御指摘のとおり、農業関係の仕事に携わったことはありませんが、これからの農業は企業感覚を持って取り組まなければ、ＴＰＰなど農業を取り巻く厳しい環境を考えますと、乗り切れないのではないかと懸念するところであります。町の現状を見ますと、全町一農場を目標に取り組んではおりますが、高齢化による農業経営者の不足、担い手の減少、思うように進まない農地集積、転作作物の問題、販路等多くの課題を抱えております。

過日行われましたグリーンファームと5つの営農組合の役員との懇談会では、既存の営農組合がまとまって1つの法人として設立できればよいのではないかと方向が検討されたようであります。具体的な取り組みにつきましては、商工会でも6次産業部会を創設いたしました。私も新潟のアグリパークなどの視察を通して、農商工連携による6次産業化は極めて重要なテーマであると考えております。

また、飯島町の田切農産の例を見ますと、まさに企業感覚で、農業経営をされている姿を目の当たりにいたしました。

また、産業振興条例では、帯広市が農業を中心とした条例を制定し、大いに成果を上げているとの報告もあります。

池田町は人口1万人の小さな自治体であります。産官学金の連携ということで上げましたが、あらゆる分野で連携をとり、知恵を出し合い、協力していかなければTPP等への対応もかなり厳しいものになるだろうと感じております。産業振興条例を制定して、各分野が連携しやすい体制をつくって、6次産業化、農業の法人化を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） どちらかというと、もっと具体的な話が聞きたかったですけれども、6次産業、御存じだと思いますけれども、1次産業、2次産業、3次産業を足しても、掛けても丸、6次になっての6次産業ということなんですけれども、この6次産業について、今可能性があるのは、素人の私が考えても、池田町としてはブドウからワインを製品化しての販売かと思うんですけれども、そのほかに、それも含めてですけれども、具体的な6次産業の品目については、どういうお考えなのかお聞きしたいんですが。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それぞれの生産組合で、6次産業と言いますと、生産から販売までというところになってまいります。直接販売含めまして、相当取り組んでいるところもありますけれども、まだまだ規模的に、あるいは全庁的に、あるいは拡大した事業としての取り組みまで行っていないというのが現状ではないか思います。

具体的なところはちょっと今お話しできませんけれども、本当にワイン等についてはいい例ではないかなと思います。ワインのブドウをつくる、そして、これを池田町ブランドとして販売までつなげていくというところは、1つの6次産業化ということが言えるんじゃないかと思います。

いずれにしても、私の見る限りでは、池田町の非常に弱い点が販売力にあると私は思います。

それともう一つ、その前の、前段階での開発力、これにもある意味ではちょっと弱さを感じているところであります。その辺の知恵につきましては、やっぱり工業関係、あるいは商

業関係の皆さんのお知恵をおかりするというのが大事かなと。しかし、その6次産業することに当たりますと、金融機関等の経済的な支援も大いに活用していかなければならないということかと思っておりますので、そういう意味で、各業界の連携ということが一番大事なところであると私は感じております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） ここで町長が上げておられます6次産業化、あるいは農業の法人化というのは、町内一農場のときから話が出ているんですけども、なかなか前へ進まなかったということで、その話の中で、5つの営農組合があるんですけども、その営農組合がまとまって法人化という、その1つの営農組合に私も属しているんですけども、いろいろ今後、政府からの助成、補助金については、全て……

〔「議長、ちょっと私語が気になりますので」と呼ぶ者あり〕

議長（那須博天君） すみません、個々の話はちょっとやめてください。質問する人たちにも失礼ですので、私語謹んでほしいと思います。お願いいたします。

9番（櫻井康人君） そういう中で、営農組合が法人化するについては、いろいろ政府の助成、交付金については条件が法人化だということで、是が非でも、その法人化は進めなきゃいけないというせっぱ詰まった気持ちもあって、5つの営農組合がまとまったという経緯もあります。ぜひこれ農協主体、あるいは行政主体でもいいですので、ぜひ強力に進めていってほしいと思います。

それと、その法人化について、農政局の人が、法人化はゴールではなく、経営発展のスタートラインに立ったと考えてほしいということをおっしゃっています。ただ、法人化すれば、それで解決するんじゃなくて、そこがスタートだということもぜひ行政の方も理解して、その後のフォローをしっかりといただければと思っています。

それから、次の質問になりますけれども、町長にお聞きしたいんですけども、町の農業の目玉というのは何だとお考えでしょう。また、それをどのように普及させていくのか。それと農業ビジョンというのは、どうお考えか。

というのは、先ほどの、先人の質問の中で、町のビジョンという問いかけに、農業振興というのがのってこなかったというのが非常に気になりまして、農業問題も1つの池田町のビジョンの1つだと私は考えているんですけども、町長の口からそれが出なかったもので、

農業に関してので結構ですので、ビジョンというものを教えてもらいたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 農業ビジョンが抜けているということでありましたけれども、産業振興の中に、私は常に農業を含めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

さて、農業ビジョンと農地の生かし方についての御質問でありますけれども、池田町といましては、水稲が主作物でございますので、米価の低迷により、水稲単作では経営コストの削減、農業所得の向上は図れません。これからは水稲プラス1として、園芸作物及び果樹などとの複合経営、集落営農組織の法人化を図り、農地の集積による経営コストの削減、所得の向上と農地の保全を図ることが重要と考えております。また、無農薬栽培や有機栽培など特化した栽培により付加価値をつけ、高価格での販売というのもこれからの生きる道ではないかと思えます。

水稲とは別に、新たな特産作物を見出すのも重要な課題であるとも考えておりますが、町の風土、地質に合った作物を見出し、栽培を拡大していくのも1つの道であるとも考えます。

先ほどお話ししましたように、ワイン用ブドウの試験栽培では、ワインの味もよく、地質に合っているとの評価もされましたようでありますので、新たな作物の発掘も大いに進めてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 農業ビジョン、農業に関してですけれども、先日、きょうの新聞でしたか、農協のレセプションのようなところで、知事がその席で、農業農村振興なくして活力ある地域づくりはあり得ないと。さらに、夢に挑戦する農業、みんなが暮らしたい農村を基本とする第2期長野県食と農業農村振興計画なるものをつくるということで、非常に農業に夢を持たせるような発言をしておりました。こういうトップの考えから、御存じだと思いますけれども、池田町につきましては、農地が883ヘクタール、この中で私の理解しているのは、田んぼについては約720ヘクタールと理解しているんですけども、この生かし方を今は目玉、どう普及させるかということにダブって考えていきたいと思っております。

次、最後になりますけれども、町の産業構成の中、要するに商工農というのはありますけれども、この商工農の中で、農業の構成比率というのはどのくらいになるのか。経済的な面

からでも結構ですので、生活とか経済、あるいは環境、人づくり等も勘案して、どのくらいの構成比率になるのか、推定でも結構ですので教えてもらいたと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 数字的なことでございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

平成26年度ベースで試算をさせていただきます。

まず、農業関係の統計でございますけれども、現在、農業生産額等についての公表がなされておられません。ですので、町独自に推計をさせていただいております。水稻、麦、大豆、野菜、果樹等の農業生産額を推計させていただきました。平成26年度で農業生産額は7億5,200万円でございます。こちらには産地交付金等々の補助金は入ってございません。あくまでも生産額ということでございます。

主なものは水稻で6億1,100万円、麦、大豆等の穀類でございますが1,200万円、果樹が5,300万円ということになっております。対しまして、工業を見ますと、平成26年の工業統計の工業出荷額、こちらが181億円、商業は商業統計による小売販売業となりますけれども、89億円となっております。割合にしますと、農業の生産額については2.7%という数字になってまいります。

なお、先ほど申し上げました水稻、麦、大豆への交付金の関係でございますけれども、池田町でおおむね1億3,000万円ほどの補助金が入ってきております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 私が用意した質問は以上です。

終わります。

議長（那須博天君） 以上で櫻井議員の質問は終了しました。

大 出 美 晴 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

6番に、5番の大出美晴議員。

大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 5番、大出美晴です。

一般質問を行います。

一番、きょうの中では最後です。皆さんもお疲れと思いますけれども、私も疲れておりますので、答弁は私の頭の中に入るような答弁をよろしく願いいたします。

では、始めます。

これ町長にお聞きしますので、町長が答えられるところは、ぜひ町長お願いをいたします。

1、池田工業高校と地域のかかわりについてということをお願いいたします。

池田工業高校には2つの顔があり、当然1つは、工業科の昼間部です。そして、もう一つは夜間部、つまり定時制です。

今、高校再編により、池田工業高校も統合の可能性が出ています。早ければ平成30年には池田工業高校の存在が池田町から消えてしまうというような話も持ち上がるかもしれません。また、工業高校で言えば、中信地区において2校しかありません。そして、このうちの1つは、松本工業高校、これは基幹校として残ります。でも、池田工業高校は、特色校ですので、再編の対象になるおそれがあります。今回は、池田工業高校が持つもう一つの顔である定時制を中心に質問し、町長の考えをお聞きします。

ちなみに、大北地域では、定時制は1校だけです。

質問1、まずは地域の高校として池田工業高校を守り育てるために、県に対してしっかりと残してほしいという意思を伝えていくべきではないか、町長のお考えをお聞きします。

ちなみに、この間、魅力ある池田工業高校をつくる会かな、やられたと思いますけれども、また、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの大出美晴議員の御質問にお答えをいたします。

池工と地域のかかわりについてということで、県へ存続に向けての町長の強い姿勢についてということの御質問をいただきました。

池工を応援する外部組織として、宮澤県議が座長を務める、魅力ある池田工業高校をつくる検討委員会、そして、私が会長を務めます池田工業高校を育てる懇話会があります。大北、東筑摩、安曇野市の県議が相談役を務め、大町市長、松川村長、安曇野市長、生坂村村長が

副会長になっている広域的な組織であります。

今月7日に、その合同会議が開催され、池工存続のために、県知事と県の教育長に向けて専攻科2年設置のための署名活動が了承されました。大いに進めてまいりたいと思います。私と教育長も、その呼びかけ人になっております。以前にも県に向けて、平成26年には建築科をデザイン建築科とすることや、2年制の専攻科の設置、そして、昨年は120名の募集定員を維持することを直接県庁に出向いて強く要望してきております。池工は、この池田町にはなくてはならない高校であり、今後も存続、発展のため支援してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） いろいろなところの応援があって、存続に向けていくような形であると思いますけれども、まだまだ今のところ私もかかわっている部分では、町の町民たちも含めて、池工がなくなるのではないかなという、そういう危機感が全然感じられません。もっともっと強く声を出していただきたいと思います。そんなところで、教育長はどうですか。考えをお伺いします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 私は池工の評議員ということでかかわらせていただいておりますが、そうですね、町の皆さんの声が直接届くという機会はなかなかないわけでありまして、やはりかかわっている人の思いというのは非常に強い思いがあります。私もぜひ池工が存続してほしいと強く願っている1人でありまして、この声を町全体に広げていくということは、これから非常に必要かなと思います。町の中でも池工が地域に出ていくという、そんな池工自体も前向きな姿勢でありますので、そのときに、よく町の行政でも、その支援をしていくということが非常に大切なことかというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひお願いいたします。

池工の問題、今、全日制も含めた中の話なんですけれども、何でここで今再度質問するかと言いますと、これから質問第2に入りますけれども、定時制の問題があります。今、前段でもちょっと話をしましたけれども、非常に定時制、昔と違って、今は本当に悩んでいる子

供たちが定時に入ってきます。そのところ大事にしていていただきたいと思う気持ちがあって、こんな質問をしてみます。

じゃ、質問の2に行きます。

今、定時制には24人の生徒が通っています。この人数、少ないと思う方もいるかもしれませんが。しかしながら、このぐらいがちょうどいいのです。なぜならば、昔と違い、今はいじめ等による不登校や引きこもりの生徒が多いからです。この生徒たちは、人と話すことはもちろん、人前に出ることさえできない状態なんです。こうした生徒にとって少人数にまずなれることから始まります。そして、自分を表現できるまでには相当な時間がかかります。最終的には就職をして働かなければならないのです。当然、池田町の企業で職場体験をしていますが、もっと就職につながるような町としての応援は考えられないでしょうかということ、これ、今、池工の中で、この24人、いろいろな面接、就職、アルバイト面接とか、そういうことを学校の中でやっています。最終的には1人で生きていかなきゃいけないという課題も抱えています。そんなところで、町のほうでも、そういうところ、何かバックアップできるものがないかなというふうに思いますけれども、町長、お聞かせください。

議長（那須博天君） 養町長。

町長（養 聖章君） 池田工業高校の定時制についての御質問でありますけれども、以前は確かに働きながら高校の資格を取というのが本来の制度であったんですけども、今はそうではなくて、議員御指摘のような、皆さんが通われるという状況が多くなってきているということも伺っております。

この池田工業高校の定時制につきましては、旧12通学区、大北地域であります。唯一の夜間定時制であります。そこに在籍する生徒は、かつての勤労学生の学びの場といったニーズとは変化していると認識しております。議員御指摘の実態を鑑み、地元企業等で職場体験の拡充に向けて、さらなる協力が得られるように、また、実際の就職につながるような取り組みとして、どのようなことが有効か、池工とも情報交換しながら十分に研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひすぐにでもそんな話し合いをしていていただきたいと思います。

昼間部を無視するわけではありませんけれども、工業高校としては非常に今池工も多分いろいろな活動の中ではそんなに低いところではないと思っていますので、まずは定時制のと

ころを皆さんに知ってもらって考えてもらいたいなというふうに思いました。

今、池田の高瀬を卒業した子は3人通っています。大北の中では11人、全部で24人ですので、半分近くは大北の子供たちが通っています。ちょっとこれ言い始めれば長くなってしまふんで質問になりませんので、ちょっとだけ話をします。

今、そういう子供たちが自分たちを、肯定感を出すためにいろいろな取り組みをしています。その中で、生活体験発表会というのが全国定時制の定通振興会のほうで主催してやっていますけれども、池工も御多分に漏れず、何人かその大会に発表者として出ています。そんな内容を聞くと、非常に切実な問題があることがわかります。

町長にもう一度お聞きしますけれども、そのところもぜひ聞いていただきたいと思えますけれども、そういう意思はありますでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 大いに実態といたしますか、皆さんのお声を聞きながら改善に向けて努力してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ、また案内をしますので、体験発表会聞きに来ていただきたいと思えます。

次に、質問の3ですけれども、池田工業高校の定時制が抱える食育について、今現在生徒が食べている夕食はパンと牛乳です。また、1食当たり180円前後です。これがいいのかわかりません。これが今の実態です。高校には高瀬中から行っている生徒もいます。池田町としても、食育を考える中で、高校は県の管轄だと言わず、子供たちのためにできないことがないか、お考えをお聞きします。

例えば、月に一度は池田町の米、御飯を食べてもらう、野菜を食べてもらうというようなことはいかがでしょうか。とにかく関心を持っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 定時制高校の食育、常に夕食について、1食180円ということで今お伺いいたしましたけれども、これは県立高校のことです。この支援につきましては、予算執行を必要とするものであれば、当然のことながら町民の皆様の御理解を得てというこ

とですが、そうでない形での支援策として、議員御指摘のような方策が可能かどうか。また、その他にも何かできることはないかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ちなみに、今子供たちの親が払っているお金、この給食費に1万1,600円です。これが高いか安いかわかりませんが、経済、特に定時制にいる子供たちの親御さんは非常に苦しい生活をしている人たちも多いわけです。その中で、やっぱり食育といいますか、食事がまともにできなかったことによって、いろいろな問題が発生してしまったということもあります。決して能力がなかったわけではなく、いろいろな状況の中で子供たちがそういう立場に立たされてしまって、自分たちで悩んだり、苦しんだりして、結果的に自分を出すことができない子供たちが今集まっています。今、パンなんかは、一番メロンパンが人気があると、次に焼きそばパンだというようなことで、やっぱりパンばかりじゃなくて、ほかのものにも魅力を感じている部分があると思いますので、ぜひ町としてもいろいろな検討をしていただきたいと思います。

ちなみに、この間福井で振興会の大会がありましたけれども、そのときに、ある高校では、そばを打つ課外授業があって、そのそばを打つ人が、おばさんが来て、そこで、課外授業の中で担当して、そばを打って皆さん、子供たちが楽しんでいるというような様子もビデオで、ビデオといいますか、そういうので映し出されて、そんなのを見ながら懇親会をやっていたということもありますので、ぜひそんなことも検討してみただければありがたいかなというふうに思います。

それから、質問の4ですけれども、これ今の5年制の問題、それからプラス2年の問題もありますし、そんな中で質問させていただきます。

最終的には存続のために5年制を県に要望していく中で、北保育園とか、福祉会館等の跡利用を考えてはどうかということで、ちょっとつけ加えて質問をします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 5年制要望の中で、北保育園等の施設利用はという御質問でありますけれども、このたび、池田工業高校全日制工業科3年を終了した後、他校の卒業生も受け入れ可能な専攻科2年を設置し、工業科での学びをさらに深め、より実践力を高め、地元企業を中心に有用な人材を輩出してもらおうという期待から、池田町としても、これを要望してい

くこととしております。

現在、池工から具体的なお話をいただいておりますので考えておりませんが、当然料の設置となりますと施設の問題も出てまいりますので、その辺は高校のほうとも検討しながら十分考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ早目に話し合いをしていただきたいと思います。いずれにしても、壊すにしてもお金がかかりますし、維持するにしてもお金もかかりますし、先にそういうことが見えてくればいろいろな説得力も強くなってきますし、そんなことでぜひお願いをいたします。

次に移ります。

2、自治会離れと防災対策について。

震災による災害がふえ、池田町もいつ地震の被害があるかもわかりません。土砂崩落も町内に起きています。また、高瀬川の増水により氾濫が絶対に起きないとは言い切れないはずで。そんなとき、被害を最小限にするには、やはり隣人とのつながりが大事だと私は考えます。

そこで、町長にお聞きします。

質問1、最近自治会に入らない、あるいは抜けてしまう、そんなことを目にしたり、耳にすることがふえてきました。いろいろな事情があり、抜けることもやむを得ないとするならば、自主防災会も含め、緊急事態の中で救助が出来る可能性が出てくると考えますが、町長はどういうふうに考えますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 自治会未加入者の増加に伴う緊急事態の影響についてということの御質問でありますけれども、行政といたしましては、地震等の災害が発生した場合、まず、地域の皆様の安否確認をいたします。未加入の方につきましては、救出に際しタイムラグが生じると考えられます。生存者がいるのか、けが人がいるのか、仕事で家を留守にしているのか、建物倒壊があるのか、また、火災が発生しているのか、こうしたことを短時間で把握することが求められておりますし、情報を把握することで、救出やインフラなどの復旧が早期となります。

自主防災会や自治会は、こうした有事の際に大変重要な役割を担ってまいります。自治会未加入のため発見がおくれたりして、助かる命も助からない状況にもなりかねません。それゆえ、ふだんから地域のコミュニティーは大変重要であると感じております。

白馬神城断層地震では家屋等に大きな被害がありましたが、1人の犠牲者も出ませんでした。また、地域の人たちが力を合わせて救出したことが大きく報道されております。これはふだんからの近所つき合いが功を奏したものであります。こうしたことから、未加入者の皆さんには自治会活動を通じたメリットに加え、ふだんからの近所つき合いで、互いを助け合えることができることを再認識していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 再認識してもらうのは当然なことなんですけれども、町としても入るとき、移住してきたときとか、それから家族がふえて2世帯になるとか、いろいろな状況があると思いますけれども、そういうときにはやっぱり、ある程度そこら辺の防災面でも説明をしていただいて入ってもらったほうがいいと思います。

というのは、どういうことかと言いますと、例えば、自分のところのことを言いますと、役員で1年間集金をしなければいけない、月に1回は集金をしなければいけない、そんな面倒くさいことはやめて、1年に1回払えばいいじゃないかと、それが通らなかつたら私はやめますというようなことで抜けた人たちもいます。

でも、考え方によっては、その集金をしながら、そのうちのの人たちと話をしながら、どんな家族構成なのかなとか、どんな生活をしているのかと、それは個人情報のところですので、みんなはできないですけれども、その予想はつきますし、いざというときには、そういうことをやっていることによって、もしかしたら救助がおくれなく、助けることができるかもしれない。赤ちゃんがいるのか、歩けないお年寄りがいるのか、そんなことだけでもわかれば非常に防災面ではいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そんなところ、総務課長、どうですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 自治会の加入の関係でございますけれども、移住された方につきましては、こちらのほうでは、住民課で住民登録をされる際に、自治会の加入促進ということで御案内をさせていただいております。

先ほど大出議員さんから言われましたけれども、やはり地域コミュニティというのは非常に大事なことだと思います。集金時に顔を見るということも大事なことでありますし、ふだんからのつき合いが、こういう災害があった場合に、どのような状況であるかというのが確認できますので、こういったところをしっかりと町としても未加入者に対して啓発をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） そういうことをお願いいたします。

では、今の池工の問題もそうですけれども、この問題もそうですけれども、池工がなくなってから皆さん騒ぎます。いざ有事、災害があつてから皆さん騒ぎます。何であのときはそういうふうにしなかったのかというようなことが言われます。今だから何も無いから、何もしなくてもいいようなことを考えているかもしれませんが、町としてはぜひそのところを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

質問2、ちょっとダブってしまうかもしれませんが、町の人口が年々減る方向で年代構成もお年寄りのパーセントが上昇しています。防災面からも、若者の移住と自治会とのかかわりを積極的に進め、人口増につなげていくべきだと考えますが、町長の方針をお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 若者の定住と自治会とのかかわりで、人口増につなげていくべきとの御質問でありますけれども、今後、町の人口ビジョンでも、高齢化率が進むことが明らかになっております。若い方が町にふえることは町の活性化にもつながります。また、いざというときにも大変心強いものとなります。自治会に加入促進をしながら、若い力を地域づくりの起爆剤として、さらなる若者定住住宅の積極的な促進や安心して子育てができる環境整備に力を入れてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひお願いします。

やることはいろいろなことあると思います。教育面も、今も話ちょっと出ましたけれども、そんなところ、教育長、そういう教育面でどんなことを考えますか。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） ちょっと難しい質問でありますけれども、いろいろ今外にそういうようなことも一部あるわけではありますが、まずやっぱり学校が楽しいという、そういう魅力のある学校づくりをすることによって人が集まるというふうに思いますので、教育委員会も一生懸命学校の魅力づくりということが一番これからやるべきことかなと考えております。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 教育長、この間のことを話していただきたかった。後ろに勝家保育課長いますけれども、植樹祭のときに話が出た、あのことを話してもらいたかったなど。

議長（那須博天君） 質問どうですか。

5番（大出美晴君） 教育長、お願いします。

議長（那須博天君） 教育長、答弁ありますか。

平林教育長。

教育長（平林康男君） ちょっと私が常々考えていることでありますけれども、やはりこれからの子供に求めているもの、やっぱり自然体験、それから生活体験というものを一番子供に体験してほしいというふうに私は考えます。

ですから、私もちゃんとよくまだまとまっていらないんですが、学校や、机上で学んだものを生活にいかすのではなく、生活や、あるいは自然体験から学んだものが素直にそれを、興味を持って勉強へとつなぐという、そんな発想ができればいいかなというふうに思います。

ですから、子供たちはどんどん里山とか、自然体験を大いにやっていただきまして、その中からやっぱり生きる力、学ぶ力というものを自然に身につけることが一番いいかなと思います。

そして、1つの物事を深く素直に考える、素心深考という言葉がありますけれども、ぜひそういう自然界のものに不思議なという、そういう興味を持ちながら考え方を深めていくという、そんな学習がこれから進んでいけばいいなというふうに思っています。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 外で遊んだりなんかするという、それを外に広げていっていただいて、若者が池田町魅力のある教育をしているんだ、あるいは取り組みをしているんだなということと来てもらうというようなところにつなげていっていただきたいと思いますので、ぜひ教

育長のその考え方、進めていっていただきたいと思います。

じゃ、次へ進みます。

3、池田町の農業政策について。

先ほど櫻井議員のほうからいろいろな質問がありましたし、それからほかの同僚議員からもいろいろな質問が出ましたので、ちょっとその中で、私のほうの今質問の中の落ちている部分といいますか、聞きたい部分を質問しますので、よろしく願いいたします。

高瀬川沿いの圃場整備やワイン用ブドウの栽培拡大、そして水稻プラス1の取り組みについてお聞きします。

質問1、ストレートにお聞きします。

高瀬川沿いの圃場整備はどう進めていくのか、町長お願いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 高瀬川沿いの圃場整備はどのように進めるかとの御質問であります。

現在、内鎌・十日市場地区において、会染西部地区圃場整備実行委員会が設立され、平成29年度事業採択に向け検討に入っております。計画面積は65ヘクタールでございます。営農計画は、高付加価値農業を目指し、水稻、麦、大豆のほか、ワイン用ブドウ等、北安曇農業改良普及センターのアドバイスを受けながら、地元農業者の皆さんとともに営農計画を検討してまいります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 多分内鎌・十日市場地区のほうが進めていって、北のほうが多分残るんではないかなという懸念があります。水の管理の部分からも、用水とかそういうもの、北のほう、上のほうから進めてきたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、そういう圃場整備の中で、水管理、あるいは道路の件、また、くねくね曲がったような道路が懸念されますけれども、そんなところ、どんなふうに進めていくんでしょうか。振興課長。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 現在、この会染西部地区の検討委員会には林中地区の役員さんも入っていただいております。当初の予定ですと、一緒にスタートが切れればということで、始めているわけでございますけれども、なかなか地元の皆さんの合意まで、まだ至っていないということでございまして、内鎌、そして十日市場が先行してという形になるかという

ふうになっております。

議員御指摘のとおり、全体計画があって、道路、水路等の整備をしていくわけでございますけれども、あくまでも圃場整備のエリア内という形になってしまうというふうには考えております。その後、林中地区について、団体営の最小規模が20ヘクタールというところもございまして、こちらのほうも考慮する中で、今後地元の皆さんと話し合いを進めていければというふうに考えております。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひうまい方法で進めていただければというふうに思います。

次に、質問の2、ワイン特区は申請するのか、いつ実行するのかお聞きします。あわせて、試験圃場の拡大は考えているのかということで、先ほどちょっと町長のほうから、ことはちょっと無理かなというふうな、特区について話も出たと思うんですけども、そこら辺はいつできますか、やりますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ワイン特区についての御質問でありますけれども、先ほど年内にはということ、広げても今年度中には申請に向けて準備をしていきたいと考えております。ワイン用ブドウの栽培拡大、高品質化、水田での栽培方法等を検討する上で試験圃場は必要でございます。試験圃場は拡大する方向で検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 試験圃場は拡大するという方向ということで、先ほどの林中地区のところに試験圃場があるわけですが、その中で進めていくという、広げていくということで認識をしてよろしいのでしょうか。

それと、ちょっと耳に挟んだんですけども、単独での特区申請ということでなくて、広域での特区申請をしていくというふうなことで聞いていますけれども、今、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 現在、大町市さんと情報交換をさせていただいております。大町市さんにもワイナリー、圃場とワイナリーまでやりたいという方がいるということで、池田

町としてもとっていききたいということの中で、広域連携のもとにできれば、先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、千曲川ワインバレー特区のように、最初東御市でやったんですけども、近隣の上田市さんとか、青木村さんとか、全部で8市町村ですか、一緒になってやっているということもありますので、大町市さんと調整をとりながら、北、南というところにもお話を持ちかける中で、こちら側が日本アルプスワインバレー構想というふうになっていますので、高瀬川流域ワイン特区というような形でもできるかなというふうを考えておりました、今、打ち合わせ会を2回ほどやらせていただいております。これに向けてさらにスピードアップをしていきたいというふうを考えております。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ進めていていただきたいと思います。

ついでですけれども、ワイナリー特区をとったんだから、先ほど言った2,000リットル、前のやつかな、それでできるということなんですけれども、安価と言っても5,000万円ぐらいはかかるんだろうと思いますけれども、そうした中で、町でつくるというのは非常にこれから長い時間をかけなければだめなような雰囲気ですので、外から来る醸造家とか、そういう人たちがかなり声を上げていると思うんですけれども、そこら辺の把握はしているんでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 現在、町内の方でワイナリーまでやりたいという方が1名おられます。そして、池田町在住の方でワイナリーをやっていきたいという希望の方も1名おられます。昨日ですけれども、新規就農という形の中で、池田町のほうでやっていけたらということで御相談を受けている方もいらっしゃいます。現在何人かからはお話をいただいております。これから圃場を求めて、それから醸造のほうの勉強もしてということで、県のほうでもワイン用ブドウのアカデミーを進めていましたけれども、ここへ来て本年度から醸造のアカデミーも始まってきております。

また、農の雇用というような形の中で、ワイナリーさんに臨時雇用をしていただく中で勉強していただくという制度もございますので、そういったものをやりたいという希望のある方に情報をおつなぎしながら、やる気のある方に来ていただければというふうを考えておるところでございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） じゃ、町長に最後聞きます。

今、何人が醸造家、あるいは栽培家が新規も含めて池田町に興味を持っているようですが、町長としては、何軒でも池田町にワイナリーをつくってほしいと思っていますでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） すみません、何軒でもという意味は、どういう意味でしょうか。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） それぞれに、例えば東山に1つ、それから高瀬川沿いに1つとか、北のほう、堀之内地区あたりに1軒とか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ワイナリーを複数の箇所にといい御質問でありますけれども、これはとれるブドウの量にもよりますし、また、これは進みぐあいによって順次ということになりますので、一気に何カ所もというわけにはまいらないと存じます。1カ所ずつ、とにかく実行して、実績を上げていくということが、まず第一かなと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 含みを持たせてあるということで理解をしますので、お願いします。

最後、質問の3です。

大北地域は約70%が水稲であり、これが将来米価格の値下がりにより生産者の収入が目減りするおそれがあると言われております。そこで、他の野菜を収入源の1つとして生産することを進めていますが、町長はどういうふうに取り組めますか。プラス1という話が出ていますけれども、そこら辺のところ。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 水稲プラス1の取り組みについての御質問であります。本当に米価が下落傾向にある中、園芸作物の生産振興を図り、収益性の高い農産物の産地づくりが課題となっております。加工用トマトなどの契約栽培野菜の生産拡大やアスパラガスなどJA大北の推奨作物への取り組みを町としても農家懇談会等において説明、推進しているところで

ございます。推奨作物の面積拡大を図るため、産地交付金を10アール当たり5万円交付する政策を展開しております。

また、北安曇農業改良普及センターとJAとの合同でアスパラガス栽培セミナーの開催やアグリックスナガノでの経営試算による啓発、水田によるワイン用ブドウや飼料米の試験栽培への助成など、水稻プラス1に対する取り組みを支援しているところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） このところ、TPPの問題がちょっと棚上げというか、そんなような様相を呈していますので、ここら辺の問題が済むとは言いませんけれども、でも、そろそろ水稻ばかりじゃなくて、池田町もほかのもの、野菜に取り組んでいかなきゃいけないと思います。

その中で、私が思うには、やっぱりハウス栽培をすれば収益がずっと上がると。例えば1反歩、田んぼでしたら、今のところ10万円ぐらいな収入ですけれども、3畝のハウスで、例えばキュウリをつくれれば、40万円から50万円、大変ですけれども売上は上がります。作り方によってもそうですけれども。冬場ホウレンソウをつくれれば、それで10万円、それは片手間にやってもそのぐらいはとれるという実績がありますので、そんなところ、例えばハウスについて、何か補助政策といいますか、そういうことを補助して、その振興を進めていくというお考えは、町長ありますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 非常に今農業も多角化といいますか、そういう生産における多角化が行われておりまして、ハウスもその一つではないかと思えます。露地栽培はとにかく天候、気候に左右されますし、非常に不安定な要素を含んでおります。そういう意味ではハウス栽培というのは非常に効果を発揮するのではないかと思えます。この点については、私もなかなかここまで考えは及びませんでしたけれども、きょう御意見をいただきましたので、どんな支援策があるか、ハウス栽培をこれから広げていくことがいいのかどうか含めて大いに検討してまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ進めていただいで、今、池田町は水稻については非常に恵

まれていますけれども、野菜等々、果樹も含めて少しおこなっているような気がします。それから花についてもおこなっているような気がします。花とハーブの町という割には、花をつくらしている、生産をしている人たちが非常に少ないということもありますので、ぜひそのところを町長の手腕に期待しますので、そこら辺、積極的に進めていっていただきたいと思ひます。

そんなことで、私の質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で大出議員の質問は終了しました。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 4時20分

平成 28 年 6 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年6月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年6月16日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	大槻覚君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	住民課長	倉科昭二君
福祉課長	小田切隆君	保育課長	勝家健充君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
教育課長	藤澤宜治君	総務課長 総務係長	丸山光一君

事務局職員出席者

事務局長	大蔭奈美子君	事務局書記	綱島尚美君
------	--------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、吉澤監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただきたく、よろしく願いをいたします。

また、昨日、一般質問の中で私語が非常に耳ざわりな部分がありました。町長からも異例の発言がありましたので、議員の皆さん、ぜひ私語は慎んでいただきたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

一般質問

議長（那須博天君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

薄 井 孝 彦 君

議長（那須博天君） 7 番に、7 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） おはようございます。

7 番議員、薄井孝彦であります。

初めに、まず甕町長におかれましては、町長当選おめでとうございます。

本定例会、会議の冒頭での所信表明で述べられたように、これまで議員として温めてきた

町づくりの構想を具体的にあらわすため、ビジョン、施策を持って取り組みたいという言葉に大いに期待するものであります。町のリーダーとして副町長と力を合わせ、よりよい町づくりに実行力を発揮していただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

今回の一般質問のテーマは、あづみ野池田総合戦略の進め方についてと、防災対策の推進についての2点であります。まことにすみませんが、ちょっと質問が多くなってしまったので、簡潔なお答えをお願いいたします。

それでは、移ります。

町の調査によりますと、2016年4月1日の池田町の人口は1万人を切り、9,934人となりました。2015年12月に策定した池田町人口ビジョンに基づき、人口減を抑える施策であるあづみ野池田総合戦略、以後、総合戦略と略しますけれども、を効率的に進める必要があるかと思えます。あづみ野池田総合戦略の進め方についてお聞きします。

まず(1)、総合戦略の効率的な推進を図るため役場職員体制の整備をですが、総合戦略の効率的な推進を図るには役場職員体制の整備が必要と考えます。次の、を含め、町長の考えをお聞きします。

総合戦略を進める司令塔的組織を置くのか、また置くとするならば、どのような司令塔組織を考えているのかお聞きします。参考までに、昨年12月の定例会で舊議員、現町長ですけれども、その一般質問で、総合戦略を総合的に進めるため、サッカーの司令塔的部門が必要ではないかという質問に対し、当時の町長は、司令塔的な部門も含め、推進体制をつくると回答しております。

ですけれども、人口増を図るには、移住定住を効率的に進めるため、移住定住の窓口一本化をした組織が必要と考えます。飯島町の定住促進室、山ノ内町の移住定住推進室、小布施町の定住支援センターのような組織の立ち上げが必要と考えますが、いかがでしょう。

参考までに、昨年の9月定例会の私の一般質問で、定住促進を進めるには定住促進担当の職員配置が必要であり、地域おこし協力隊員も採用して取り組むべきではないかとの質問に対し、当時の町長は、本年度、定住促進を図る職員体制の整備を行う。地域おこし協力隊員の導入も検討すると回答しております。町長の考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 舊町長。

〔町長 舊 聖章君 登壇〕

町長（舊 聖章君） おはようございます。一般質問2日目、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの薄井孝彦議員の御質問にお答えをいたします。

1 番目でございますけれども、総合戦略推進のための組織の立ち上げをとの御質問でございます。

本総合戦略は、池田町第5次総合計画後期基本計画や実施計画との整合を図る中で、今後の池田町創生のため、しっかりと推進していかなければならないと考えております。その推進体制をどのようにするかということではありますが、総合戦略は各課にまたがる町全体の課題を包含しておりますので、横断的な体制が求められるところでありますし、私もまさに総合的に推進する体制が必要と考えるところであります。

そこで、行政組織全般を見直す中で固定的な部署を設置するか、あるいは仮称ではありますが、総合戦略推進会議などプロジェクトチームを設置し、その中心者を軸に専門的に取り組む体制をとるか十分検討してまいりたいと存じます。

2 点目でございますけれども、定住促進を図る職員体制の整備をとの御質問ですが、若者の定住促進を含めて子育て支援を総合的に扱う体制が必要ではないかと考えているところであります。何らかの形で専門的に扱える部門の設置を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 最初の総合戦略の進め方については、横断的な組織かプロジェクトチームを検討していきたいという答えだったかと思えます。やはりこれはちょっと非常に総合戦略の課題が多いものですから、私、ことしが初年度ということで、やはりきちっとした体制を整えることが必要じゃないかと思えます。そういう意味では、やはりプロジェクトチーム的なものをつくってやったほうが私はより深まるんじゃないかと思うんですよね。やっぱり、横断的な組織という形を見ますとちょっとぼやけちゃう感じもありますので、やはりプロジェクトチームをつくって、それで例えば地方創生推進会議というものを総合戦略をつくる時に庁内でつくりましたよね、そういったものも含めて、その前にプロジェクトチームというもので検討してかけていくという、そういう体制がいいんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

また、ちょっと今回、定住について、促進について何らかの形でということで、ちょっとはっきりしていない回答なんですけれども、前町長は本年度内に立ち上げるということをおっしゃっておりまして、やはりこれも人口が減っていく中で移住定住をやっぱり積極的に進めなけ

ればいけないというのが総合戦略の中身でありますので、それを進める体制というのがやはり具体的に、防災の関係は10月をめどに立ち上げるという、きのう回答をいただいたんですけども、現在、地域おこし協力隊を移住定住担当ということでインターネットで募集しております。その応募期間というのが6月24日となっておりますので、恐らく近々に応募があって採用せざるを得ないと思いますので、その人が来た場合、その係が明白ではないということはやっぱりまずいと思いますので、やはりこれもなるべく早目に、できれば2名体制、地域おこし協力隊員1人だけというんじゃまずいわけですから、それを担当する係、課長、係長級というのはお忙しいと思いますので、それを外した形での担当職員と地域おこし協力隊員で定住促進を進めるというような形で進められたらどうかと思いますけれども、町長、その辺いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 1番目につきましては、プロジェクトチームをとという御提案でありますけれども、あわせて十分に検討してまいりたいと思います。

2番目につきましては、定住促進のみではなくて、範囲がかなり広いものですから、1つの部門の中にそういう担当部署を置くということも考えられるかなと思います。これも十分精査しまして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 移住定住については、これから十分精査をしたいということでよろしいかと思うのですが、飯島町では人口が9,800人と池田町とほぼ匹敵するところですが、そこでは3名体制で推進室というものを設置してやっております。それから小布町でも3名体制、2名の職員と1名のコーディネーターを採用してやっております。飯島町は地域おこし協力隊員を採用してやっていますけれども、そういったような形で、対外的に移住定住を進めるにはそういう定住推進係と、あるいは推進室、どちらでもいいと思うんですけども、そういったものをはっきり設置して、移住定住の町の係はここなんだなということをややはり明確にする必要があると思います。それはホームページ上でも明確にする必要性もありますし、また役場の組織上も明確にする必要性もありますし、職場の外部、あるいは町民が行った場合、役場にこの移住定住の係だということを明示するような看板だとか、そういったものもつけていただいで進めていくことが必要じゃないかと思いますが、その辺も含めて、町長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 薄井議員のご提案、しっかりと受けとめさせていただきます。あわせて十分検討して進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） それでは、早目に具体的に進めていただきたいということを要望しまして、次に移ります。

(2)移住定住を進める施策を。

移住定住に役立つ町のホームページの更新をですが、移住定住の促進を図るには、町のホームページを移住定住の窓口になるように更新する必要があります。町は10月をめぐりに町のホームページの更新を行うとしています。飯島町、小海町、石川県穴水町のホームページでは「町民の暮らし（行政情報）」、それから「町の魅力・観光」、それから「移住定住相談の案内」「ふるさと納税」などの窓口に入りやすく工夫されております。町のホームページの更新についての町の考え、取り組みの現状なども含めてお聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、ただいま移住定住に役立つ町ホームページの更新をということで御質問をいただきました。

お答え申し上げます。

現在、町では10月を目途に町ホームページのリニューアルを進めております。ホームページの見やすさに加えまして情報伝達の即時性などを考慮する中で、各課からの直接配信を容易としますシステム構築をしているところでございます。

議員御指摘のホームページの入り口での見やすさという部分におきましては、重要ポイントでございます。ホームページは町の顔でもあり、誰もが容易に検索できるよう仕上げてまいりたいと考えております。特に、町の人口増対策におきましては、移住定住につながる情報ソースを確保しながら、常に新しい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度でありますけれども、移住定住者に向けて町の特色を紹介したパンフレットの作成を予定しております。具体的な相談を始める予定でございます。パンフレットにつきましては、各種助成制度、就業情報、それから子育て支援、生活環境等をまとめたものを予定しております。このパンフレットをホームページに掲載しながら発信することを現在

検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 非常にいい案だと思いますので、ぜひ積極的によろしくお願ひしたい
と思います。

次に、 移住定住された方への新たな助成制度の創設に向け検討をに移ります。

移住定住の促進を図るため、県内の自治体でも移住定住された方々にさまざまな助成制度
を実施しております。町では、町土地開発公社の若者定住住宅分譲地購入者には、中学生の
子供2人いる家族で、最大55万円を助成するすぐれた助成制度があります。しかし、それ以
外の移住定住者には助成措置がないのが現状であります。飯島町で実施しているような若者
定住補助金40歳未満10万円、40歳以上5万円を一律補助のような助成制度を参考に、若者定
住の増に向け、町に合った新たな助成制度を創設すべき時期に来ていると考えますが、町の
考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 移住定住者に新たな助成制度の創設をとの御質問でありますけれども、
先ほど、議員お話ありましたように、町では若者向け宅地分譲にはかなりの助成を行って
おります。現在、民間の宅地についても適用してはどうかとの意見も出ているところであり
ます。宅地分譲とは別に、さらなる助成制度が必要かどうか、これは本当に若者定住につな
がりますので、十分検討してまいりたいと思います。また、いい御提案ありましたらお聞かせ
いただければなと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 大北管内では、大町市が移住定住促進のために移住者に最高30万円の
助成制度を設けております。総合戦略でも2019年度までに定住移住等の新規区画分譲100億
円を出すというふうになっておりますので、目標達成のためには何らかの助成制度が私は必
要じゃないかなというふうに思います。これ、一応いつまでに検討するのか、その辺のとこ
ろをちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麿 聖章君） 6月定例会終わりました、いよいよ私の掲げたいような政策について着手をしてみたいと思っております。

この件につきましては、子育て支援同様、今年度中にも検討いたしまして、新年度からの体制がとればというふうに考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ早目にお願いをしたいということを申し上げまして、次に移ります。

(3)花とハーブの里づくりの推進で町への誘客増をについてですけれども、総合戦略ではハーブセンターを花とハーブの里づくりの核となる拠点施設と位置づけ、重要業績評価指標（KPI）でハーブセンターの利用者延べ数を2013年の約26万人から、2019年に32万人にするとしております。国はKPIの達成度も勘案し、総合戦略の予算を交付するとしており、指標達成に町は努めなければならないかと考えます。以上の観点から、町の考えをお聞きします。

まず、ハーブ園の鑑賞コースのリニューアルとハーブ専門家の雇用によりハーブセンターへの利用者増をですが、ハーブセンターの利用者をふやすには、雨天でも来客が見て楽しめるハーブ園にする必要があります。それにはガラス温室を含めたハーブの鑑賞コースのリニューアルが必要と考えます。また、ハーブの専門家が鑑賞コースの説明、ハーブガイドを行い、ハーブの栽培や利用方法に関する相談に乗ることなどもハーブセンターの利用者をふやすことにつながると考えます。KPI達成のためにも、ガラス温室を含め早期の鑑賞コースのリニューアルとハーブ専門家の雇用が求められると考えます。町の考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、花とハーブの里づくりの推進で誘客増をということの1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

ハーブセンターの鑑賞園のリニューアルにつきましては、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、今年度で終了してみたいと考えております。その後、さらなる誘客増を図るため、ガラス温室の充実を中心に指定管理者とともに検討をしてみたいです。鑑賞園リニューアル後は、花とハーブに精通した専門知識を有する統括管理者を配置する必要があると考えておりますので、今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 一応、外の工事については本年度で完了と、それはいいと思います。ただ、やはり雨天の場合のことを考えますと、中も含めた鑑賞コースのリニューアルというのが必要と思いますので、来年度この加速化交付金を使ってその辺をやるような、そういう予算の組み立てをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、花の総合戦略でも、花とハーブの里づくりを積極的に進めるということで、その核になるのがハーブセンターだというふうに位置づけられておりますので、今、統括責任者という形を設置するんだというふうに、非常に結構なことだと思いますけれども、ただ、それもなるべく早目に設置して、後のリブランディング事業との関係も出てまいります、リブランディング事業にも参加していただくためにも、早目に雇用をしていただいたほうがいいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 専門家の雇用につきましては、本年ハーブセンター周辺含めまして指定管理となっております。今後、この指定管理の中での雇用、また町単独での雇用、いずれを選択していくかということをお早急に検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） わかりました。その辺はいいと思うんですけども、いわゆる内部、ガラス温室の中の整備というものをぜひ来年度予算化に上げていただきたいんですけども、その辺はどうですか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） すみません、1点落としてしまいました。

ガラス温室につきましても、再度見直しが必要ということは十分認識をしておるところでございます。地方創生事業、29年度に向けても導入をしてみたいというふうに考えておりますので、今後のまたスケジュール的なものを再度組み直して申請をしていければと考えておるところでございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） ぜひ29年度も引き続いて、ガラス温室も含めたハーブ園の改修というものを検討していただきたいということを要望しまして、次の に移ります。

町を花とハーブで彩るため、町・町民ボランティア・専門家から成る推進組織の立ち上げをについてですけれども、総合戦略でも述べているように、町全体を花とハーブで彩り、訪れた人が花とハーブの里が感じられるように風景を変える、修景をするということが町へのお客をふやすことになると考えます。総合戦略の中でも、町全体を花とハーブで彩る修景を2019年までに4カ所つくるというふうになっております。それをどのように進めるのか、町の考え方をお聞きします。

また、花とハーブの里づくりや修景を進めるには、町・町民ボランティア・専門家から成る推進組織、仮称・花とハーブの里づくり実行委員会の立ち上げも必要と考えます。この点も含めて町の考え方をお聞きします。

参考までに、私として花とハーブの里にするには、1つは、池田町に合った花とハーブの里の基本理念、基調となる色と香り、花とハーブは何なのか、そういったものを具体的に定める必要があると思いますし、また総合戦略では健康の保持・増進につながる薬香ハーブの普及を図るとなっていますけれども、それが一体具体的に何なのかということもはっきりさせる必要があると思います。それから、修景というものをどこに何を植えるのか、そういったことも具体的にはっきりさせる必要、修景デザインというのもはっきりさせる必要もあると思います。

それから、それを推進する組織としての町民ボランティア組織も必要と思います。そういったようなことを、また町民が花とハーブで何を具体的に育て楽しむのかという、そういうことも具体的に明らかにすることも必要になると思います。そういったことを総合的に進めるためにも、そういう実行委員会というものを立ち上げる必要があるんじゃないかというふうに思います。

また、兵庫県小野市では、色と香りのまちづくりを基本理念に、花とハーブで市を彩るいわゆる植栽計画を立てて、育苗・植栽に市と市民と専門家が力を合わせて取り組んでおりますけれども、こういった取り組みは非常に参考になると思います。同市への見学ツアーとか取り組みについて、来て話をさせていただく講演会を開くとか、そういったようなこともあわせて必要じゃないかと思います。町の考え方をあわせてお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、修景と推進組織の立ち上げについてという御質問でございます。

組織につきましては、昨年から始めました花とハーブの里リブランディング事業でもハーブ園リニューアルについてワークショップを開催し、多くの町民の御意見をいただいたところでございます。また、本年5月28日に地域おこし協力隊の発案によりまして、まかないシェアハーブガーデン事業にも多くの町民の方に参加をいただきました。花とハーブに興味関心がある方が多くいてくださることを実感をしたところでございます。

組織、また修景につきましては、現在各自治会にある花の里づくり推進協議会と一体となって池田町を花とハーブで彩るように、行政と一緒に協議検討していただける組織の立ち上げにつきましては必要であると考えております。また町民向けイベントの中で、町民が家庭で花とハーブを育て楽しめる講座等も開催し、現在実施しております花の苗代助成を有効に活用し、池田町が花とハーブで彩られ、美しい町となるよう、総合戦略の具体化に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 先日の議員協で、ヘルスツーリズム事業研究推進委員会というものを立ち上げてやるという説明がありました。私としましては、このヘルスツーリズム、これは花とハーブの里にすることとほぼ同じというふうに私は考えますので、いろんな組織を立ち上げてごちゃごちゃしてしまいますので、このヘルスツーリズム事業研究推進委員会の中に、例えば池田町の花とハーブの里の基本理念だとか、どんな花を植えるのかとかいった、そういうこと、戦略ですね、そういったものだとか、町民が健康保持増進につながる薬香ハーブとは何かとか、そういったようなことを検討していただいて、それで町民ボランティアの力もかりて進めたらどうかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） すみません、先ほど私、2点目の質問を落としてしまって申しわけございませんでした。

小野市への視察、または講演会の開催ということで、私も6年ほど前に1回、小野市さんのほうにお邪魔させていただいたところでございます。議員お話しのとおり、市民の皆さん

が花とハーブの苗おこしから公共施設への植えつけ、水くれの管理まで積極的に行っていたという印象が深く残っております。この視察、講演会等につきましても、議員御指摘のように花とハーブの里リブランディング事業、またハーバルヘルスツーリズムの研究組織を立ち上げるということがございますので、それとあわせて、そちらの事業の中での実施というものをあわせて検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、そういう線でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ヘルスツーリズム研究推進委員会ですか、そのことについてもう少し具体的に考え方をお聞きしたいと思いますけれども、この構成ですね、これは官民一体の組織として立ち上げるんだというふうに説明がありました。具体的にどんな団体を考えておられるのか、またいつごろまでに立ち上げて、事務局はどこに置くのか、私は月1回ぐらいは当面会議を開いて、先ほど申し上げました基本理念とか、あるいは普及するハーブ、植栽するハーブ、どこに植えるのかとか、そういったことを戦略を定めるためにも、月1回ぐらいはやはり会議を開いて具体化していく必要があると思ひますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今、こちらのほうにつきましては、交付決定をいただいた後に立ち上げをしまひたいというふうに考えておるところでございます。

構成員等につきましては、ハーブ等の生産団体、これ民間も含めます。それと、ハーブセンターを中心とする団体、そしてあづみ病院さん等も含めた中で、そして町民代表というところで組織を構成できればというふうに思っております。

ハーバルヘルスツーリズムにつきましては、池田町に来て、心身ともに健康になっていただくということも目標でございますけれども、この地域内での循環ということも考えまして、宿泊施設等についてはさきの質問にもございましたけれども、非常に限られてまひります。今、とりあえず最初の段階では、ピオホテルに認定をされております八寿恵荘さんを中心に宿泊をしていただいて、池田町のそれぞれの施設で体験もしていただき、ストレスチェック等も行っていくということ考えております。今のところ、3月7日に東京でイベントを打ちましたけれども、その段階で日本通運さんの健康保険組合さんのほうからいいお話をいただいております、先日も視察に見えていただいてございます。何とかモデルのツアーが組めればというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 推進委員会の構成につきましては、ぜひ地域おこし協力隊員だとか、あるいは花とハーブ専門家、それから植栽ボランティア組織を立ち上げていただけるということですので、その代表だとか、それから議会も含めてぜひ構成をしていただければというふうに思います。

ちょっと町長さんに伺いたいと思いますけれども、町長は美しい町づくりを公約を上げていますけれども、その美しい町づくりの中に花とハーブの里づくりと、これも入るというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先日は、銀座NAGANOというところに行ってまいりました。池田町という知名度、イメージは何かなというと、やっぱり花とハーブなんですね。この花とハーブという名称、またイメージというのは、本当に広がって、知っている人は知っているんですけども、池田町のイメージとして定着していると考えております。そういう意味では十分この事業を進めていく必要があると思いますし、当然、花とハーブでこの町を美しく整えていくと、そういうことももちろん私の方針の1つに当然入っているところでございますので、大いに力を注いでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 力強い言葉をいただき、ありがとうございました。ぜひその線でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

4番目、クラフトパークのリニューアル・機能拡充への具体的計画の早期策定をですが、総合戦略ではクラフトパークを滞在・交流の拠点と位置づけ、ハーブを利用した入浴施設や地元農産物の直売所などにより長く楽しめるリニューアルや機能拡充を行うとしています。また、KPIとして、美術館・クラフトパークの利用者を2013年4.5万人から2019年5.6万人にするとしています。

昨年12月の定例会での私の一般質問に対し、町はクラフトパークの利用方法・機能拡充に

については、クラフトパーク検討委員会で検討し、クラフトパーク応援団、町民ワークショップなどでさらに検討し、方針を決めるとしました。

K P I 実現のためにも、早期の計画の練り上げが必要と思います。そのためのタイムスケジュールについて、町の考え方をお聞きします。

また、検討の際の視点としては、1つはクラフトパークをつくったときのもともとの考え方、発想ですね、そういったものと、それから総合戦略を進める中で、クラフトパークでこんな機能があったらいいというような具体的なアイデアが出ておりますので、例えば公園は斜面を利用した滑り台を設けるとか、雨天でも子供が遊べる場を設けるとか、花とハーブの咲く公園にするとか、創造館についてはハーブを利用した温泉保養施設にするとか、クラフトパーク作家が自由に使える工芸室を設けるとか、さまざまなアイデアが出ていますけれども、そういったものの費用対効果、そういったことを含めて検討していく必要があると思いますけれども、その辺について町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） お疲れさまでございます。

それでは、ただいまの御質問でございますけれども、議員御質問のリニューアル機能拡充への具体的計画という表現をされておりますけれども、現在、私どもといたしましては、クラフトパーク振興計画というふうに位置づけをしまして取り組んでいるところでございます。

御質問のスケジュールについてであります。昨年度のクラフトパーク運営委員会におきまして、総合戦略の内容とクラフトパークのその中での位置づけについて説明をし、今後具体的な検討をしていただくということになっております。議員御質問の中で、クラフトパーク検討委員会とございましたけれども、これにつきましてはクラフトパーク運営委員会ということをお願いをしたいと思います。

それから、クラフトパーク応援団の普及拡大、町の皆さんを対象としたワークショップの開催につきましては、実施をしていく予定であります。また新池田学問所にありますみらい塾でございますが、そちらにおきましても町の若い皆さんから検討いただく予定であります。現在、検討を進めているところでございますが、以前に御説明をいたしました、この計画の策定を担当する地域おこし協力隊につきましては、昨年度より募集をしているところでございますが、まだ採用に至らないというような状況でございます、その後につきましては、タイムロスが多少出ているかなというような状況でございます。

総合戦略におきまして、クラフトパークの位置づけから他の施設の展開に大きな影響があ

る、要はリンクする部分がたくさんございますので、議員御指摘のとおり、早期に計画の策定が必要ということで考えているところでございます。

続きまして、クラフトパークの竣工時の考え方とあるべき姿という御質問でございます。あづみ野池田クラフトパークにつきましては、平成2年の計画決定から工事を経まして、平成11年度に竣工したところでございます。その考え方でございますけれども、美術館、創造館など教育文化、スポーツ、娯楽施設などにより住民の安らぎの場、創作学習など自主活動の拠点として芸術文化の質の向上、交流の場として当町の最大の財産であります北アルプス、安曇野田園風景を一望できる場所に設置をされました。したがいまして、あるべき姿ということでございますが、ただいまの要件を満たしている、それらの条件を備えた施設であるということであるかと考えております。

それから、クラフトパークで新たに考えられる機能、具体策、アイデアの費用対効果の関係でございます。具体策、アイデアの例としてお示しをいただきましたが、町の皆様方よりいただいた貴重なものということで認識をしております。ほかにも多数の御意見をいただいておりますので、費用対効果も十分考慮しまして、あわせて検討してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

以上であります。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ちょっと時間の関係がありますので、なるべく早目に、今年度内に方向性を出せるようにやっていただきたいなということを要望しまして、次に移ります。

防災対策の推進ですけれども、熊本地震では今までとは質の異なる地震が発生しまして、大きな被害をもたらしております。被災された方々にお見舞いを申し上げます。本年4月20日の「週刊新潮」では、熊本地震の次に危ない活断層ワーストワンは、糸魚川静岡構造線断層帯だと。これは特に安曇野市から諏訪湖周辺が危なくて、今後30年以内に地震発生する確率は最大で30%であるとしております。

つい先日の6月10日に国の地震調査委員会が今後30年以内に震度6弱以上に見舞われる確率を示す全国地震動予想地図2016年版を発表しました。信濃毎日新聞によりますと、前回の14年度版に比べて、全国で最も地震発生率が上がったのは安曇野市の明科で、10.4%上昇して29.5%になったとしております。私もインターネットで2016年全国地震動予想地図で池田町を見てみたんですけれども、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、池

田町南部地域も明科と同じ色になっておるわけです。地震発生確率26%から100%の色。実際は29.5%ということだと思いますけれども、そういうふう到现在新たになったわけでございます。すなわち、池田町も地震に見舞われる確率が非常に増したということで、いつ地震が起きて行政として対応できる準備と、それから被害を少なくするための事前の対策、すなわち減災対策が求められているんじゃないかと思います。

それで、町の考え方をお聞きします。

まず、第1の神城断層地震の体感震度アンケート調査結果に基づく防災講演会の開催についてですけれども、信州大学では神城断層地震について、池田町での体感震度アンケート調査を実施しております。同じ調査は大町市でも行われており、本年1月23日に、大町市では信州大学の山岳科学研究所特任教授の小坂先生を迎えて、大町市での体感震度アンケート調査結果をもとに、「神城断層地震を機に災害に備える」と題する防災講演会を開催しました。私も参加しましたが、大変有意義な講演会でありました。当町でも、町民を対象にした防災に対する意識啓発を図るため、体感震度アンケート結果に基づく防災講演会を開催していただけないでしょうか。また、町でその結果の概要を町のホームページで公表していただけないでしょうか。町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 丸山総務係長。

総務課総務係長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、薄井議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

年々、町民の防災に対する意識が高まっている中で、防災に関しての講演会を行うことは意識啓発を含め、必要であると考えています。昨年は、自主防災会議において、神城断層地震で、当時、区長として体験対応された方を講師としてお招きし、講演会を行ったわけですが、とても参考になるお話でありましたので、多くの皆様がいる場での講演会とすればよかったと思っております。御提案いただいている講演会につきましても、今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

体感震度のアンケート調査結果による概要につきましては、作成された方に相談させていただき、了解がとれた上で町民にわかりやすい形の簡易的なものができましたならば、後日、町のホームページでごらんいただけるようにしたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、防災の講演会につきましては、公民館のほうと連携をとってやっていただきたいなというふうに思います。

それから、体感震度アンケート調査結果につきましても、解説を加えましてホームページで公表をしていただきたいなと思います。

次に移ります。

(2)住宅倒壊による圧死を防ぐ対策を。 町の住宅耐震化率の把握を。

長野県によると、北部糸魚川静岡構造線地震が発生した場合、町の被害想定はマグニチュード8、最大震度7の地震が起き、全半壊の戸数約5,000軒、死者57人、避難者約5,300人としています。死者57人は住宅倒壊によるものが大きく、住宅の耐震化が求められてると思います。国は住宅・土地統計調査に基づき、2013年の住宅耐震化率を約82%とし、2015年までに耐震化率を90%、2020年までに95%とする目標を掲げております。町の住宅耐震化率はどの程度か、町の把握状況をお聞きします。

1981年、昭和56年の新耐震基準以前の建物の分布状況を町で把握することは、防災対策を立てる意味からも重要だと考えます。住宅耐震化率を把握し、新耐震基準以前の建物の分布図を作成していただきたいと思いますが、町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 丸山総務係長。

総務課総務係長（丸山光一君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

町の住宅の耐震化率につきましては、平成25年に行われた公的な調査、住宅統計調査では、略算で75.5%と推測しております。ただし、全戸調査をしたわけではなく、一定の戸数を抽出した中で、耐震化ができている住宅の戸数をもとに案分し耐震化率を出していますので、実際の数値は多少前後するかと思われます。

薄井議員のおっしゃるとおり、耐震基準を満たしている建物の分布状況を把握することは、防災のほか火災、救助という観点からも大事なことであると思いますし、特に住宅密集地ではより必要になるのではないかと考えます。耐震化の状況は、単純に建築年度を基準に判断するのであれば、課税台帳等より確認できるかと思いますし、分布図につきましては、地図情報システムに反映できることが理想であると思います。町の地図情報システムを今後さらに活用できるよう、どのように更新するか、どのようなものを反映していくのか検討していく時期に来ているかと思われますので、費用面も考慮しながら、分布図の作成及びシステムへの搭載について検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひそういう方向で、地図情報システムに反映できるような形でつくっていただいて、それを自治防災会と一緒に具体的にどこが危険なのか、そういうことを把握して、防災対策に役立てるといような形に使っていただければというふうになればいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

避難用のシェルターや耐震ベッドの購入補助制度の創設をですけれども、国は、住宅の耐震化が行われていない場合の住宅倒壊による乳幼児や高齢者の圧死を回避する対策として、避難用シェルターや耐震ベッドなどの安全空間を確保することを推奨しております。最近、25万円（税抜き、施工費を含む）程度で購入できる避難シェルターも発売され、購入実績も出てきております。

シェルターや耐震ベッドの購入補助制度は、東京や東海方面の多くの自治体でつくられております。県内でも松本市、茅野市、諏訪市で補助制度が実施されております。補助内容としましては、購入費の2分の1補助、最高20万円から30万円までの補助です。住宅耐震化の推進がなかなか費用面もあり困難な中、町民の命を守る観点から、町も耐震シェルターや耐震ベッドの購入補助制度の導入に向けての検討も必要と思いますが、町の考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 丸山総務係長。

総務課総務係長（丸山光一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

熊本の地震のように大きな地震が起こった場合、住宅の倒壊が当然心配されるわけですが、そのような状況の中で、住宅の一部が危険を回避できる安全な場所としてあれば大変望ましいことであると思います。住宅における避難用シェルター等につきましては、寝室自体の強度を上げてシェルターとするもの、あるいは押し入れをシェルターとするものなど多様な形で発売されている状況であります。住宅の密集地、耐震化ができていない住宅において危険回避のための有効な手段であると思います。

町が補助制度を導入することにつきましては財政的な面もございますので、シェルター自体について、また補助制度を導入している自治体の状況を把握し考えさせていただきたいと思ひます。

なお、住宅の新築・改築耐震化などを考えている方には、安全面においてこのような方法

もあることをお知らせすることはあってよいのではないかと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 町も非常にお金がかかる時期に来ておりますので、今すぐにとは言いませんけれども、やはり今、そういう方法もあるということを知らせていただくということは非常に重要なことだと思いますので、ぜひその辺を知らせていただければと思います。

次に移ります。

(3)防災対策を早急に進めるため、本年度、必要な措置をですけれども、災害がいつ起きても対応できるよう準備をしておくことが肝要です。土砂災害時避難勧告発令基準の設定、避難所収容人員の見直し、避難所運営協議会の立ち上げ、応急仮設住宅建設候補地の選定、業務継続計画の策定など防災対策の基本を早期につくり上げる必要があると思います。そのために本年度、次の3点の施策がとれないか、町長の考え方をお聞きします。

まず、町防災担当職員の防災士資格取得に向け指導をですが、防災に対する国の制度も変化しており、町防災担当職員が防災についての体系的知識を身につけることが求められます。日本防災士機構の実施する防災士資格取得はそのよき学習の機会と考えます。本年度、町防災担当職員が防災士資格取得に向け、町長として指導をしてほしいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

参考までに、昨年の12月の私の一般質問に対して町は、町職員などを対象に資格取得を検討したい、また地域防災力向上のために防災士取得を町職員対象に消防団幹部にも呼びかけたいと回答しております。近隣の大学での防災士養成講座9月19日、20日開催を利用すれば低い費用でも取得できます。町長の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 町防災担当職員の防災士資格取得に向けて指導をという御質問でございますけれども、近年の自然災害は脅威となっており、特に地震災害は予測が難しく、甚大な被害をもたらす状況であります。また本年6月10日、国立研究開発法人防災科学技術研究所から発表されました「全国地震動予測地図2016版」におきまして、当地域の一部で被害確率が上昇したところでもあります。私としましては、防災強化の意味で防災担当職員として専門性を持った職員配置も必要と考えます。組織の見直しの中で防災士の資格取得につきましては前向きに検討させていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ取っていただくようお願いしたいということを申し上げまして、次に移ります。

池田町防災会議の専門委員の任命を。

土砂災害時避難勧告発令基準の設定、避難所対策、業務継続計画などを策定するには、町防災担当職員が専門家と相談できるようにすることが必要であります。この方法として、池田町防災会議条例第4条に規定している専門委員、学識経験者などなんですけれども、任命できないか、町長の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 池田町防災会議専門委員の任命をということの御質問であります。防災に関する計画、対策などを策定する際に、それぞれの分野で精通している専門の方の意見をいただいたり、相談させていただくことは必要であると考えます。池田町防災会議条例第4条では、防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができ、専門委員については関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命するとうたわれております。よって、専門的な事項を調査させる必要がある場合は任命することになります。

また、同条例第3条第5項では、通常の委員についてどのような方を充てるのかうたわれていますが、そのうち第3条第5項第11号では、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者となっており、池田町地域防災計画を作成し、その実施を推進することや、町長の諮問に応じて町の地域に係わる防災に関する重要事項の審議、またこれらの重要事項に関して、町長に意見を述べるための役割を果たしていただくこととなります。このことから、防災会議がそのとき必要としている目的によって学識経験者の任命を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、町長の判断でできるということだと思いますので、今、先ほど申し上げましたような避難勧告発令基準の設定だとか、そういったことはやはり専門家の意

見を聞いてやったほうが私はいいと思いますので、ぜひこれは発令していただいて、一緒にともども研究し策定していくというようなことで、ぜひ発令していただきたいと思いますが、町長、もう一回いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 当然、なかなか難しい部分でありますけれども、大いに専門的なそういう御意見を伺って取り組んでまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ任命していただくことをお願いしまして、次に移ります。

総務課内に防災係の担当の設置をですけれども、県内には飯綱町の管理防災係、富士見町の防災危機管理係、御代田町の防災情報係のように総務課内に防災担当係を設置している自治体があります。町でも、防災対策の早急な推進を図るため、本年度、総務課内に防災担当係を設置したらどうかと考えます。町長の考え方をお聞きします。きのうの矢口稔議員の質問で、10月をめどに防災の担当の係を置くというふうに説明されましたけれども、それも含めて回答をお願いいたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 防災担当係の設置をという御質問でありますけれども、昨日の矢口稔議員の御質問にもお答えしたところでありますが、近年、災害が多発する中、社会的にも防災意識が高まり、それに伴う法改正も行われ、庁舎内の業務も煩雑をきわめてきているところであります。前任者からも防災にかかわる職員体制の整備をするとの答弁がありましたので、何らかの形で担当部署を設けてまいりたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ係というような形で、できれば2名体制、消防のほうと防災のほうと2つに分けて、それぞれが担当できるような形にしていただければと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 今、そんな方向で考えているところでありますので、よろしくお願

いたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） よろしく願いいたします。

町長も述べられましたように、九州、熊本の地震で非常に防災に対する、いつ地震が起きてもいいように準備をしなければいけないということだと思います。先ほど防災講演会について検討したいというようなお答えでありましたけれども、これはぜひ今年度やっていただきたいなと思いますけれども、その辺について、町長の考え方をお聞きます。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私もできればということで、今お答えをさせていただきますが、日程等、また準備等いろいろ調べる中で、実施に向かって取り組んでまいりたいと思います。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ実施していただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で薄井議員の質問は終了しました。

服 部 久 子 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

8番に、8番の服部久子議員。

服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） おはようございます。

8番の服部です。甕町長さん、またよろしく願いいたします。

町長の基本姿勢をまず問うことにしたいと思います。

安倍首相は、来年予定しておりました消費税増税を2年半延期すると表明いたしました。伊勢志摩サミットで安倍首相は、世界の経済危機を消費税増税延期の理由にしようと試みま

したが、他の首脳から異論を唱えられ否定されました。安倍内閣のもと、アベノミクスで富裕層や大企業だけが潤い、私たちの暮らしは一向に改善する気配がありません。国は、消費税を増税しないことを理由に、既に社会保障の切り下げを言い出しています。地方自治体は直接住民の生活に責任を負っています。暮らしの問題や平和の問題などが山積しています。必然的に町政に影響があり、町長に町の行政への基本姿勢をお尋ねいたします。

まず、池田町は非核宣言都市の町です。また平和市長会議に加盟しています。先日は、広島に史上初めて核爆弾を落としたアメリカのオバマ大統領が訪問し、世界に非核を訴えました。非核宣言都市として町で平和への取り組みを考えておられますか、お聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの服部久子議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

平和宣言都市とうたわれているということで、平和への取り組みはということの御質問であります。池田町は議員御指摘のとおり、非核宣言都市の町としてうたっておりますが、非核宣言はもちろんのこと、平和に対する取り組みも大いに進めてまいりたいと思っております。町ではその具体的な取り組みとして、昨年8月6日、広島市平和記念祭に中学生4名、職員2名参加し、大いに平和意識を高められたところであります。ここで、せっかくの機会でありますので、その中学生の作文を御紹介してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

「今、僕たちができること」ということで、矢口さんという中学生でございます。「僕は8月5日、6日と広島へ行き、広島市原爆死没者慰霊式と平和記念式に参加しました。式典がある前日に、原爆ドームや平和記念資料館、平和の鐘を間近で見ました。原爆ドームにはまだ焦げたところや瓦れきが落ちていました。また周りにはたくさんのビルがあり、70年前、実際にここで原爆が落とされたとはとても信じられなかった。平和記念資料館では、被爆者の遺品や落とされた原爆の模型を見ました。中でも驚いたのは、皮膚がどろどろに溶けた被爆者の写真です。その写真を見て原爆の恐ろしさを目の当たりにしました。多くの建物、自然、そして命を奪った原爆はあってはならないものです。しかし、世界にはいまだに1万5,000発を超える核兵器が存在しています。核兵器が存在する限り、いつ誰が被爆者になるかわかりません。一たび発生した被害は国境を越え、無差別に広がります。自分たちに全く関係のない問題ではありません。みずからの問題として真剣に考えてください。当日、式典

が始まる1時間前くらいから多くの方が慰霊碑で参拝をしていました。式典が始まり、8時15分に黙禱をしました。そして、広島市長の平和宣言を聞きました。宣言には何度も「核兵器廃絶」という言葉が使われていました。僕は、国籍や民族、宗教、言語などの違いを乗り越え、ともに生きるために核兵器をなくさないといけないと思いました。僕たち中学生が政治を動かせるわけではありません。今、僕たちがしなければならないことは、広島、長崎で起きた事実を知ろうと思い、知ったことを先へつないでいくこと、それが未来を担う僕たちの役割だと思います。」このような感想文を寄せられました。

大変、この視察が中学生に訴えたものは大きかったものだろうと思ひまして、1つの成果と感じているところであります。今年度も引き続き実施する予定であります。また小・中学校の授業の平和教育の中で戦争体験者の話を聞くなど、生徒の取り組みも行われております。民間活動では、「上原良司の碑」の設置につきまして支援しましたり、一昨年は広島から贈られました「被爆の木」の苗木を植樹するなどの取り組みも行ったところであります。

新たな取り組みとの御質問ですが、私は次代を担う子供たちの学校教育の中での取り組みが大変重要だと考えておりますので、平和教育という点でさらに深めてまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 子供たちにとっては非常に衝撃的で、またその子供たちの一生にずっと残るよい体験だったと思います。ぜひそれをずっと続けていただいて、それで子供たちの報告会というのは多分中学校でされたと思うんですが、公民館なんかで8月などに、夏休みなんかにしていただければ、より一層子供たちも励みになる。保護者にもいい体験をしたんだなということも、町民の方にも知っていただくことができるんじゃないでしょうか。ぜひよろしく願いいたします。

次に、安倍首相は、夏の参院選挙の争点は経済対策だと言っておりますが、先日閉会した国会開会中に、憲法改正を任期中に果たしたいと述べております。安倍首相の本心は、与党が3分の2以上の議席を確保して憲法を変えることです。町長は現憲法を変える必要があるとお考えでしょうか、お聞きいたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 現憲法を変える必要があると考えるかとの御質問ですが、今回の夏の

参議院選挙の争点にもなると言われておりますけれども、憲法改正というのは国民にとって国の将来を決める大変重要なテーマであります。国民全体で大いに議論して方向を定めるべきと考えております。

御質問の内容は、町村の一般質問にはなじまないのではないかと考えますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 日本国憲法は、きょう生まれた新生児から御高齢の方まで一人一人が関係してくる大事な憲法です。それで、各自治体の首長が一般答弁では、それでは似合わないというのはやはりちょっとおかしいんじゃないでしょうか。一番のトップですので、トップの方が憲法に対しての姿勢をしっかりと持っていたかかないと、これからの行政を担っていただくときには、ちょっと町民の方はどうなのかなというふうに思われると思うんです。

さらに聞きたいと思えます。

憲法99条は、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官など公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負うとあっておりますが、安倍首相はこれを無視して、2014年に防衛装備移転三原則と集団的自衛権の行使容認を閣議決定いたしました。このような重大なことを国会で議論しないで強引に進めていくやり方について、町長はどのようにお考えでしょうか、具体的にお聞きいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ちょっと、内容が通告にないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 通告にないですけれども、これは憲法を、安倍首相が勝手に解釈してこの防衛装備移転と、それから集団的自衛権行使容認を閣議決定したということでお聞きしました。

議長（那須博天君） 服部議員、一応、通告にない部分は行政側が答えられませんというのが今の回答だと解釈していただきたいと思えますので、お願いいたします。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） はい、じゃ次、言います。

安保関連法が昨年 9 月に採決され、ことし 3 月から施行されました。大多数の憲法学者が

安保法は憲法を無視していると指摘し、若者や子育て中のママさん、戦争体験した高齢者など多くの方は、この法律は戦争への道を広げるものと反対いたしております。町長の考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 安保関連法案は違憲であり、戦争への道を開くものであるとの御指摘であります。我が国はさきの大戦により大変な惨禍を受けました。二度と繰り返してはならないと、国民の心に深く刻まれております。私も決して戦争は起こしてはならないとたく信じているところでありますけれども、御質問の内容はさきの質問と同様、お答えを差し控えさせていただきます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 自民党は、自民の改憲草案に緊急事態条項を新設する方針を出しています。それによると、首相が緊急事態を宣言したとき、内閣は法律と同じ効力の政令を制定できるとの規定があり、国の指示に何人も従わなければならないとあります。そうすると、国会で審議をせず、内閣だけで決定し事態が進んでいくこととなります。自民党は災害対策のためと言っておりますが、先日の新聞報道で、共同通信社が東日本大震災の被災 3 県の知事と市町村を対象にアンケート調査をした結果が載っておりました。その結果では、3 県の知事と大多数の市町村の首長がアンケート調査に答えておりましたが、緊急事態条項がなかったために救出、避難などに支障が出たことはなかったと回答し、また条項を新設するより既存法令の改善を求めたいという記事が掲載してありました。

自民党が緊急事態条項を憲法に入れようとしている狙いは、憲法改正の突破口にしようとしていることです。この条項が宣言されると政府の権力が肥大化し、国民の権利が制限され、憲法停止の状況が生まれ、かつてのドイツのような状況に陥る危険があります。町長のお考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 緊急事態条項についての考えはとの御質問ですが、これは憲法改正にもかかわる問題でもありますので、国民の幅広い議論を経た上で十分なコンセンサスが必要であると考えております。さきの質問同様と考えますので、お答えは差し控えさせていただきます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 首長として、憲法について、それから私たちが関係してくるこういう今の政権が考えている一人一人にかかわってくる条項について、考えを持たないというのは非常に問題があると思います。今後、ぜひ甕町長の意見を聞かせていただければなと思います。

では、次に進みます。

町長は、公約の第 1 に、人口減少、少子化に歯どめをかける政策を述べられております。特に子育て支援について、保育料の無料化を挙げておられますが、昨日の矢口新平議員に対する回答で、町長は平成29年度から第三子の保育料の無料化の方針を出されましたので、よろしく願いいたします。

その次に移ります。

健康で長生き、福祉の町づくりを公約されております。介護保険制度が変わり、自助、互助が強調され、高い保険料を負担しても要支援者が保険から外され、介護度 3 以上でないと養護施設に入りづらくなりました。今後ますます施設への待機者がふえる見込みです。介護の負担が家族に大きくなってきました。前町長時に介護慰労金を介護者に支給するとなりました。変わりはないでしょうか、お聞きいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 介護慰労金に対する御質問ですが、前任者の方針どおり、現在、支給する方向で準備を進めております。9 月補正で計上する予定であります。支給額は 5 万円とし、支給対象者は身障者の方 25 人、要介護 4 の方 33 人、要介護 5 の方 30 人で計 88 人、総額 440 万円となります。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） よろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてお聞きいたします。

将来を担う若い世代が今、大変生きにくい世の中になっております。非正規雇用は 40% を超え、結婚して家庭を築こうという思いが持ちにくい社会になっています。実質賃金は 5 年連続のマイナスで 5% の落ち込み、その影響で日本経済の 6 割を占める個人消費が 2 年連続のマイナスとなっています。安倍首相は、社会保障の財源に消費税増税を充てていまして、

消費税の増税を再延長したその日に社会保障の引き下げを言い出しました。私たちの暮らしが大変なのに、これ以上暮らしを応援する財源を出し惜しみすることは、より一層景気を冷え込ませることになり本末転倒です。その反対に法人税は下げ、軍事費は過去最高の5兆円を超えております。お金の使い方を変え国民の暮らしを支え、安心して生活できる社会をつくるのが行政の務めだと思います。

そこで、お聞きいたします。町の就学援助項目は今6項目です。2010年に国はPTA会費、クラブ活動費、生徒会費の3項目を追加いたしました。子育て支援充実のため、町は追加する考えはありませんか、お聞きします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問でございます。

現在の町の就学援助費でございますが、年間で約800万円というような状況となっております。それに加えて対象者数、それから金額、ここ数年増加傾向にあるところでございます。支援項目の選択につきましては、町が判断をするということになってございます。当町におきましては、当面につきましては町の財政状況、それから国・県、近隣市町村の状況から、現在のところは実施する予定がございませんので、お願いをいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今、就学援助がどんどんふえているということですが、教育委員会にお聞きしますと現在87人ということでした。池田小学校が29人、会染小学校が21人、高瀬中学校が37人ということでした。そして、この3項目をもし追加した場合、町の負担を試算してみました。PTA会費は池田小が3,000円、会染小が2,500円、高瀬中が2,000円。そして合計の負担額は21万3,500円となります。クラブ活動費は、国の基準額は小学校1,355円、中学校1万4,800円で、受給者全員がクラブ活動をしたとして負担は61万5,350円です。それから生徒会費なんです、小学校は生徒会費はなく、中学校は600円です。そうしますと2万2,200円、合計で3項目を負担するとすると、町の負担額は85万1,050円となります。町長は第三子の保育料無料化の実施の折に、優先順位をつけて執行すると言われました。ぜひ子供たち、健やかな育ちをするためにも、ぜひこれも優先順位をつけて執行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 子育て支援ということで、私もいろいろな角度から支援に取り組んでまいりたいと思いますが、その中の1つにも入ってくるかなと思います。いろいろ含めました中で十分検討いたしまして、この件についても取り組んでまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に進みます。

町教育委員会は、就学援助申請書を年度当初に小・中学生全員に配布しておりますが、入学前の保護者が集まる機会にわかりやすい説明をして保護者に配布できないかお聞きいたします。また、申請用紙の回収は、就学援助の希望者が担任に渡すということですが、希望者だけでなく全員から用紙を回収するやり方ができないかお聞きいたします。ほかの自治体では、受給対象が保護者がわかりやすいように、判断しやすいように、世帯人数ごとの所得基準額を示して、説明のときに渡しているということです。

それから、回収を全員からというのは、出しにくいという状況もありますので、希望するか希望しないかという、まずそこに丸をつけるということだったら、全員回収ができるかと思いますが、そういう工夫をぜひしていただけないかと思いますが、お聞きいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいま就学援助の申請書につきまして説明がわかりにくいという御質問をいただいたわけでございます。今後につきましては、具体例を挙げるなど、ただいまも御指摘いただきましたけれども、わかりやすい説明をするように努めてまいりたいと思います。

また、個人情報につきまして十分配慮をいたしまして、配布、回収の方法について再度検討してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） よろしく願いいたします。

次に、就学援助の新入学準備費は入学してから支給されます。必要な時期に手元にお金がないことも考えられます。新しい門出に子供が悲しい思いをしたり、親が苦しい思いをする

ことになりますので、ぜひ3月中に支給していただければありがたいと思います。新日本婦人の会の調査では、入学準備費は小学校が平均5万4,540円、中学校が7万8,492円となっております。町の就学援助単価では、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円です。実際よりも大きく上回っています。7月支給ではせっかくの入学準備の援助の意味がなくなります。全国各地で入学前の3月に支給する自治体がふえております。実施自治体では支給の対象判断は、前年度の課税状況で判断しております。ぜひ実施を求めて町の考えをお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 御指摘のとおり、入学準備にかかわる援助費でございますが、実際に費用が必要な時期に交付ができれば有効かと思っております。就学援助費の支給要件は、ただいまも一部御質問の中にございましたけれども、そのほかにも多数ありまして複雑となっております。その中で前年の収入額による規定などがござります。その確定時期につきましては、当該年度の6月となります。確定前に見込みを持って支給した場合に、返納などの危険性があるものと思われまます。現在、3月支給の方法について調査検討をしておりますが、やはり近隣の市町村には実施しているところがござりませんで、苦慮しているところでござりますけれども、引き続き調査をしてまいりたいと思っております。3月支給ができるような状況について調査をさせていただきますので、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 最近なんですけれども、新潟市でこれが実施されたということです。ぼちぼちそういう自治体も出てきております。それから、子育てをという場合に、近隣自治体と比べることをよく前町長も言われたんですが、近隣自治体がやっていないことをやるということが、やはり池田町が子育てに熱心にやっているんだというようにアピールできるし、それからやっぱりどこに移住しようかと思ったときに、池田町ではこういうこともしっかりやっているんだなということで若い世帯がふえる理由にもなってくるかと思っておりますが、ぜひそれをやっていただければなと思っております。ぜひお願いいたします。

町長、ちょっとお聞きします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 子育て支援の1つかと思っておりますけれども、比較ばかりが判断基準には

ならないかと思ひます。議員御指摘のように、いい策であれば大いに取り入れてまいりたいと思ひております。十分調査をいたしまして検討してまいりたいと思ひます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひよろしくお願ひします。

自治体の御苦勞なんかが多分あると思ひますが、それを越えてぜひ支援をお願ひしたいと思ひます。

次に、就学援助項目で眼鏡支援についてお聞ひいたします。

就学援助受給者のうち眼鏡が必要と判断された児童の中で眼鏡をかけていない児童がいる場合、眼鏡購入の支援を項目に追加できないかお尋ねいたします。親は認識があつても眼鏡を購入できない事情がある場合、児童・生徒の学習に支障が出たり、学習意欲の低下にもつながつていきます。また発達段階の児童・生徒には医療の面からも、心理面からも重視しなければならないと思ひます。町のお考へをお聞ひいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 眼鏡の支援に関する御質問でございます。

再三御質問いただひているところでございますけれども、先ほど御質問をいただきました就学援助項目の中でございますが、現在、眼鏡の支援につきましては含まれておりません。指定をされております。このことから、支援を実施する予定につきましては今のところございませんのでお願ひをしたいと思ひます。

それから、議員御指摘の学習に支障がある、それから心理面からの影響がある、経済的な面から親に言えないなどの場合につきましては、考慮しなければならないものと考えております。学校におきましては座席の配置など配慮をし、支援をしているところでございます。また視力が落ちる原因としまして、ゲーム機の過剰な使用などが考えられます。そのような面からも視力低下の対策としてさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 神奈川県がほとんどの自治体でこの眼鏡支援を就学援助受給者にしてあります。やはり眼鏡をかけるかけないというのは、ここに私、さっき申したように、発達段階の児童にとっては非常に大事なことだと思ひます。それで、トラコーマだとか何か 7

つぐらい病気のことにについて就学援助の対象に、医療の対象になりますけれども、ぜひこの学習に支障があるということも、これからの人生がこの子にとって大事なことから、7歳ぐらいから12歳、それから15歳ぐらいまでのこの一番大事な時期に自分のところの家計がやはり苦しいと。言いたいけれども言えないと。それで、親もわかっていながら、それを何となく黙っているというようなことも考えられるんですよね。そこでやっぱり、自己達成感といますか、大出議員もそういうことを言われましたけれども、肯定感といますか、そういう気持ちがやはり小さいころからそれをずっと味わっていくと、どうせ私なんかとか、どうせ俺なんかというような考えになっていくんですね。そして、物事に真面目に取り組まないとか、どうせいいやというような考えになっていくんですね。だから、本当にここは大事なところだと思うんです。ぜひ考えていただければなと思うんですが、町長、ちょっとお願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 議員おっしゃるとおりの現状があるかと思えますけれども、現状に対する支援というのも大事でありますけれども、その要因になっている、横澤議員の質問にもありましたけれども、生活習慣というところにも大いにやっぱり目を向けていかなければならないのかなと。この後段で書いてありますけれども、視力の落ちる原因として、どうもゲーム機の過剰な使用ということが指摘されているケースがあるかと思えます。視力というのはこういう現代の、そういう機器による視力低下ということも大きな原因になっていると思いますので、その辺は教育の部分から大いにアピール、啓蒙してまいりたいと思えます。

また、支援につきましては、実態の調査を行うとともに、どの程度の要望があるのか、どれだけ支障があるのか、大いに研究してまいりたいと思っておりますので、その結果、必要とあらばまたそれも取り入れていく方向でも考えられるのかなと思えます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 教育委員会に邪魔くさい調査をしていただきまして、各学校に受給者で眼鏡が必要な子供たちのうち、眼鏡をかけていない子供たちがいるかどうか調査していただきました。そうすると、受給者のうち眼鏡が必要な児童・生徒は25人でした。そのうち、眼鏡を使用していない児童・生徒、これは小学校で2人、中学校で2人、合計4人でした。この4人とも視力検査がC判定以下でした。C判定というのは、視力が0.3から0.6で、教室

の後ろから黒板の字が見えづらいということです。D判定は、視力が0.2以下で、前の席でも字が見えづらいということでした。

眼鏡支援を実施している自治体では、学校で診察して、その結果、視力が0.7から0.3以下の対象者に眼鏡購入支援の書類を出して、それで親が眼科に行って、眼科で診察したお金も町が見る。それから自治体は、購入した眼鏡店に代金を直接支払うというようにしておられます。それで限度額は大体1万8,000円から1万5,000円ぐらいでした。今、たまたま4人ですけれども、援助額はもし計算しても10万円かからないわけですよ。それで、児童・生徒が10万円未満で学習が安心してできるということは、非常に実施する価値があるんじゃないかと思うんです。町長も、ぜひほかでやっていないことをきっちりやるということはアピールになりますので、ぜひここは決断していただきたいと思います。本当に目が見えないで黙って後ろでじっとしているような子供を想像しますと、本当に涙が出てくるような感じになりますので、ぜひ考えていただければなと思います。

お返事をお願いします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどお話ししましたように、十分調査をして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） ぜひお願いします。

次に、小・中学生の運動着についてお尋ねいたします。

池田小学校は指定服がありません。そして、会染小学校と高瀬中学校が指定服となっております。それで、発育盛りでクラブ活動など激しい運動をする時期でもありますので、2着、3着と買い足さなければなりません。指定運動着は会染小学校の長袖上着が2,835円、長ズボンが2,415円です。それから、高瀬中学校では長袖の上着が3,700円、長ズボンが3,500円などとなっております。正直に割高感があると思います。池田小学校は、運動着の上着は白っぽいもの、ズボンは紺などという基準だけで指定になっておりません。会染も、それから高瀬中も池田小学校のように指定を外して保護者の負担を少しでも軽くできないかお聞きいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 運動着の指定につきましては、各学校の運営方針に基づいて決め

られております。保護者の負担につきましては軽減をしてみたいと思いますが、議員の調査していただきました会染小学校、高瀬中学校、それぞれの指定運動着の価格につきましては、一般的なスポーツ用品としては決して高価なものではないというふうに認識しております。運動着等を指定するという部分につきましてメリット・デメリットがあるわけですが、一概に指定をしないほうが親の負担額が減るということは言えないのかなというふうに思います。やはり各学校の運営方針がございますので、それに基づいてということをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 私は子育てをしていて、指定の運動着、池田町じゃなかったんですけども、買うときに、これだったらもう少し安いのが、似たようなのがあるなというふうにしょっちゅう思っております。これは池田小学校のように、保護者に、PTAのときなんかアンケートをとるとか聞いていただけないでしょうか。保護者の方はもう感じておられると思うんですね、自由にしてもらいたいと。大体、白っぽいものとか紺っぽいものという基準だけでしていただければなと思っておられる方も多数おられると思いますが、そういうアンケートなりPTAでざっくり聞くなり、そういうことをしていただけないでしょうか、お願いいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） アンケートをとるということでございますが、学校のほうと協議をさせていただきます、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 池田小学校で指定になっておりませんが、何か不都合なことというのありましたでしょうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 不都合と申し上げますが、これ、一般的にあるわけですが、指定がないゆえに、過剰になっていってしまうと。要は派手なもの、派手なもの、子供が欲しいものということになってまいりますと、どんどん高価なものになっていってし

まいります。一般的に言いますと、隣の子がこういうものを着ていた、私も欲しいというような、多分そこら辺が単純な部分になるかなというふうに思います。これにつきましては本当にどんどん過剰に反応していってしまうというようなおそれもあるのかなというふうに思います。その点について危惧しているところでございます。

以上です。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひ、絶対に指定でなければならないというんじゃなくて、もう少し緩い指定にしていただけたらありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

次に、病児保育についてお聞きいたします。

子育て支援計画ニーズの町のアンケート結果によりますと、116人中26人が病児保育を利用したいとの回答がありました。前回の町の回答でも課題として認識しているとお答えがありました。また県でも大北地域に病児保育の必要性は認めております。男女共同参画の点からも、また実際共働きではないと家計が成り立たない現状を考えても必要です。特に、子供が病気になると多くは母親が会社を休むことになり、女性は男性より不安定雇用が多く、休みをとりにくい現状があります。病気のときくらい母親が見るべきという意見がありますが、日本社会の現状はそういうことが言えない厳しい状況があります。国の保育対策等促進事業補助金があり、事業費の3分の2が補助されます。町は早急に対応すべきと考えますが、町のお考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 服部議員さんの御質問にお答えします。

病児保育の必要性につきましては、認識をさせていただいているところでございます。現在、町の子ども子育て支援事業計画に位置づけられる計画数につきましては1ということで、その依頼があった場合には対応をさせていただいている状況でございます。

また、設置に関しましては、本年度、北アルプス広域の連携自立圏の取り組みの中で、子育て支援専門部会の検討事項にこの件が掲げられております。先日1回目の会議が開かれた折に出席をまいりました。この会議に参加をする中で、この件につきましては検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8番（服部久子君） この位置づけられているのはわかりませんが、それをいつから実際に実施できるのでしょうか。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 実施の時期については、検討が始まったばかりですので、いつというふうな方針はまだ決められておりません。課題などについては出されておりますが、特に利用の頻度、それからやはりお医者さんと確保ということも出てまいりますので、それらにかかわる費用、こういったところが課題というふうに位置づけられております。

先ほど補助金などの話もありましたけれども、それらも含める中で検討ということになってまいろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） いつかわからないというような悠長な今、状況じゃないと思うんですよね。男女共同参画がもう十何年も前に叫ばれて、それで池田町にも条例があるんですけども、なかなか進まないということですよ。それで、やはり女性も安心して働けるというのは、しっかり正社員になって、子供が病気の時にはちゃんと休める、それが一番いいんですけれども、現在そういう状況がなかなか難しいということで、今こういう病児保育ということも出てきたと思うんです。それで、松本市では何年も前から梓川診療所と、それから相澤病院の協力を得て、2カ所でやられておりまして、そんなに大きな負担じゃないということはこの前見てきて、そういうふうに言われておりました。

それで、やはり今度第三子を保育料無料にしたいということで、3人の子供さんのお母さんにこの前お聞きしたら、インフルエンザがはやっていたときに子供3人がかわりばんこに風邪を引くものだから、もう長いこと会社を休んでいるんだと。それで、もういつ辞めてくれと言われるかももう冷や冷やなんですよというふうに言われておりました。女性の場合は、本当に会社を休むのも自分のために休むんじゃなくて、子供のために休む。それから、いつも冷や冷やししながら休暇を電話でとるといって、私も経験がありますけれども、そういう体験をしなきゃならないんですよ。だから、本当にこの連携でやっていくというなら、いついつまでにやっていくということをぜひ掲げていただくのと、それからせっかく池田町にはあづみ病院があって、池田町も多額の補助金を出しておりますので、ぜひその協力も得ながら早急に何とかしていただければなと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 現状を見ると、議員おっしゃるとおりかなと思います。いずれにしても、北アルプス連携自立圏で検討が始まりました。もうこの会議の中で時期的には早急に取り組むよう進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 行政が早急にというのは、あと何年かわからないということが常識かと思しますので、ぜひ若いお母さんが安心して働ける、そういう町にしていただければなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で服部議員の質問は終了しました。

以上で一般質問の全部を終了します。

散会の宣告

議長（那須博天君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 47 分

平成 28 年 6 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

平成28年6月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年6月20日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第27号について、討論、採決
- 日程第 3 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 同意第4号の上程、説明、採決
- 追加日程第2 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第3 発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第4 発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第5 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第7 議員派遣の件

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 倉科栄司君 | 2番 | 横澤はま君 |
| 3番 | 矢口稔君 | 4番 | 矢口新平君 |
| 5番 | 大出美晴君 | 6番 | 和澤忠志君 |
| 7番 | 薄井孝彦君 | 8番 | 服部久子君 |
| 9番 | 櫻井康人君 | 11番 | 立野泰君 |
| 12番 | 那須博天君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕 聖 章 君	副町長	大 槻 覚 君
教育長	平 林 康 男 君	総務課長	中 山 彰 博 君
会計管理者兼 会計課長	矢 口 衛 君	住民課長	倉 科 昭 二 君
福祉課長	小田切 隆 君	保育課長	勝 家 健 充 君
振興課長	宮 崎 鉄 雄 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
教育課長	藤 澤 宜 治 君	総務係課長	丸 山 光 一 君
監査委員	吉 澤 暢 章 君		

事務局職員出席者

事務局長	大 蔦 奈美子 君	事務局書記	網 島 尚 美 君
------	-----------	-------	-----------

開議 午前 10時00分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

甕町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

甕町長。

町長（甕 聖章君） おはようございます。

諸般の報告のうち、報告第6号及び報告第7号について、初日、報告がされておりませんでしたので、ここで御報告をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

諸般の報告

議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第6号 平成27年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について。

以上報告第6号、第7号を一括して報告願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 報告第6号 平成27年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

今回、平成28年度に繰り越す事業は13事業、繰越総額では1億7,605万円でございます。

財源としまして、未収入特定財源で1億3,158万2,000円、一般財源では4,446万8,000円あります。

内容は、総務費では職員研修事業、広報広聴経費、公共施設等総合管理計画策定業務委託、

情報セキュリティ強化対策事業、移住交流事業の5事業であります。民生費では、成年後見支援センター事業、臨時福祉給付金給付事業の2事業。農林水産業費では、土地改良総務費。土木費では、町道登波離橋線、町道225号線の各道路改良事業、クラフトパーク管理経費の3事業。教育費では、学校施設改修事業、若者交流事業の2事業であります。

次に、報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告いたします。

平成27年度事業報告及び決算につきましては、5月30日の理事会において承認を受け、財産目録、貸借対照表及び損益計算書とともに、会計幹事の意見を付して町長に提出されました。

平成27年度当期純利益はマイナス905万2,898円で、年度末繰越準備金は9,068万6,909円となりました。

平成28年度事業計画及び予算につきましては、3月30日の理事会において承認されたものであります。

事業計画では現在、公社で所有しております住宅用地などの早期分譲と若者定住に向けた滝沢用地取得及び造成、また、町からの要請に応えるべく、委託事業が受けられるよう計画しております。

当初予算では、収益的収支、支出で当期純損失を1,400万7,000円と見込んでおります。

以上、報告第6号及び報告第7号を一括して報告いたしました。

議長（那須博天君） 以上で諸般の報告を終わります。

各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（那須博天君） 日程1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、予算決算特別委員会の審議内容について、御報告申し上げます。

開催日時について、平成28年6月13日、9時30分から、総務課、議会事務局、会計課、福祉課関係について。翌日6月14日、9時30分から、振興課、建設水道課、教育委員会関係について。6月16日13時から、総合審査。場所は池田町役場議会協議会室で行われました。

参加者、議会側、予算決算特別委員会委員11名全員であります。行政側は、町長、副町長、総務課、住民課、福祉課、保育課、議会事務局、農業委員会、振興課、建設水道課、教育委員会の課長及び関係係長であります。

なお、6月16日の総合審査は委員のみの出席でありました。

今回、我々の委員会に付託された案件は1件でございます。

議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

質疑内容について、御報告申し上げます。

まず、総務課関係。日本で最も美しい村連合について。

問、今年の「日本で最も美しい村連合」大会、いわゆるフェスティバルはどこで開催されるのか。また、大会参加を町の活動にどう生かしていくのか。

答、大会は10月6日から7日、静岡県松崎町で開かれる。戦略会議や首長の意見交換の会議ももたれる。それらを町の活動に生かしていきたい。

問、「日本で最も美しい村」連合への参加は、見直すべき時期にきていると思う。町長はどのように考えるか。

答、連合参加は検証すべき時期にきていると思う。平成29年度に連合の審査がある。それまでに自分なりに検証し、加入について方向を定めていきたい。

問、連合の会議で、参加自治体間で災害時相互連携協定を結べないか、話を出していただくよう前町長に要請したが、断ち切れになっている。10月の連合会議で出してもらえないか。

答、その点も含め、他町村と十分な連携をとっていきたい。

問、消防団拠点施設整備事業について、地元負担金はあるのか。

答、工事費の10%分を関連する自治会に負担していただく。会計については、その際に補正予算で計上する。

議会事務局関係。

問、監査委員の研修予算が盛られたが、どこに研修に行くのか。

答、検討中である。

福祉課関係。子育て支援ショートステイ事業について。

問、ショートステイを利用できる方は、母子家庭に限られるのか。

答、母子家庭に限らず、希望する人は誰でも利用できる。

問、ショートステイへの送り迎えはどうなるか。

答、入退所日は親が送り迎えをする。

問、ショートステイする施設と松本児童相談所との関係は。

答、ショートステイする施設は松本児童相談所とは直接関係はない。

はたちの歯科健診事業について。

問、はたちの歯科健診は、大北歯科医師会所属医師に限られるとしているが、大北地区以外のかかりつけ医でも受けられるようにすべきではないか。

答、本年度新規の事業であり、実施状況を見て検討したい。

問、安曇野市の歯科医師会から町に、はたちの歯科健診を受け入れたいと要望があった場合は対応するのか。

答、本年度新規の事業であり、今後考えてみたい。

問、包括的支援事業で、理学療法士を雇用した経緯は何か。

答、町民で訪問リハビリを担当していた理学療法士さんが退職したので、お願いをした。週4日、雇用する。

問、保健事業の郵便料等予算の内容は何か。

答、福祉避難所利用登録者（認知症、障害者、妊婦さんなど）を自主防災組織に知らせてよいか、個々から承諾を得るための郵便料である。

振興課関係。ハーバルヘルスツーリズム事業について。

問、ハーバルヘルスツーリズム事業と総合戦略にある町の風景を、花とハーブの里が感じられるようにするとの関連はどうなるのか。ヘルスツーリズム研究・推進委員会は、総合戦略の背景なども含めて検討、実行していく組織にしたほうがよいと考えるがどうか。

答、検討する。

問、モニターツアーは何回行うのか、また、何名くらい参加してもらうのか。

答、大きなモニターツアーは2回で、1回20名程度の参加を予定している。希望があれば細かく実施をする。

問、ハーブ園の改修はどのように行うのか。

答、「見せる、収穫する、薬効などの勉強・触れ合う」の3つのゾーンに分けて整備する。車椅子などが通れ、作業しやすいよう、車も入れるよう園路を確保したい。

問、去年のハーブ園改修工事で、ハーブ園改修設計図はできていることを考えると、設計

管理費が高いと思う。理由は。

答、概略の設計はできているが、実際、工事段階で細かい設計は必要である。予算額は人件費、日数、経費率を乗じて算出した。

問、あづみ病院との連携で、健康増進のプログラムの充実を図ることはよいことであり、町民の関心も高まる。具体的方針は決まっているのか。

答、あづみ病院と具体的には詰めていない。今後相談するが、ハーブ利用の効果判定に医師の裏づけがあれば、ブランド力が増す。

問、計画に宿泊施設養成（受け入れ態勢構築）とあるが、どのように進めるか。多額な予算をかけての事業であるが、効果があるのか。

答、経済効果の算定はしていないが、この事業を通じてトレーナーを育成し、ハーブ園の案内などで新たな雇用を創出したい。また、食事や土産などで、新たな人の流れをつくり、経済効果を上げたい。宿泊事業者の養成も難しいが、進めたい。

問、町内でハーブの食事を気軽にとれる店をどのようにふやすのか。

答、町内業者で協力していただける方をふやし、町にお金が落ちる仕組みをつくりたい。要望、町で安価に泊まれる施設をつくってほしい。

問、この事業で、あづみ病院、金融機関との連携を挙げているが、事前に下打ち合わせはしてあるのか。

答、今後相談していく。

要望、予算化前に連携機関と事前に話をしながら進めてほしい。

飼料米について。

問、飼料米の予算が盛られたが、飼料米の販路が確立したのか。

答、試験圃場で栽培した飼料米は、販路確保を見込める。試験圃場以外で栽培された飼料米は、県と連携しながら販路の確保に努めたい。

プレミアム商品券の発行について。

問、プレミアム商品券の発行に決まりがあるのか。また、前回発行のプレミアム商品券の経済効果は検証されているか。

答、プレミアム商品券発行に決まりはない。去年は、国の地方活性化交付金を用いて実施し、今回は商工会からの要望により、予算化した。前回発行のプレミアム商品券は、1日半でほぼ売れ、多くの人が購入された。生活用品の購入が伸び、地元商店の売り上げが伸びたところもある。商品券発行を継続することにより、経済効果があらわれると考える。

建設水道課は質疑がありませんでした。

教育委員会。総合体育館耐震改修の石綿除去作業について。

問、石綿はどこにあるのか。また、万が一の事故発生の責任はどこがとるのか。

答、石綿は玄関ホールと体育館アリーナの天井にある。2年に1度、アスベストの飛散状況を調査しているが、飛散はない。工事責任は施工業者と町が負う。

問、石綿除去工事の安全性の確認はどのように行うのか。

答、施工業者は法律に基づき、ビニールシートで全館を覆い、除去工事を行う。請負業者との契約の中で、安全性の確保を明確にうたう。町も安全性について、くれぐれも配慮を行っていく。

要望、石綿除去工事に当たっては、町職員も常に監視してほしい。

問、石綿除去工事の危険性、総合体育館へのアプローチ方法など、町民への周知はどうするのか。

答、総合体育館へアプローチする動線などを周知し、安全対策に努める。

問、高瀬中学校の人権教育の内容は。

答、詳しくは中学校で検討している。障害者、高齢者の人権全般を学ぶとしている。講演会を開催するが、講師、開催日時などは未定である。

その他について。公用車の安全運転管理について。

問、公用車の事故防止、安全運転、飲酒運転の禁止などを職員に徹底していく必要がある。この点について、町の取り組みは。

答、安全運転管理者を置き、庁議、グループウェアなどで徹底している。

問、飲酒運転をしない誓いを町長に提出するなどの具体的取り組みも必要ではないか。町長の考えは。

答、大事なことである。庁内で検討したい。

総合福祉センターの入浴について。

問、入浴利用者はその都度、利用権を購入している。回数券の発行を検討できないか。

答、毎日の利用者を把握するため、毎回利用権を購入していただいている。

問、回数券を発行して入浴料を下げるなど、方策を検討できないか。

答、入浴料金は近隣に比べて安く、不満の声を聞いていない。不満の声が大きくなれば、検討する。

農村広場の遊具について。

問、農村広場北の遊具塗料が剥がれて、子供がけがをしそうなので、早く直してほしいとの町民要望を受けたが、対応は。

答、早急に現場点検を行う。

クラフトパークのアルプス展望のパネル前の腰かけについて。

問、クラフトパークのアルプス展望パネルの前の腰かけが老朽化し、撤去した。展望パネルを見るには腰かけが必要であり、早期に設置してほしい。

答、既決予算で対応する。

以上の質問がありました。

また、意見として、日本で最も美しい村事業及びハーバルヘルスツーリズム推進事業については、所期の目標が達成できるよう努力されたいとの意見が総合審査でございました。

以上、採決の結果、全会一致で可決しております。

以上で当委員会の報告といたします。

なお、他の委員に補足がありましたら、お願いをいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、矢口新平総務福祉委員長。

矢口委員長。

〔総務福祉委員長 矢口新平君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口新平君） おはようございます。

総務福祉委員会の報告をいたします。

総務福祉委員会は、平成28年6月13日月曜日、予算決算特別委員会終了後、役場3階協議会室で行いました。出席者は、総務福祉委員6名全員、行政側は、議会事務局長、町長、副町長、総務住民福祉保育課の各課長と関係係長でございます。

当委員会に付託された案件は、陳情1号、陳情3号、陳情4号、陳情5号、陳情6号、そ

れと請願 2 号であります。

説明を省略して、質疑の内容を報告いたします。

陳情 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

意見、趣旨採択でよい。

結果、賛成多数で趣旨採択としました。

請願 2 号 法人町民税改正に関する請願書。

意見、国は法人税を下げる意向がある。大北法人会の意向は継続を求めている。

意見、前回、350万円ほどの税収減になる方向だったが、現在、国が方向を出してきたので、議会として採択したほうがよい。

結果、全員賛成で採択です。

陳情 3 号 長野県に「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書」提出についての陳情。

意見、子育て世代の収入が減っている。医療窓口で一旦医療費を支払うことになる。無料なら安心して医者にかかれるので、陳情に賛成。

質問、行政側に聞くが、実施する県があるが、3月から6月にかけての動きはどうか。

答、現在、県内では窓口無料化はない。原村は500円を300円にして、後で償還している。窓口無料化にすると、国が国保財政で処理をするかどうかはまだ結論が出ていないが、年内に動きがあると思う。池田だけだと、多大な負担が生じる。

質問、陳情は意見書を県知事に出すことになっているが、国に出すほうが有効ではないのか。

答、県は毎年、国に無料化の要望と、自治体の独自に対してペナルティーをしないように陳情を出している。

意見、全国で8県、無料化を実施しており、この陳情は県に実施を求めているので、県に提出を。

意見、国は年内に方向を出すなら、県独自で実施することにより、国に意見書を出すべきではないか。

意見、国は消費税増税を2年半先に延長したときに、社会保障に影響すると言っている。県に出したほうが早道で、その陳情は県に提出を求めている。

結果、賛成多数で採択です。

陳情 4 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情。

意見、緊急事態法は災害の対応などを理由にしているが、狙いは国防に対してである。共同通信が災害対応で東日本で被害にあった 3 県の知事と市長村長にアンケートをとったが、3 県の知事と市長村長の大多数が、緊急事態法は必要はない、それより今ある防災対策法の改善を求めている。また、提出先のアジアと日本の平和と安全を守る長野県中南信フォーラムは全国組織で、共闘連合とつながりがあり、危険な団体である。安倍首相は憲法を変える前段階として、緊急事態法の制定を考えている。それに合う陳情で反対である。

意見、安保法とセットで考えられている。市町村にも提出され、苦慮されている。採択は難しい。

結果、全員反対で不採択としました。

陳情 5 号 年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書の採択を求める陳情書。

意見、年金が減る中、リスクが大きい投資に年金を充てることは、将来が不安になるので陳情に賛成。

意見、当然の内容である。

結果、全員賛成で採択としました。

陳情 6 号 国に対し、消費税率10%の増税中止を求める陳情書。

意見、この陳情が出された時点で、安倍首相は増税の方針だったが、経済状況を考え、増税を延期して景気の回復を待ちたいということなので、陳情に反対である。

意見、消費税が10%、15%になってもやむを得ない。それが経済にどう影響するかを考えていかなければならない。増税してどこに使うかが大事である。福祉に使われればよいが、軍事に使われれば問題である。国にお金がないので、増税しようがない。

意見、消費税は低所得の人に負担が大きい。国は財源がないというが、法人税引き下げで大企業は潤っている。富裕層は所得が1億円を超えると税が下がっている。財源は、大企業の300兆円の内部留保があり、それらの税金を取るべき。陳情に賛成である。

意見、事業者である農業者も優遇されている部分がある。農家が農産物を直売所で年間200万円売っても消費税はかけられない。また、低所得者が商品を買うときに、より安いところを探すことができる。

意見、消費税 8 % に上げ、景気が回復しなかったアベノミクスを継続する限り、10%に上げるのは無理と思う。

意見、今、納税が伸び始めているが、10%にする情勢はないので、先延ばしした。この陳

情を今すぐ採択する必要はない。

意見、10%に上げられるか不透明なので、検討する必要があるので、すぐ採択はできない。
結果、反対多数で不採択としました。

その他。あづみ病院の精神的ケアチームが、熊本地震被害地へ行った。災害時の対応を学ぶ勉強会を今後、総務福祉委員会にて、検討をする。

閉会中の継続調査は、池田町の町づくりと住民福祉の向上について。池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについてを調査研究とする。

以上であります。

以上で総務福祉委員会の報告を終わります。

他の委員に補足がありましたら、お願いいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、和澤忠志振興文教委員長。

和澤委員長。

〔振興文教委員長 和澤忠志君 登壇〕

振興文教委員長（和澤忠志君） おはようございます。

振興文教委員会の審査報告を申し上げます。

振興文教委員会は、日時、平成28年6月14日火曜日、午前11時10分より、池田町役場中会議室にて、出席者、議会側、振興文教委員5名全員、事務局長、行政側、町長、副町長、教育長、振興課、建設水道課、教育課の各課長、宮澤農政係長、山岸農業委員会事務局次長にて開かれました。

当委員会に付託された案件は陳情7号の1件です。

以下説明を省略し、質疑の内容を報告いたします。

陳情7号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策

の確立を求める陳情書。

意見、賛成。

採決の結果、全員の賛成で採択いたしました。

意見書提出についても、委員全員賛成により提出することに決定しました。

また、閉会中の継続審査テーマを池田町の産業振興と教育行政の充実について、池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについて、地方版総合戦略の検討について、以上3点について、委員の異議なく議長に提出いたしました。

以上で、振興文教委員会の報告は終わります。他の委員の皆さんに補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

議案第27号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程2、議案第27号について、討論、採決を行います。

議案第27号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第27号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程3、請願、陳情等について、各請願・陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情1号を挙手により採決します。

この陳情に対し、総務福祉委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は趣旨採択と決定しました。

請願2号 法人町民税改正に関する請願書について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

請願 2 号を挙手により採決します。

この請願に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

なお、ただいま採択されました請願 2 号については執行機関である池田町長に送付し、この「処理の経過」及び「結果」の報告を請求することといたします。

陳情 3 号 長野県に「子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書」提出についての陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情 3 号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情 4 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情 4 号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は不採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は不採択と決定しました。

陳情5号 年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書の採択を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情5号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情6号 国に対し、消費税率10%への増税中止を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 委員会のほうでは、一応、不採択ということですが、私はこの陳情については採択すべきではないかと、そういう立場から意見を述べさせていただきます。

2012年4月に安倍政権は、一応財源確保、それから社会保障をよくするというところで、消費税を5%から8%に上げました。また、安倍首相の経済政策によって大企業が利益を上げれば、それが滴り落ちて国民の生活を豊かにするというアベノミクスもあわせて行い、大企業の減税も行いました。

だけれども、この2年間たってみて、果たして本当に財政は再建されたのか、あるいは国

民生活がよくなったのかということを考えてみますと、決してそうではないというふうに私は考えます。

むしろ、社会保障についても改善はされなくて、年金は減らされて、医療費の負担はふえたり、悪くなっているのではないかとこのように思います。

それから、国民の生活を見ても、実質賃金が5年連続で減ったり、それから国民の実質消費も2年連続で減っているというようなことで、生活も苦しくなっております。

やはり経済政策を変えないと、ますます国民の暮らしも悪くなるし、国の財政再建もできなくなるのではないかと思います。では財源はどこに求めるかということなのですけれども、大企業はこのアベノミクスによって非常にもうけて300兆円を超える内部留保を出しておりますので、そういったものの活用や、大企業の減税額というのは、中小企業の減税額よりはるかに大きいわけですね。それを中小並みにすれば財源も出てきますし、それから、所得税1億円を超えると税率が下がるのですよね。こういった税制を変えれば、財源も出てくると思いますので、そういったやはり税金の取るやり方を変えない限り、この財源も出てきませんし、国民の生活もよくなりません。そういう意味で、消費税10%にすればさらにおかしくなるということは目に見えていますので、本陳情は採択すべきだと思います。

以上です。

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情6号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は不採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は不採択と決定しました。

陳情7号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情について討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情7号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

追加案件として、同意1件、発議3件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

同意第4号の上程、説明、採択

議長（那須博天君） 追加日程1、同意4号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

大槻副町長の退席を求めます。

〔副町長 大槻 覚君 退席〕

議長（那須博天君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 同意第4号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本同意は、地方税法第404条第2項及び池田町税条例第76条の規定により同意を願うものであります。

固定資産評価員の役割は、市長村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市長村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に設置するものであります。

評価員は、現在、総務課長となっておりますが、副町長が選任されたことに伴い、新たに大槻覚副町長を評価員としてお願いするものでございます。

大槻氏は、5月1日付で副町長職に就き、現在に至ります。

御審議の上、御同意をお願いいたします。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了します。

同意第4を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

大槻副町長の復席を求めます。

〔副町長 大槻 覚君 復席〕

4番（矢口新平君） 議長、ちょっと休憩動議を申請します。

先ほどの薄井さんのあれは、賛成討論のところではありましたが、反対討論のところでは議事録修正しなければいけないのではないんですか。

7番（薄井孝彦君） 最初の段階で、不採択に賛成か反対か、ちょっと明確にならなかったものですから、最初の言い方として私は、委員会のほうは不採択であったけれども、採択すべきだという立場から意見を述べるということで述べました。

議長（那須博天君） この陳情そのものに対して、賛成という立場の意見という捉まえでいいわけですね。その後、採択の中で、不採択になったという形の進めでいいのかなと思いますが、どうでしょうか。いけませんか。おかしいですか。いいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（那須博天君） いいですね。

では、大槻覚君に申し上げます。ただいまの固定資産評価員の選任については、これに同意することに決定をいたしました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 追加日程2、発議第2号 子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 発議第2号 子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書について。

子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年6月20日提出。提出者、池田町議会議員、矢口新平。賛成者、同上、服部久子、大出美晴、矢口稔、横澤はま。

長野県知事、阿部守一様。

子ども・障がい者の医療費窓口無料化の実施を求める意見書（案）。

日ごろ、県民福祉の向上に御尽力をいただき、敬意を表します。私たちは、子供・障害者の皆さんが経済的に心配せず、安心して医療を受けられる福祉医療給付制度の改善を願っています。

現在、長野県では子供・障害者の医療費は一旦窓口で自己負担分を全額払い、二、三カ月後に登録した口座に振り込まれる償還払いの自動給付方式となっています。

子供の貧困が進んでいる中、たとえ後から戻ってくるとしても、子育て世代や障害者にとって医療費の負担が重く、経済的困難を抱えた家族からは、お金がないときには受診を控えるといった声も聞かれます。早期受診は病状悪化を防ぐために非常に重要です。子供の命や健康が家庭環境に左右されてはなりません。

現在、子ども・障がい者の医療費窓口無料化制度は2015年4月現在、子ども医療費で38都府県、障害者医療費は30都道府県、市町村段階でも全国の8割が自治体で実施されています。

償還払い方式は8県（岩手県、石川県、福井県、長野県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県）とわずかです。このうち石川県では、2015年度中に8市1町が窓口無料化となり、岩手県も2016年4月以降、全県一斉に窓口無料化にする予定です。

長野県はこれまで、窓口無料化実施により国からの補助金が削減されるという理由で、無料化を拒んでいます。国による制裁措置をやめさせることは重要ですが、どの自治体でも財政が厳しいのは同じです。安心して医療が受けられるよう窓口無料化を県の施策として実施されますよう、下記の内容で陳情いたします。

記。

1、子供や障害者の福祉医療給付制度を現行の償還払いの自動給付方式ではなく、窓口無料化方式にしてください。

平成28年6月20日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

議長（那須博天君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第2号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 追加日程3、発議第3号 年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 発議第3号 年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書について。

年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年6月20日提出。提出者、池田町議会議員、矢口新平。賛成者、議会議員、服部久子、大出美晴、矢口稔、横澤はま。

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長様。

年金積立金の安全かつ効率的な運用に関する意見書（案）。

公的年金受給者は高齢者世帯の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、年金は老後の生活保障の柱となっている。

しかし、アベノミクスの影響、とりわけ消費税増税などで国民の生活は厳しくなり、国民年金保険料の納付率は60%前後で推移しており、未納者、未加入者は約305万人で、将来、無年金、低年金となり、生活困窮に陥る可能性は高いと予想されている。

その中で、政府は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性の高い株式運用の割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、積立金の運用方針を大きく転換し、国内株式と外国株式の運用比率をそれぞれ12%から25%に倍増し、比較的リスクの少ないとされる国債などの国内債券を60%から35%に減らした結果、昨年7月～9月期には約8兆円の運用損を出した。

年金積立金の運用は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために安全かつ確実な運用を行うべきであり、日本経済への貢献が目的ではない。リスク性を高めた年金積立金が損失した場合、安倍首相が国会で、想定利益が出ないなら給付で調整するしかないと答弁したように、被保険者、受給者が被害を受けることになる。

よって、下記項目について、政府におかれては速やかに実施されるように求めるものである。

記。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、安全かつ確実な運用を行うこと。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性を高める方向での急激な変化は、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、資金運用比率を2014年10月31日以前の比率に戻すこと。

以上。

平成28年6月20日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

議長（那須博天君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第3号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 追加日程4、発議第4号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 発議第4号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について。

TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年6月20日提出。提出者、池田町議会議員、和澤忠志。同じく賛成者、倉科栄司、薄井孝彦、櫻井康人、立野泰。

TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書（案）。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、TPP担当大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官各殿。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出いたします。

記。

TPP交渉は、昨年10月に大筋合意され、その中で、農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されることとなった。

政府の試算によると、総合的なTPP関連政策大綱に基づく政策対応を考慮してもなお、我が国の農林水産物の生産額は1,300億円から2,100億円減少する見込みであると公表されるなど、生産者は今後の農業経営の継続に大きな不安を抱いている。

さらに、衆議院TPP特別委員会において、交渉経過や合意内容等が議論されたが、政府は保秘義務契約を理由に情報開示を拒み、国会承認と関連法案の審議が深まることなく、秋の臨時国会に持ち越され、TPPに対する県民の不安や懸念は増すばかりである。

政府は、TPP特別委員会等におけるTPP協定承認案及びTPP関連法案の国会審議において、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について、県民のTPPに対する不

安や懸念が払拭されるよう、十分な情報開示と明確な説明を行うとともに、生産者が安心して営農継続できるよう、将来を見据えた中長期的な農業政策の確立に向けた国会審議を行うよう要請する。

以上。

平成28年6月20日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

以上。

議長（那須博天君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

各常任委員会より、閉会中の所管事務の調査の申し出が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（那須博天君） 追加日程 5、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（那須博天君） 追加日程6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（那須博天君） 追加日程7、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

6月10日から20日までの11日間にわたる長い会期の定例会で、大変御苦労さまでございました。

提案いたしました案件について、それぞれ慎重に御審議、御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

御審議の中でいただきました御意見や一般質問での事項について、お答えに沿って最善の努力をまいります。

これからは、本格的な暑さもやっております。健康に十分御留意されますことをお願いいたします。御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

閉議の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

議長あいさつ

議長（那須博天君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月10日より本日まで11日間にわたり熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。

今後、行政側におかれましては、審議中にありました意見、要望等に十分配慮され、適切な事務事業の執行に当たられますよう強く希望いたします。

閉会の宣告

議長（那須博天君） これをもって平成28年6月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月20日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 矢 口 新 平

署 名 議 員 薄 井 孝 彦